

北栄町地域防災計画

(震災・風水害等対策編)

平成 20 年 3 月 作成
平成 21 年 2 月 修正
平成 24 年 2 月 修正
平成 25 年 3 月 修正
平成 27 年 3 月 修正
平成 28 年 2 月 修正
平成 31 年 3 月 修正
令和 2 年 3 月 修正

北栄町防災会議

北栄町地域防災計画(震災・風水害等対策編)

目 次

第1章 総 則

第1節 通則	1
第2節 町及び防災関係機関の事務または業務の大綱	1
第3節 住民の責務	7
第4節 町の自然条件と災害	8

第2章 災害予防計画

第1節 通則	20
第2節 減災目標の整備	20
第3節 災害危険区域の設定	20
第4節 水害予防計画	20
第5節 土砂災害予防計画	23
第6節 市街地等防災化計画	25
第7節 建造物災害予防計画	25
第8節 公共施設等の予防計画	27
第9節 上水道	28
第10節 下水道及び農業集落排水事業	29
第11節 津波災害予防計画	30
第12節 風害予防計画	31
第13節 雪害予防計画	32
第14節 高潮、高波災害予防計画	33
第15節 農業災害予防計画	33
第16節 消防計画	34
第17節 文化財災害予防計画	36
第18節 避難所等整備計画	37
第19節 防災体制の整備計画	40
第20節 物資・資機材等整備計画	41
第21節 生活必需物資備蓄・調達計画	41
第22節 医療（助産）救護体制の整備計画	42
第23節 文教対策計画	43
第24節 防災通信体制整備計画	44
第25節 防災拠点の整備計画	45
第26節 緊急輸送計画	46
第27節 広域応援・受援体制整備計画	46
第28節 防災知識普及計画	47
第29節 自主防災組織の整備計画	49
第30節 防災訓練計画	50
第31節 避難体制整備計画	53
第32節 ボランティア受入計画	56
第33節 避難行動要支援者対策の強化	56

第34節	海上災害予防計画	58
第35節	危険物等災害予防対策計画	59
第36節	被災者支援計画	59
第37節	帰宅困難者対策の強化	60
第38節	観光客・通過者対策計画	61
第39節	災害時の事業継続の取り組みの促進	62
第40節	地震災害に関する調査研究	62

第3章 災害応急対策計画（共通）

第1節	北栄町防災会議	63
第2節	北栄町災害警戒本部	63
第3節	北栄町災害対策本部	64
第4節	配備及び動員計画	71
第5節	災害通信計画	73
第6節	災害広報・広聴計画	75
第7節	事前措置計画	77
第8節	避難計画	78
第9節	消防活動計画	91
第10節	消防防災ヘリコプター活用計画	92
第11節	広域応援計画	93
第12節	自衛隊災害派遣要請計画	94
第13節	国土交通省への応援要請及び応援受入れ	98
第14節	海上保安庁への応援要請及び応援受入れ	99
第15節	労働力供給計画	99
第16節	水防計画	102
第17節	機械資機材の調達計画	110
第18節	災害救助法の適用	111
第19節	食糧供給計画	112
第20節	衣料生活必需物資供給計画	116
第21節	給水計画	118
第22節	入浴計画	119
第23節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	120
第24節	医療（助産）救護計画	124
第25節	防疫計画	126
第26節	清掃及び死亡獣畜処理計画	129
第27節	トイレ対策計画	130
第28節	救出計画	132
第29節	行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬計画	133
第30節	障害物の除去計画	136
第31節	輸送計画	138
第32節	交通確保対策計画	140
第33節	文教対策計画	143
第34節	隣保互助、民間団体活用計画	146
第35節	ボランティア受入計画	147

第 36 節	避難行動要支援者対策の強化	148
第 37 節	義援金・義援物資の受入・配分計画	150
第 38 節	交通施設応急対策計画	151
第 39 節	水道施設応急対策計画	152
第 40 節	下水道施設応急対策計画	153
第 41 節	損害補償	153
第 4 章	災害応急対策計画（震災対策関係）	
第 1 節	配備及び動員計画	155
第 2 節	通信情報計画	157
第 3 節	災害情報収集計画	162
第 5 章	災害応急対策計画（風水害等対策関係）	
第 1 節	配備及び動員計画	164
第 2 節	気象情報等伝達計画	167
第 3 節	災害関係情報収集・報告計画	176
第 6 章	災害復旧計画	
第 1 節	公共施設災害復旧計画	178
第 2 節	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する 法律に基づく激甚災害に係る財政援助措置	179
第 3 節	資金融資計画	180
第 4 節	被災者生活再建支援法の適用	182
第 5 節	災害復興計画	183

第 1 章 総 則

第 1 節 通 則

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。）第 42 条の規定に基づき、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害にかかる災害予防・災害応急対策及び災害復旧に関する事務または業務の大綱等を定め、これにより防災活動を総合的・計画的に推進する。町及び住民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するために、必要な防災に関する基本的事項の中から特に必要な事項を定めることを目的とする。

また、防災及び災害応急対策の推進にあたり、女性や避難行動要支援者等の多様な視点の反映に努めるものとする。

2. 災害の軽減

災害の軽減については、「災害の発生を防ぎきることは不可能である」との基本認識に立ち、災害対策のあらゆる分野で、予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の一連の取組を通じて出来るだけ被害の最小化を図る「減災」の考え方を徹底する必要がある。この考え方は、国、県、町、事業者、住民それぞれが役割分担と相互の連携を確保したうえで、積極的かつ計画的な行動により達成していかなければならないものである。特に、いつでもどこでも起こりうる災害を常に意識しながら、災害が発生した場合の被害の最小化と迅速な回復を図ることは非常に重要である。

3. その他の法令に基づく計画との関係

この計画は、鳥取県地域防災計画及び他の法令に基づいて作成された防災に関する計画に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第 2 節 町及び防災関係機関の事務または業務の大綱

北栄町及び鳥取県をはじめ、本町を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関、町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務または業務を通じて北栄町の地域にかかる防災に寄与するものとする。

これらの防災関係機関が防災に関して処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

1. 県、町、消防局

区分・関係機関名		処理すべき事務または業務の大綱
県	中部総合事務所地域振興局	県災害対策本部地方支部の運営、一般被害情報の収集及び必要な対策、町との連絡に関すること
	〃 福祉保健局	災害救助法による救助の実施及び福祉施設の災害対策の指導、災害時における医療・防疫等保健衛生対策に関すること

	生活環境局	災害時における環境衛生・廃棄物対策、食品衛生対策、動物管理対策、住宅対策に関すること
	農林局	災害時における農林業の総合的な行政、技術指導及び農林業者に対する金融対策に関すること
	県土整備局	水防及び公共土木施設の防災並びに被災施設の復旧に関する行政及び技術指導に関すること
	中部県税事務所	災害時における県税の減免・納入期限の延長等特別措置に関すること
	鳥取県教育委員会中部教育局	町立学校の情報収集及び報告に関すること
	倉吉警察署	災害時における治安・交通・通信等災害応急措置に関すること
	全般の業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鳥取県防災会議に関する事務 2. 防災に関する組織の整備 3. 防災に関する訓練及び防災思想の普及 4. 防災に関する施設及び設備の整備 5. 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6. 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査 7. 水防その他の応援措置 8. 被災者の救助及び救護措置 9. 災害時の文教対策 10. 清掃、防疫、その他の保健衛生対策 11. 施設及び設備の応急復旧 12. 交通規制及び災害警備 13. 緊急輸送の確保 14. 災害復旧の実施 15. 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
町	北栄町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北栄町防災会議に関する事務 2. 防災に関する組織の整備 3. 防災に関する訓練及び防災思想の普及 4. 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 5. 防災に関する施設及び設備の整備 6. 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査 7. 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置 8. 被災者の救難、救助、その他の保護 9. 被災者の医療、助産の実施 10. 避難の勧告または指示 11. 災害時の文教対策 12. 清掃、防疫、その他の保健衛生対策 13. 施設及び設備の応急復旧 14. 緊急輸送の確保 15. 災害復旧の実施

		16. 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整
消防局	鳥取中部ふるさと広域 連合消防局	災害時における消防、救急、救助、その他防災に関すること

2. 指定地方行政機関等

区分・関係機関名	処理すべき事務または業務の大綱
指定地方 行政機関	<p>中国地方整備局</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防 2. 災害に関する情報の収集及び伝達 3. 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 4. 災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置 5. 被災直轄河川、国道、公共土木施設の復旧措置 6. 港湾施設の整備と防災管理 7. 港湾施設の災害復旧 8. 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 9. 海上の流出油に対する防御措置 10. 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 11. 飛行場の災害復旧 12. 被災地方公共団体への人員の派遣及び資機材の貸与 13. 緊急を要すると認められる場合には、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施 14. 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣
	<p>中国四国農政局</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2. 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3. 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4. 営農資材の供給指導、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 5. 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6. 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 7. 災害時における主要食糧の供給対策

鳥取労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働災害防止についての監督、指導 2. 労働災害に係る保証並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する援助、救急措置に関する協力
中国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管内各警察の指導調整 2. 警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用 6. 津波警報の伝達
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常の場合の無線通信及び非常事態における有線電気通信の管理 2. 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請
中国財務局 (鳥取財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体に対する災害融資 2. 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3. 公共事業等被災施設の査定の立会 4. 災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独立行政法人国立病院機構との連絡調整(災害時における医療の提供)
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 2. 国有林における予防治山施設による災害予防 3. 国有林における荒廃地の復旧 4. 木材需要動向の把握と供給・緊急輸送の要請
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の物資の供給対策 2. 被災商鉱工業者に対する融資あっせん 3. 被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2. 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全
中国運輸局 (鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達 2. 輸送等の安全確保に関する指導監督 3. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4. 船舶運航事業者に対する航海命令 5. 港湾運送事業者に対する公益命令 6. 自動車運送事業者に対する運送命令
大阪航空局 (美保空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における航空輸送の調査及び指導 2. 災害時における関係機関と航空送者との連絡調整

	大阪管区气象台 (鳥取地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象(地震・火山現象を除く)及び水象の予警報等の発表及び通知 2. 津波警報等の通知 3. 恒久的災害対策の気象資料の提供 4. 災害発生時の気象観測資料の提供 5. その他防災に係る气象台の所掌事項
	第八管区海上保安本部 (境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の伝達・周知 2. 海難救助等 3. 海上における緊急輸送 4. 海上交通安全の確保 5. 治安の維持
	中国四国地方環境事務所 (米子自然環境事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 2. 国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援
	中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における防衛省(本省)及び自衛隊との連絡調整 2. 災害時における米軍部隊との連絡調整
	陸上自衛隊(第8普通科連隊)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する訓練の実施 2. 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
指定公共機関	日本郵便株式会社 北条郵便局 由良郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における郵便業務 2. 災害時における簡易保険、為替貯金等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
	日本銀行 (鳥取事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における金融機関の緊急金融措置の指導 2. 災害発生時における通過の円滑な供給確保、金融の迅速かつ適切な調整及び信用制度の保持運営
	西日本旅客鉄道株式会社 (JR西日本米子支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道施設の災害予防 2. 災害時における救急物資及び人員の緊急輸送 3. 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
	日本貨物鉄道株式会社 (米子営業支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における救助物資の緊急輸送
	西日本電信電話株式会社 (NTT西日本鳥取支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2. 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	中国電力株式会社 (倉吉営業所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電力施設の災害予防 2. 災害時における電力の供給対策 3. 電力施設の応急対策及び災害復旧

	日本赤十字社鳥取県支部	<ol style="list-style-type: none"> 被災者の医療、助産、その他の救護活動の実施 災害時の応援救護班及び民間奉仕者との連絡調整 義援金の募集及び配分 血液搬送 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 救援物資の配布 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
	KDDI株式会社 (中国総支社)	<ol style="list-style-type: none"> 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国(鳥取支店)	<ol style="list-style-type: none"> 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	日本通運株式会社 (倉吉支店)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	日本放送協会(NHK鳥取放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 気象予警報、災害情報等の報道 災害時における災害状況の収集及び報道
	西日本高速道路株式会社 (中国支社)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保
	独立行政法人日本原子力研究開発機構 (人形峠環境技術センター)	<ol style="list-style-type: none"> 原子力施設の災害予防 原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達 原子力災害時における施設内の応急対策 計上時及び緊急時環境モニタリングの実施 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染
指定地方 公共機関	日ノ丸自動車(株)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日本交通(株)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日ノ丸西濃運輸株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	株式会社新日本海新聞社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における災害状況の収集及び報道 災害時における住民への情報の周知
	株式会社山陰中央新報社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における災害状況の収集及び報道 災害時における住民への情報の周知
	社団法人鳥取県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送
	社団法人鳥取県エルピーガス協会	<ol style="list-style-type: none"> LPガス施設の災害予防及び災害時におけるLPガスの供給対策
	日本海テレビジョン放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 気象予警報、災害情報等の報道 災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社山陰放送	<ol style="list-style-type: none"> 気象予警報、災害情報等の報道 災害時における災害状況の収集及び報道

	山陰中央テレビジョン放送株式会社	1. 気象予警報、災害情報等の報道 2. 災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社エフエム山陰	1. 気象予警報、災害情報等の報道 2. 災害時における災害状況の収集及び報道
	全国農業協同組合連合会 鳥取県本部	1. 災害時における食糧調達供給
	社団法人鳥取県バス協会	1. 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	社団法人鳥取県医師会	1. 災害時における医療救護の実施
	社団法人鳥取県看護協会	1. 災害時における医療救護の実施
	智頭急行株式会社	1. 災害時における鉄道による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県歯科医師会	1. 災害時における医療救護の実施 2. 遺体の検視、身分確認及び処理に関する協力に関すること
	一般社団法人鳥取県助産師会	1. 災害時における医療及び助産活動に関すること
	一般社団法人鳥取県薬剤師会	1. 災害時における医療救護の実施
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	1. 災害ボランティアに関すること 2. 避難行動要支援者避難対策本部に関すること
公共機関	JA鳥取中央（町内支所）	1. 被災農家への融資あっせん、生活生業資材の確保
	北栄町商工会	1. 被災商工業者への融資あっせん、生活生業資材の確保
	鳥取中央有線放送株式会社	1. 気象予警報、災害情報等の報道、災害時における災害状況の収集及び報道
	北栄町社会福祉協議会	1. 災害時における高齢者、身体障がい者等の救護活動の実施

第3節 住民の責務

災害対策基本法第7条には、防災関係機関のみならず住民は、基本理念にのっとり、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

住民は、災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、「自らの生命は自ら守る、自ら危険を察知して適切な行動をとる」（自助）、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、日頃から自らの地域について知り、防災に関する知識を身につけ、備えや訓練などの防災活動に努めるものとする。災害発生時にあっては、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。

具体的には、次のような行動を期待するものである。

1. 日頃の備え

(1) 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

(2) 家族でする防災

ア 家の中や周辺地域の中で危険なところを確認しておく。(家屋、家具等の安全対策もしておく)

イ 避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。

ウ 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

エ 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を取得する。

オ 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。

カ 3日分の食料や水、非常持ち出し品を準備しておく。(ラジオも携帯する)

キ 地域で行なわれる防災訓練などに積極的に参加する。

ク 過去に地域で起こった災害から得られた教訓を実践するとともに将来に向けて伝承していく。

(3) 地域でする防災

ア 自主防災組織や消防団に参加する。

イ 防災訓練や研修会に参加する。

ウ 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。

エ 市町村と連携して地域の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

2. 災害時の備え

(1) 家族でする防災

ア 県、町やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。

イ 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。

ウ 危険な場所に近づかない。

エ 危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等により、または自ら自主的に避難する。

オ 定められた場所に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる)

カ 家屋に被害が生じた場合には、安全が確認できるまで立ち入らない。

(2) 地域でする防災

ア 初期消火や、情報の収集・伝達、負傷者等の救出・救援や住民の避難誘導をする。(特に救護者に配慮する)

イ 異常があれば、すぐ関係機関に通報する。

ウ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

第4節 北栄町の自然条件と災害

1. 自然条件

北栄町は、鳥取県のほぼ中央部に位置し、東は湯梨浜町、西は琴浦町、南は倉吉市に隣接し、北は日本海に面している。東西約12.5km、南北約9.5kmで、海岸線を北端にして、南西に長く三角形を形づくっている。面積は57.15k㎡である。

本町は大山火山の北東麓にあり、南西端の奥谷山(314m)より北東方向に緩傾斜し、なだらかな火山灰土の丘陵を形成し、南高北低の地形を呈している。

東高尾地内に源を発する由良川は、町の中央部を流れ、由良宿の北方で砂丘を横断して日本海に注いでいる。由良川は勾配が極めて緩やかであり、河口も閉塞しやすく、ひとたび大雨が降ると、沿岸低地への浸水による災害のおそれがある。由良川の沿岸及び町の東部には低平な沖積平野がひらけ、天神川下流の日本海沿岸平野に連なっている。

海岸線は出入りの少ない単調な砂浜をなし、海岸に沿って砂丘が発達している。砂丘は東に進むにつれて幅と起伏を増し、北条砂丘の西半部を形成している。

これらの火山灰丘陵や砂丘は平坦地が多く、沖積平野とともに耕地としてよく利用されている。

北栄町の地形は次の三つの地形区に区分することができる。この地形区は概ね地質区分とも一致している。

1. 大山火山灰土
2. 由良川と沖積平野
3. 砂丘地帯

2. 気 象

北栄町の気候は、日本海型に属し、さらに気候区分からいえば、山陰型気候区に属する。気象現象では、梅雨期、台風期のほか冬期も降水量が多くなるという特徴がある。

冬鳥取地方気象台の初雪の平年値は12月3日で、大陸からの季節風をうけて寒波が来襲する。1月初めから本格的な降雪期間に入り、2月上旬頃まで続く。

春の訪れは3月下旬頃で、4月は高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変化して晴れる日が多くなるが、低気圧が日本海で急速に発達した場合、南の強風が吹いてフェーン現象を起こすことがある。

梅雨期中国地方の梅雨入りの平年は6月6日頃、梅雨明けの平年は7月20日頃である。本格的な梅雨現象は6月下旬から7月上旬の期間、梅雨前線の活動が活発になり、局地的な豪雨が発生し、水害をもたらすことが多い。また、梅雨末期の豪雨は強い雷を伴うことが多く、落雷による被害も発生する。

夏本格的な夏の訪れは、7月20日過ぎで、8月上旬にかけてもっとも気温が高くなり安定した真夏の晴天が持続する。年によっては、日照りが続いて干害が発生すること、また、反対に梅雨が長引いて、夏の低温と天候不順に見舞われることもある。

台風期1985年から2005年の期間、鳥取市または米子市から半径300km以内を通過した台風の内、鳥取県を通過した台風は10個、東側を通過した台風は25個、西側を通過した台風は22個である。その中で、東側を通るコースの台風が本町を含む県内全域において大きな水害を起こす確率が最も大きい。また、停滞前線が影響する場合はいずれのケースでも大雨となり重大な災害が発生することがあり、特に東側のコースの時は危険性が増す。

秋10月は秋晴れの好天が持続することが多いが、10月末になると冬型の気圧配置が現れ始め、寒気の影響で時雨が始まる。その後冬型の気圧配置が多くなり、雨や雪の日が増加する。

3. 災 害 記 録

本町の災害は、そのほとんどが自然現象によるもので、洪水、暴風雨、地震によるものである。主なものは次のとおり。

(1) 風水害

昭和8年10月の豪雨。昭和9年の室戸台風、昭和25年のジェーン台風、昭和30年9月の12号台風、昭和34年9月の伊勢湾台風、昭和39年7月の山陰北陸豪雨等においては、河川のはん濫、家屋の流失、床上・床下浸水、田畑の浸水、堤防の決壊、また、山くずれ等甚大なる被害を受けている。

近年では昭和47年7月の梅雨前線による集中豪雨があり、7月9日から12日まで4日間に376mmの雨量を記録した。洪水は由良川沿岸一帯の耕地、宅地に浸水して多大の被害を及ぼした。ことに水田60haに転作した西瓜が数日間冠水して全滅した。

最近では昭和62年10月16日の台風19号による大災害がある。16日から降り続いた雨は、350mm前後となり、17日未明には由良駅南・米里を中心に床上浸水50戸、床下浸水56戸に及ぶ記録的な集中豪雨となった。このほか、住宅半壊1棟、山がけ崩れ155か所、農道や水路の破損15か所。農作物では、水稻の冠水157ha、水稻の流失8.8haなど大きな被害を受けた。

また、昭和63年7月13日の大雨による由良駅南・北の床上浸水1戸、床下浸水34戸、同9月28日大雨による由良駅南の床下浸水10戸、平成2年9月19日の台風19号による由良駅南の床下浸水13戸、平成7年7月21日の大雨による由良駅南の床下浸水16戸があり、由良駅南の住宅地の大雨による浸水が続いていたが、平成13年度前川改修事業の完了により、この地区の大雨による被害は解消されてきた。

(2) 震災

震災は、昭和18年9月には、鳥取市で震度6の鳥取大地震が発生し、由良宿ではほとんどの家が傾き、戸が閉まらなくなり緑大橋(コナン大橋)前の旧国道では10数メートルに渡り道路が断裂し土塀の崩落という被害を受けた。

また、昭和58年5月の日本海中部地震においては被害がなかったものの、潮位が上がるなど海面の異常現象が起こり、続く10月の鳥取県中部を震源とした地震では、壁のひび割れ、瓦の落下、墓石の倒壊などの被害が起こっている。

最近では、平成7年1月の兵庫県南部地震では震度3の揺れを感じたが被害はなかった。平成12年10月の鳥取県西部地震では震度5弱の揺れがあり、壁のひび割れ、瓦の落下、墓石の倒壊などの被害が起きた。

そして、平成28年10月には震度6弱の鳥取県中部地震が発生し、町内の多くの建物が倒壊やひび割れなどの被害をこうむり、公共施設にも被害が生じた。ライフラインにも多大な影響があり、一部の被災者の避難所生活も1ヶ月続いたが、幸いにして震災による死者はいなかった。

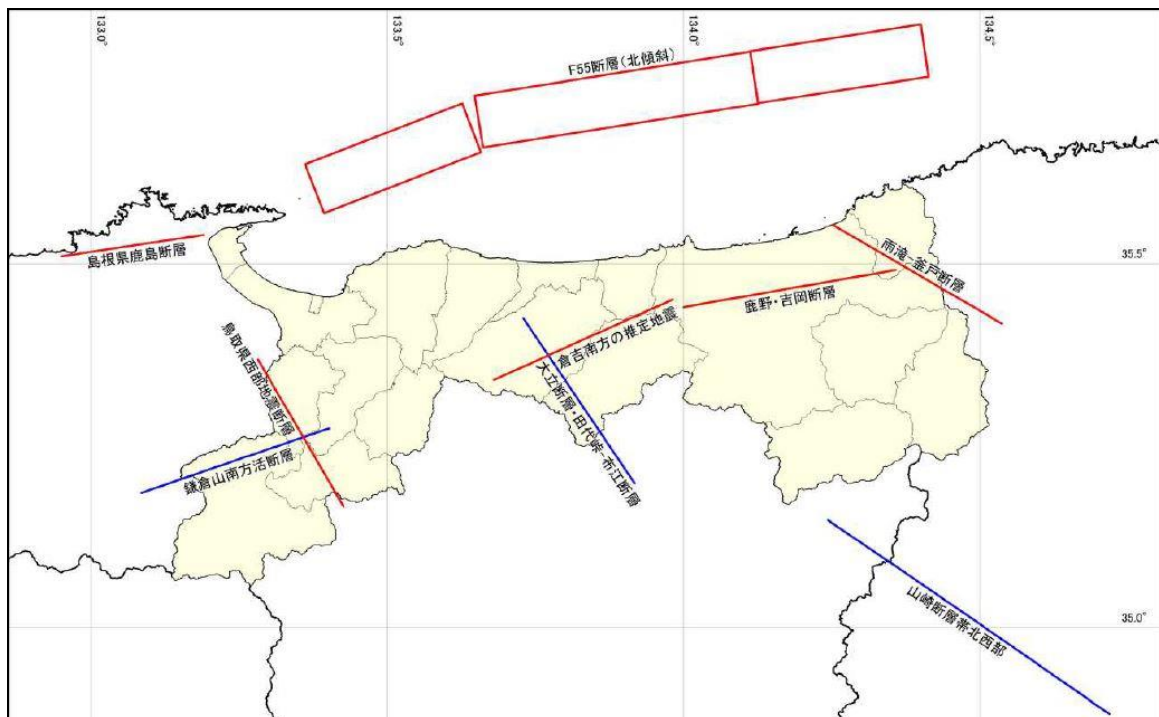
4. 地震災害の想定

想定地震については、平成 27 年の鳥取県地震防災調査研究委員会の報告に基づき、本町に大きな影響を与える可能性のある地震を想定した。

想定地震一覧

地震種類	想定地震	マグニチュード (Mj)	想定内容	
			地震動・液状化予測	被害想定
陸域地震	鹿野・吉岡断層(1943年鳥取地震)	7.36	○	○
	倉吉南方の推定断層	7.3	○	○
	鳥取県西部地震断層	7.3	○	○
	大立断層・田代峠一布江断層	7.2	○	
	山崎断層	7.7	○	
	雨滝一釜戸断層	7.3	○	
	島根県鹿島断層	7.07	○	

想定地震の震源断層位置



このうち、本町において最も被害が大きいとみられる地震は、倉吉南方の断層を震源とするものである。その結果、震度は最大で6強、町内の広い区域で液状化も想定されている。

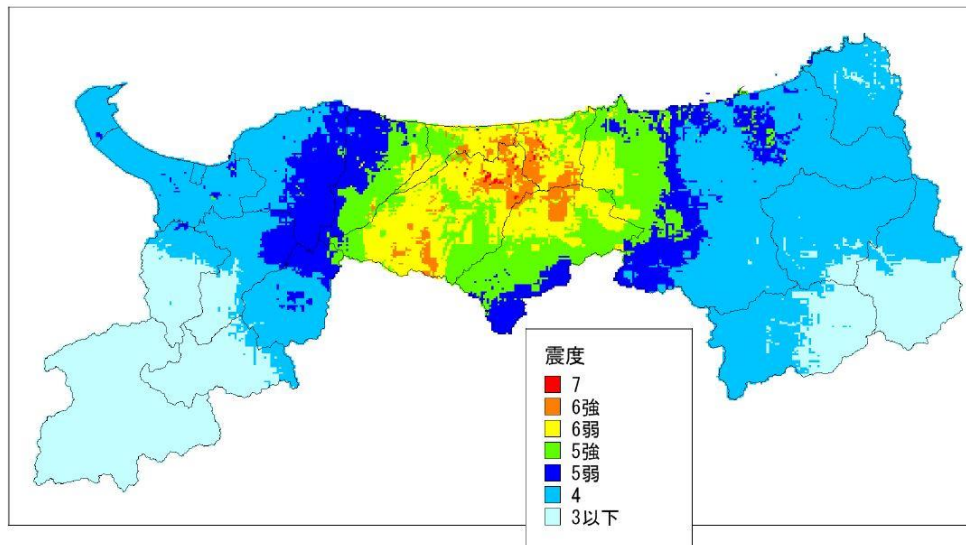


図 倉吉南方の推定地震の震度分布

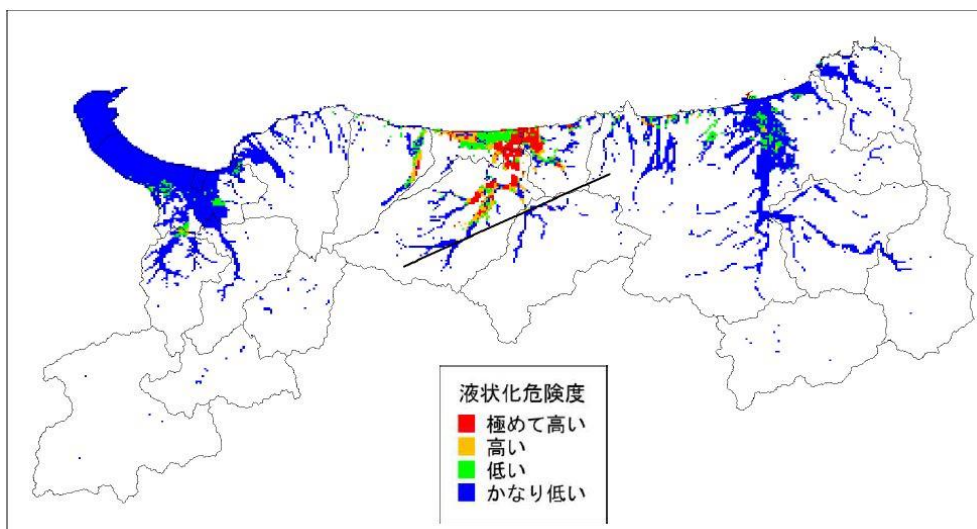


図 倉吉南方の推定断層による地震液状化危険度分布図

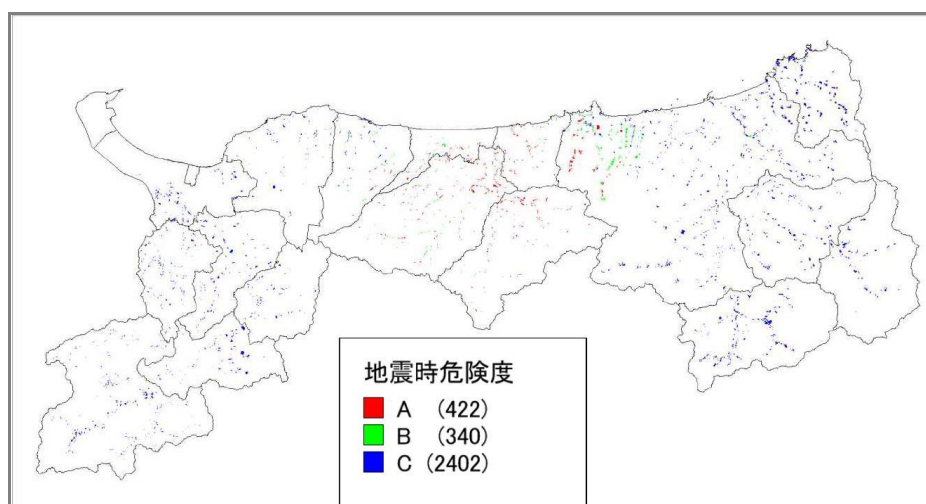


図 急傾斜地崩壊危険箇所の地震時危険度ランク

主な断層による建物被害想定

被害地震断層	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災 焼失
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	
鹿野・吉岡断層	約60	約250	-	数棟	数棟	数棟	-
倉吉南方断層	約180	約710	約160	約630	約30	約70	約10
鳥取県西部地震断層	約30	約110	数棟	数棟	数棟	数棟	-

※いずれも発生時間帯を考慮した上での最大値を計上

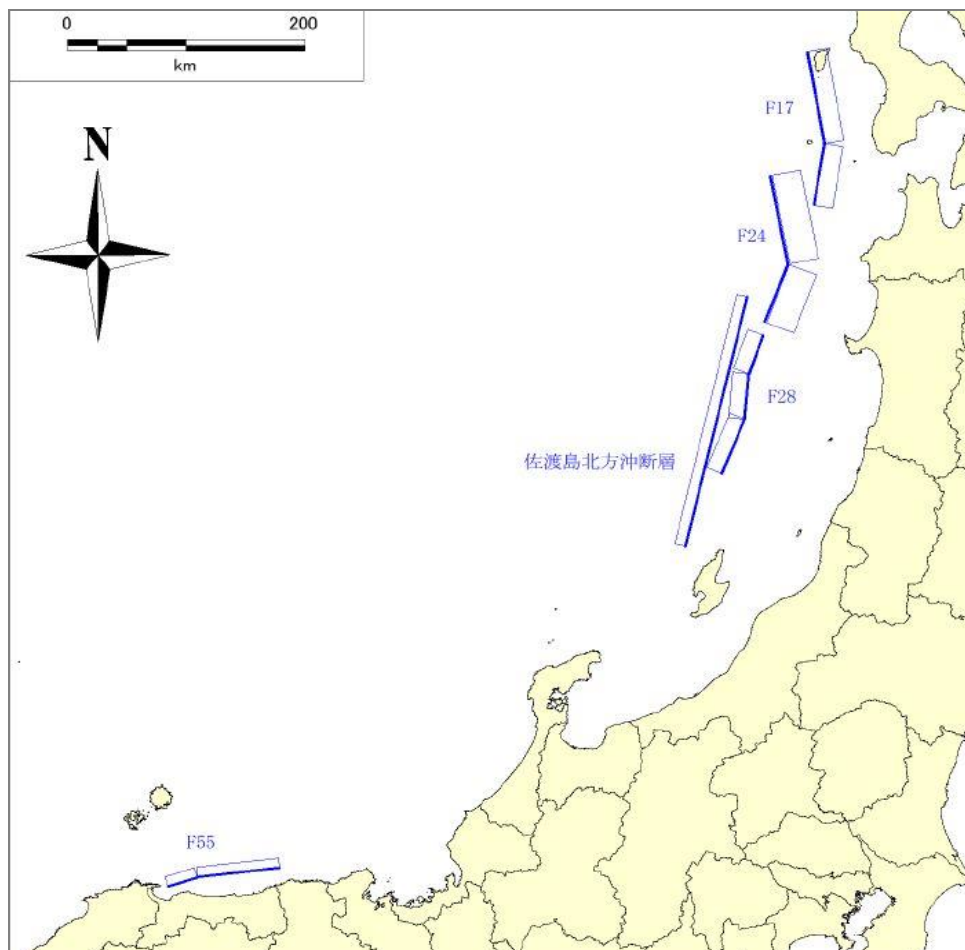
5. 津波の想定

津波については、平成 30 年 3 月に鳥取県の公表した津波浸水想定によると、本町へ被害が及ぶ波源のうち津波の高さ、到達時間等の観点から、次の 5 つのモデルが選定されている。

津波波源の断層パラメータ

津波断層モデル No.	モーメント マグニチュード (Mw)	断層位置 緯度 (JGD2000)	断層位置 経度 (JGD2000)	上端深さ (km,TP-)	下端深さ (km,TP-)	走向 (度)	傾斜 (度)	すべり角 (度)	断層長さ (km)	断層幅 (km)	合計 断層長さ (km)	合計 断層面積 (km ²)	平均 すべり量 (m)
F17	7.78	41.0201	139.4058	2.8	18	10	45	106	53.9	21.5	135	2906	6.00
		41.4998	139.5198	2.8		350	45	96	81.0	21.5			
		40.1054	138.9259	3.9		21	30	74	53.7	28.2			
F24	7.86	40.5641	139.1542	3.9	18	349	30	80	77.9	28.2	132	3717	6.00
		40.0114	138.8859	2.3		200	45	115	35.7	18.0			
		39.7079	138.7422	2.3		185	45	93	39.7	18.0			
F28	7.67	39.3551	138.7060	2.3	15	202	45	118	50.9	18.0	126	2269	5.18
		35.7569	134.4138	1.1		261	60	215	69.0	16.0			
		35.6530	133.6580	1.1		249	60	215	25.8	16.0			
佐渡北方沖断層	8.16	40.3078	138.7287	0.0	15	193.3	60	90	222.2	17.3	222	3849	16.00

図 想定波源位置図



鳥取県津波浸水想定では、各波源ごとの津波の浸水面積、津波の高さ、到達時間（海面変動 30 cm）を算定している。最も近い F55 断層モデル（鳥取沖東西部断層）による到達時間（海面変動 30 cm）は 8 分と短い、津波の高さは最大で 2.4m で比較的低いといえる。佐渡島北方沖断層の場合は、到達時間（海面変動 30 cm）は 91 分と時間がかかるが、津波の高さも高く浸水範囲も大きいと想定されている。

図 市町村別の浸水面積 (ha)

市町村	F17 (ha)	F24 (ha)	F28 (ha)	F55 (ha)	佐渡 北方 (ha)
岩美町	23.1	26.1	23.8	53.4	50.8
鳥取市	56.0	75.1	61.4	102.3	169.8
湯梨浜町	15.5	27.6	26.0	29.7	60.4
北栄町	12.8	16.4	15.2	16.6	52.9
琴浦町	8.5	13.1	10.1	12.1	56.2
大山町	18.0	22.0	19.7	17.9	126.1
米子市	32.2	38.4	39.0	29.7	222.1
日吉津村	2.9	2.6	3.2	2.2	29.9
境港市	29.1	35.6	43.4	246.5	398.0

図 最大津波高 (全海岸)

市町村	F17 (m)	F24 (m)	F28 (m)	F55 (m)	佐渡 北方 (m)
岩美町	1.5	2.4	1.8	4.8	4.9
鳥取市	2.0	3.2	3.4	5.5	5.8
湯梨浜町	1.9	2.9	3.4	3.1	6.6
北栄町	1.6	2.1	2.0	2.4	4.9
琴浦町	2.0	3.2	2.3	2.1	6.7
大山町	2.5	3.6	3.2	2.3	7.4
米子市	2.6	2.6	2.8	1.7	4.7
日吉津村	2.2	1.8	2.6	1.4	4.9
境港市	1.5	1.8	1.9	2.4	3.7

図 到達時間 (海面変動 30 cm) (全海岸)

市町村	F17 (分)	F24 (分)	F28 (分)	F55 (分)	佐渡 北方 (分)
岩美町	100.6	93.0	87.0	5.3	77.8
鳥取市	104.5	98.0	91.5	4.9	81.0
湯梨浜町	116.1	105.3	101.6	6.4	87.0
北栄町	120.2	110.2	106.1	8.1	91.4
琴浦町	123.9	113.6	104.0	5.0	95.1
大山町	125.3	113.9	104.5	5.5	96.5
米子市	137.6	128.9	121.4	21.8	110.8
日吉津村	141.7	130.2	122.3	24.0	113.1
境港市	140.0	132.1	124.7	21.1	111.7

図 佐渡北方沖断層モデルにおける最大津波高、最大津波到達時間、30 cm海面変動到達時間



※最大津波高と最大津波到達時間の表記は同一箇所であるが
30cm 海面変動到達時間は異なる箇所である

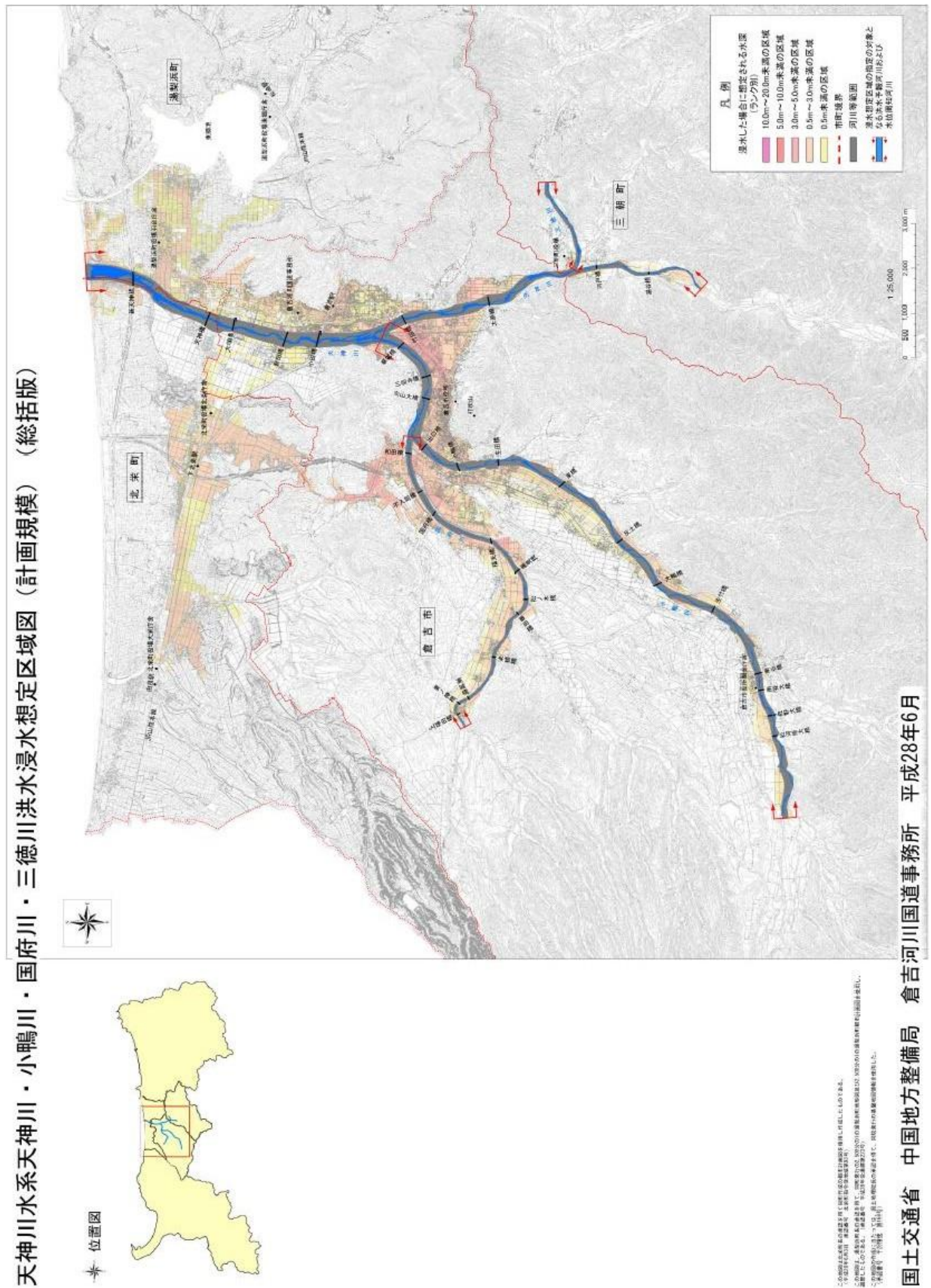
図 F55 断層モデルにおける最大津波高、最大津波到達時間、30 cm海面変動到達時間



※最大津波高と最大津波到達時間の表記は同一箇所であるが
30cm 海面変動到達時間は異なる箇所である

6. 浸水地域の想定

北栄町では、国及び県の作成した洪水浸水想定区域図を元に、浸水想定図(ハザードマップ)を作成し公開している。浸水想定図は、想定する降雨等の規模に応じて、計画規模、想定最規模の図を作成している。



第2章 災害予防計画

第1節 通 則

災害予防計画は、災害が発生する恐れがある場合には災害の発生を未然に防止し、または災害が発生した場合には、その拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、防火思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第2節 減災目標の整備

町は、被害想定を実施することにより、それに基づく減災目標を策定し、国、県、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

第3節 災害危険区域の設定

(総務対策部、建設・水道対策部)

自然災害、大規模な火災などの人為的災害を想定した場合、町内においてもいくつかの災害発生が予想される。

災害が予想される危険区域は資料編 資料3～資料12のとおりである。

1. 重要水防区域……………資料3
2. 急傾斜地崩壊危険箇所……………資料4
3. 土石流危険溪流……………資料5
4. 崩壊土砂流出危険地区……………資料6
5. 山腹崩壊危険区域……………資料7
6. なだれ危険箇所……………資料8
7. 高潮、高波、津波危険地域……………資料9
8. 土砂災害警戒区域・危険箇所図……………資料10
9. 地震危険地域……………資料11
10. 火災危険区域……………資料12

第4節 水害予防計画

(総務対策部、建設・水道対策部、産業・観光対策部)

1. 目 的

この計画は、各種の災害のなかで最も多く、しかも人的・物的にも多くの損害を生じている水害及び土砂災害について、これを未然に防止するため、本町の特殊事情をよく把握し、各種の水害対策に万全を期することを目的とする。

2. 水 害 予 防

- (1) 荒廃地または荒廃森林の整備に関する治山事業
- (2) 道路及び橋梁、堤防等の維持補修
- (3) ため池、樋門、その他水害予防施設の新設及び維持補修
- (4) 砂防事業等
- (5) 河川関係事業
- (6) 農地防災事業等
- (7) 水防協力団体の指定

3. 重要水防区域

- (1) 重要水防区域の把握
国又は県からの重要水防区域に関する情報提供を受け、防災計画に掲載し、円滑な防災活動に資するものとする。重要水防区域は資料編資料3のとおりである。
- (2) 住民等への重要水防区域の事前周知
国又は県が作成した重要水防区域図を活用し、重要水防区域付近の住民等に対し、当該区域の水害による被災の危険性を周知するものとする。
- (3) 洪水情報の把握
インターネット等により洪水情報を積極的に入手、把握し、水防活動及び住民の避難体制の整備を図るものとする。

4. 治山・治水事業・保安林等の整備

国・県の保安林整備事業、造林事業、水源地域整備事業、治水事業等を積極的に活用し、森林資源の保続、培養に努めるものとする。

5. 砂防事業による土砂災害予防

町は、国・県による砂防事業を活用し、災害の未然防止を図るものとする。

6. 流木による被害の防止

急しゅんな森林の多い本町では、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・えん堤・橋りょう等の施設の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがある。

特に、間伐されたまま山地に放置されている木材は、洪水等により流失のおそれがあるため、極力林地外へ搬出するよう行政指導を行うものとする。

7. 道路及び橋りょうの整備による災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救護等に対する輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものである。

特に、橋りょうのうち老朽橋については、災害に際して破損しやすく、輸送計画の妨げとなり、また流木の阻害から災害の激化を招くおそれがあるため、その解消を目標に事業を行っている。

8. 農地防災事業

農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、または農業用水の汚濁を防止し、若しくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うこ

とにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて国土の保全に資するために行う事業であり、災害が予想される地区の調査を事前に十分に行い、一般土地改良事業と併進させながら、災害を未然に防止するよう計画を進めている。

(1) ため池等整備事業

洪水等からの安全を確保するため、早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、水路等の用排水施設の改修等を行う事業である。かんがい用のため池はそのいずれも、築造後相当な年数を経過しており、何らかの対策を講じる必要のあるため池について緊急度の高いものから順次改修するものとする。

(2) 農業用河川工作物応急対策事業

洪水、高潮等による災害を未然に防止するため、構造が不相当または不十分な農業用河川工作物の整備補強を行う事業である。これらについて緊急度の高いものから順次改修を行う方針である。

(3) 東伯農業水利事業

農業用水を確保し、水田経営の安定化を図るとともに普通畑・樹園地の畑地かんがい促進を図るため、昭和54年に事業着手した西高尾ダムは、平成5年に供用され平成19年度より町が管理を東伯地区土地改良区連合に委託している。

河川管理者（県）及び施設を直接管理する東伯地区土地改良区連合と緊急時の連絡体制及び措置についてあらかじめ検討しておくものとする。

9. 水害及び浸水常襲地帯

水害による住民への直接的被害は、堤防の決壊若しくは崩壊による浸水、または排水機能の低下によるいっ水などによるものである。

これに対処するため、河川改修事業あるいは下水路を中心とした都市施設の整備に努めている。

地形的条件により災害を出す地域があるため、北条川放水路等の整備を進め、浸水常襲地域等の解消に努める。

10. 浸水想定区域対策

町は、水防法第15条に基づく浸水想定区域について、洪水予報の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項について定めるものとする。

また、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設ができた場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

11. 水防団、水防協力団体の指定

町は、町消防団を水防団とする。また、消防機関が行う水防活動に協力する公益法人、NPO法人を水防協力団体として指定することができる。

第5節 土砂災害予防計画

(建設・水道対策部)

1. 目的

土砂災害（山くずれ、土石流、がけ崩れ、地すべり）は、毎年梅雨期及び台風期等の降雨期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。

本町は、中国山脈から海岸線までに距離が非常に短く、平野部が少ないため山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在し、土砂災害により被害を受ける恐れのある地区が多く存在する。

町は、国、県からの情報提供を踏まえ、管内の土砂災害危険箇所等に係る土砂災害関係情報の把握と、住民への土砂災害危険箇所等の周知及び緊急時の警戒避難体制の整備に努めるとともに、必要に応じて土砂災害防止事業等のハード対策の実施に努めるものとする。

2. 地すべり対策事業（地すべり等防止法）

地すべり防止区域では、県を事業主体とする地すべりを防止するための対策工事を順次実施するとともに、標柱及び標識板等を設置する。

3. 山くずれ防止事業（治山事業）

町は、県の協力を得て、山腹崩壊等の荒廃の復旧はもちろんのこと、山地災害対策地区のうち緊急度の高い集落周辺山地の治山事業を積極的に実施するとともに、住民に対して山くずれの危険性を周知させることと併せて山くずれ危険予想地域等に標柱及び標識板等を設置する等、適切な方法で当該地域の危険性を広報し、山地災害の防止を図るものとする。

4. 土石流対策砂防事業

町は、土石流対策が必要とされる箇所について、県に対し、これらの危険溪流の土石流対策砂防事業の実施と対策を要請するものとする。

5. 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律）

県及び町は、保全対象に重要な公共施設、要配慮者利用施設及びそれに準ずる施設がある場合、並びに災害履歴等を勘案し、計画的に施設の整備及び住家に対する災害の未然防止を図るものとする。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所と崩壊危険区域の指定

町は、急傾斜地であって崩壊の危険性のある箇所を把握し、崩壊によって周辺の住家等に危険が生ずるおそれがある区域（崩壊危険区域）について、県に対し、指定を要請するものとする。

(2) 崩壊危険箇所に対するパトロール

町、県、その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図り、崩壊危険箇所の点検を奨励するとともに、必要に応じて、危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導の徹底を図るものとする。

6. 災害危険区域防災計画（建築基準法）

町は、県との協議により、急傾斜地の崩壊等による危険の著しい区域について、建築基準法第39条に基づく災害危険区域に関する条例による災害危険区域を指定するものとする。

また、災害危険区域においては、住民に対して警戒を促すとともに、原則として住宅等の建築は禁止し、災害の防止を図るものとする。

7. 地盤の液状化防止事業の推進

町は、地震に伴う地盤の液状化が予想される区域について、これらの被害を未然に防止するため、地盤対策として次のような事業の実施に努めるものとする。

- (1) 地盤状況の把握
- (2) 液状化の基礎知識等に関する住民への広報
- (3) 地盤改良または建築基礎補強等の工法の実施

8. 砂防事業・河川改修の推進

町は、砂防事業や河川改修が必要とされる河川について、国・県に対し事業の実施を要請する。

9. 警戒・避難態勢等の整備

- (1) 土砂災害危険箇所等の把握

町は、県から土砂災害危険区域等に関する情報提供を受け、これを町地域防災計画に掲載し、円滑な防災活動に資する。

- (2) 住民等への土砂災害危険箇所等の事前周知

町は、県が指定した土砂災害危険区域及び箇所を活かし、ハザードマップの整備と配布を行い、土砂災害危険区域内の住民等に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の予兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知する。

- (3) 緊急時警戒避難体制の整備

町は、土砂災害危険箇所に係る住民の安全確保のため、異変が発生した際の住民の避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

10. 土砂災害防止法による土砂災害防止対策の推進

町は、指定された土砂災害警戒区域等において、土砂災害危険箇所等について行う住民の安全確保対策と同様の対策を講ずるよう努める。

町は、警戒区域ごとに情報の収集及び伝達、予報または警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民に周知するよう努める。

11. 道路崩壊防止事業

町は、道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、町道について次のような災害防除事業を行うものとする。

- (1) ずい道崩壊防止
- (2) 路側法面崩壊防止（崩落止擁壁・法面保護擁壁・石積・モルタル吹付）
- (3) 浪害防止（波返し擁壁）
- (4) 地すべり対策（山腹段状切付工・くい打ち工・地下水排水工）

なお、特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、「異常気象時における道路事故防止要領」を定め、交通の安全と円滑化を図るものとする。

第6節 市街地等防災化計画

（建設・水道対策部）

1. 目的

この計画は、地震発生の予知が現在のところ学術的にも至難である点にかんがみ、公共施設等の点検・整備を行い、オープンスペースの確保、建築物の不燃化等市街地等の秩序ある整備を図り、震災時の危険度を低減することにより、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 計画的な市街地の形成（都市計画法第7条）

町は、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、都市計画法に基づく計画的な市街地の整備に努める。

3. 都市計画区域の整備

(1) 街路網の整備

市街地等における道路は、交通施設のみならず消防活動・延焼防止等の防災空間をはじめ、緑化・通風等の必要な空間等数多くの機能をもつ施設である。町は、これらを適切に配置し、県指定の緊急輸送道路との連携強化や電線共同溝の整備を行い、円滑な交通対策、避難路の確保、電線の耐震化及び延焼防止のため街路網の整備等を推進し、災害防止・避難対策等の推進に努めるものとする。

(2) 公園・緑地等の公共空地

市街地等における公園・緑地等は環境保全・レクリエーション利用・景観形成上のみならず、避難地の確保、火災延焼防止として防災上重要な役割を持っており、必要欠くべからざる施設としての側面を持っている。

このため、町は、広域避難地及び一次避難地として公園を定め、市街地等の基盤施設として、積極的かつ計画的に整備を促進するものとする。

(3) 貯水施設等の整備

地震時における火災の拡大を防止するため、消防水利等を整備する。

そのため、町は、水利が消火栓のみに偏らないよう耐震性貯水槽等の貯水施設の適正配置や河川水の利用ができるよう整備に努めるとともに、小型動力ポンプの設置等の消火体制の確立に努めるものとする。

第7節 建造物災害予防計画

（総務対策部、建設・水道対策部、各施設管理担当課）

1. 目 的

この計画は、地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止し、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 既存木造建築物に関する対策

町は、地震等による災害を防止し、被害を最小限度に止めるため、次の事項の普及周知に努めるものとする。なお、火災予防関係については、第16節「消防計画」を参照のこと。

- (1) 建具類の完全固定措置をする。
- (2) 壁に筋違いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。
- (3) 特に老朽した建物にあつては、丸太、角材等で補強する。
- (4) 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置をする。
- (5) 「鳥取県震災に強いまちづくり促進事業」、「住宅・建築物耐震改修等事業補助金」など、補助制度を活用・周知し、建築物の耐震化を促進する。

3. 公共用建築物の災害予防対策

町は、公共用建築物は災害時に避難場所とするなど応急対策上の重要な拠点となるため、また、公共用建築物の利用者に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、不燃化の推進、耐震性の確保並びに建築基準法による規制の徹底等を行うとともに、特に町営の公共建築物にあつては、建物の重要度に応じた耐震性の確保や、非常用電源の大容量化や空冷式への切り替え等を行うものとする。

4. 文教施設の災害予防対策

町内のこども園、小・中学校について、建物の耐震化を早期整備に図るものとする。さらに、施設内の職員、児童、生徒の安全確保のため、全員による避難訓練等を実施するものとする。

5. 社会福祉施設等の災害予防対策

町は、社会福祉施設・児童福祉施設の新設または老朽施設の増改築に当たっては、施設設置者を指導し、耐震、耐火構造に改めるとともに、今後とも計画的な整備を行う。これら施設の入所対象者は、高齢者、幼児、障がい者等で災害時における避難行動については相当の配慮を要するので、今後は施設職員の研修を充実するとともにさらに整備を促進するものとする。

6. 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

町は、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

(1) 町の体制整備

町は、被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

(2) 住民への周知

町は県と連携して、発災時に不安や混乱を招くことがないように、応急危険度判定制度について日頃から住民に周知するものとする。

7. 宅地の応急危険度判定の実施体制の強化

県と連携して、地震や津波により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行なう危険度判定の実施体制を強化するものとする。

(1) 町の体制整備

- ア 被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化
- イ 被災宅地危険度判定に関する住民への周知

8. 風力発電所の災害予防対策

町は、風力発電所の施設管理従事者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検の徹底を図る。

第8節 公共施設等の予防計画

(総務対策部、建設・水道対策部、各施設管理担当課)

1. 目的

地震災害時の公共施設等の被害は、住民の生活に重大な支障が生じるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動及びその他の各種応急対策活動に困難をもたらす。

町をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める必要がある。

この計画は、道路、海岸、河川、ダム、砂防、上下水道、電力、ガス、鉄道、漁港等各種公共施設ごとに必要な耐震性について検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずることを目的とする。

2. 道路施設

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋りょう、ずい道等が破損することは、震災時における住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障を生ずる。このため、道路施設が地震時において、その機能を発揮できるようにするため、道路管理者は、港湾等物流拠点と各地域における中核都市を結ぶ緊急時における輸送ルートをはじめ、総合病院、広域避難場所への避難路等緊急輸送ネットワークを策定し、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、道路の整備強化を進める。また、新たに道路橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図るものとする。

(1) 道路の整備

地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石及び沿道建築物の崩壊等が考えられる。このため、道路管理者は、管理道路について底面等危険箇所調査を実施し、対策工事の必要箇所の指定を行い、これにより被害が

想定される箇所に対し、緊急度が高く、かつ実施可能な箇所から順次、対策工事を実施するものとする。

(2) 橋りょうの整備

道路管理者は、管理する橋りょうについて、「道路橋示方書V耐震設計編（平成8年12月）」により橋りょうの耐震点検を実施し、改築、補強等対策工事の必要な橋りょうを選定し、これらのうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施するものとする。また、橋梁の新設に当たっては、上記示方書に基づき落橋防止構造を備えた橋りょうを建設するものとする。

(3) ずい道の整備

道路管理者は、管理するずい道について、ずい道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施するものとする。

(4) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、地震発生時において横断歩道橋の落橋防止のため、安全点検を実施し、補修等対策が必要なものについては、補強工事を実施する。

(5) 道路情報の充実

道路管理者は、迂回ルートの設定及び運用について道路情報を的確に伝達するため、道路情報収集のための交通監視テレビカメラ等を整備するとともに緊急輸送ネットワークにおける主要地点に交通情報板、簡易パーキングを設置し、情報提供の充実を図る。

また、信号機の耐震化を図るため、電源付加装置の整備を行うものとする。

3. 海岸・河川

(1) 海 岸

海岸堤防のうち老朽化等により施設の機能低下をきたしている箇所については、嵩上げ等の補修、補強等を行い、また傾斜護岸等により整備を進め、地震による水害を防止する。このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設または老朽化の著しい施設の改築、整備を促進するものとする。

さらに、社会資本整備長期計画に基づき、津波等から後背地の住民を守るため保全施設を整備するものとする。

(2) 河 川

町は、水門、樋門等で耐震性の劣る施設については地震に対してその機能が保持できるよう改築、整備を図るものとする。

ア 堤防の補強

町は、老朽化の著しい堤防についても護岸等の補強を進めるものとする。

イ 水門、樋門の改築

町は、老朽化による機能低下が著しい河口部の水門は、耐震設計により改築を進めるものとする。

第9節 上水道

(建設・水道対策部)

1. 目 的

震災による水道の断水を最小限にとどめ、ライフラインとしての水道機能を確保するため、また二次災害を防止するため、水道事業者（町長）は、水道施設のより一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるものとする。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、応急給水体制、相互応援協力体制の確立を推進するものとする。

2. 施設の耐震性の強化

水道事業者は、水道施設の新設、拡張、改良等に当たって十分に耐震性を考慮し、老朽化した取水施設・配水施設等基幹施設の改良、石綿セメント管等の布設替えを促進し、水道システム全体の耐震性向上を図っていくものとする。

3. 応急給水体制の整備

町は、緊急時の給水拠点の確保や応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、浄水装置、可搬式発電機及び運搬車両の整備を図る等、応急給水体制の整備に努めるものとする。

また、災害発生時に利用可能な井戸、湧水などの把握に努めるとともに、確保した井戸等の水質検査を事前に実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。

さらに、相互援助給水が行えるよう、隣接水道事業者間での連絡管の整備に努める。

4. 非常用電源の確保

水道事業者は、浄水施設、送水ポンプ等の重要施設に対して停電時に対応できるよう自家発電設備などの整備に努める。

5. 復旧工事に資材の備蓄

規模の大きい水道事業者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事に資材の備蓄や水道工事指定工事店との覚書等により緊急時に資材が優先調達できるよう努める。

6. 相互応援協力体制の確立

水道事業者は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は近接市町村あるいは県へ応援を要請する。また、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。

第10節 下水道及び農業集落排水事業

（建設・水道対策部）

1. 目 的

町は、震災による下水道及び農業集落排水施設の被害を最小限に止め、下水の排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるものとする。

また、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、非常時防災体制の確立に努めるものとする。

2. 施設の耐震性の強化

下水道施設の建設に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（1997年版）」及び「耐震対策最終提言について（平成8年8月国土交通省通知）」に定める基準に従い、管渠、ポンプ場、終末処理場ごとに十分な耐震性を確保するものとする。

また、既存施設のうち老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所、平時の維持管理で異状が認められる箇所等の耐震診断を行い、対策を必要とするものについて順次補強工事・改築工事を実施するものとする。

3. システム的な耐震性の強化

下水道施設が被害を受けた場合にも機能を保持できるよう、システム的な対応により耐震性向上を図れるよう努めるものとする。また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常時電力・用水の確保を図れるように努めるものとする。

- (1) 施設の複数化
- (2) 自家発電用設備の整備
- (3) 用水供給設備の整備

4. 下水道施設の保守点検

震災による被害の発見及び復旧を敏速に行うため、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所等を把握し、必要に応じ順次補強工事・改築工事を実施するものとする。

- (1) 既往災害履歴の作成
- (2) 耐震点検（耐震診断）
- (3) 日常点検保守
- (4) 震災の可能性が高い箇所の把握

5. 非常時防災体制の確立

- (1) 下水道台帳等の整備

非常時の応急対策・復旧対策に支障のなうように、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適正に管理するものとする。

- (2) 非常時協力体制等の整備

非常時の配備体制表、緊急連絡体制表、災害対応組織表をあらかじめ作成しておくものとする。

非常時の応急対策を自ら実施することが困難な場合に備えて、下水道管理者相互の応援協力体制、関連業者等との連絡体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- (3) 資機材等の確保

被害状況調査用機材及び応急復旧用資機材等の確保体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第11節 津波災害予防計画

（総務対策部、建設・水道対策部）

1. 目 的

この計画は、津波等による災害を防止するとともに、後背地の安定を図ることを目的とする。

町は、この計画に従い、津波災害の防止を図るための事業を実施するとともに、関係機関、沿岸部自治会自主防災組織と連携して住民の自主的な避難を推進するとともに、津波災害による被害を最小限に抑える対策を推進する。

2. 海岸保全施設整備事業等

海岸保全区域については、津波等による被害防除を図るため、必要とされる人工リーフ、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤並びに緩傾斜護岸等の工事を国・県に対し要請する。

3. 漁港の修築・改修事業

津波等による被害を軽減できる漁港施設としては、外郭施設である防波堤、護岸等がその主なものであり、その整備を国・県に対し要請する。

4. 津波情報伝達体制の整備

町は、津波情報伝達体制の整備について、サイレン、広報車等の整備はもとより、携帯電話の緊急速報メール等の活用、海岸線の防災行政無線施設等、様々な情報伝達手段を確保するよう努める。併せて、緊急時の職員の配備体制を確立し、住民及び海浜部滞在者への情報伝達を確実なものとするよう努める。

5. 津波避難計画の策定等

町は自主防災組織と連携して、津波発生時における迅速かつ円滑な避難対策を実施する。このため、震度、津波情報、津波監視結果等を勘案した避難勧告・指示等の発令基準及び避難地、避難路の選定を含めた避難計画を策定する。

また、町は、高齢者、障がい者等避難行動要支援者に対する避難誘導及び情報の提供について十分な配慮がなされるよう、体制の整備に努める。

なお、海浜利用者や観光客等が速やかに津波から避難するため、海拔表示板及び避難地、避難路に係る誘導標識の整備を行い、周知する。

6. 津波ハザードマップの作成

町は、上記の津波浸水区域や情報伝達手段、避難経路、避難施設等を記載した津波ハザードマップを作成し、住民に周知し津波に対する避難体制の強化を図るものとする。

7. 津波に関する知識の普及啓発・津波訓練の実施

町は、地震・津波時において住民自らの確かな応急措置の実施と被害の拡大防止が図られるよう、機会をとらえて積極的に防災知識の普及を図る。

また、津波危険予想地域の周知（看板等設置）に努める。

(1) 津波防災知識の普及啓発

海浜地への立看板の設置、パンフレット、チラシ等を作成し、海浜利用者等の知識の普及を図る。

(2) 津波訓練の実施

津波情報伝達訓練、避難訓練、津波監視訓練等を実施する。

第 1 2 節 風害予防計画

(建設・水道対策部、産業・観光対策部)

1. 目 的

この計画は、恒久的な風害防止対策として、飛砂による耕地、宅地、公共用施設等の埋没を防止し、これらの保護を図ることを目的とする。

2. 風害防止施設事業

飛砂、潮風による耕地、宅地、公共用施設の被害を防止するため、既存の防災施設の保護育成を図る

3. 通信施設風害防止策

強風あるいは大雪時における通信確保のため、次の対策を行う。

- (1) 強風及び氷雪により切断のおそれのある老朽通信線路の取りかえ及び補強を行う。
- (2) 通信線路周辺の樹木の伐採を行い、接触事故を防ぐ。
- (3) その他必要な点検、整備を定期的に行う。

第 1 3 節 雪害予防計画

(総務対策部、建設・水道対策部)

1. 目 的

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、雪崩等による家屋、人家の被災、さらには孤立自治会の発生など長期化、広範化が予想される雪害を未然に防止するとともに、迅速かつ的確なる除雪作業の実施を図ることを目的とする。

なお、本町を含む鳥取県全域は昭和 3 8 年の豪雪を機会に「豪雪地帯対策特別措置法」による豪雪地帯として指定されている。

2. 実施責任者

町管理の施設についての除雪は町長が行なう。

実施にあたっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

3. 雪害防止事業（治山事業）

冬期間積雪による雪崩を防止し、交通の途絶、道路の欠壊、家屋の倒壊等の災害の未然防止を図るため、県事業による植栽工を中心とした雪崩防止林造成事業を実施する。

4. 道路交通網の確保

本町内の国道及び主要な県道については、国・県・町・その他関係機関からなる鳥取県除雪対策協議会の計画により除雪が行われるが、その他の路線についても優先順位を次の基準により定め、除雪に努めるものとする。なお、その区間等については、資料編資料 28 のとおりである。

(1) 除雪基準

除雪の基準は、国道、県道にあつては、それぞれ道路管理者の定めた基準に基づき行い、町が行う除雪については、北栄町除雪計画に基づき実施する。

- ア 国が管理する国道 5～10センチ以上
- イ 県が管理する国道並びに県道 5～10センチ以上
- ウ 町が管理する道路 10センチ以上

(2) 除雪機械及び除雪要員

- ア 除雪機械 (第3章第15節「機械資機材の調達計画」参照)
- イ 除雪要員

除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するものとするが、豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、第3章第32節「隣保互助、民間団体活用計画」により、その協力を得るほか、労働者の雇上げを行なう場合については、第2章第13節「労働力供給計画」により実施するものとする。

(3) 防雪及び凍雪防止事業

積雪時の道路の突発的災害を未然に防止し、除雪事業を容易に行わせ、交通の確保を図るものである。

5. 孤立予想自治会

積雪による交通路の途絶が長期にわたる場合、生活必需品、医薬品の不足あるいは急病人等の搬出、火災等の消火活動の遅れ等多くの問題を発生する。

これらの事態に対処するため、生活必需品、医薬品の確保については、常に地区住民に広報し、周知を図る。

また、急病人、火災等の発生に際し、速やかに連絡路を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する。

なお、孤立を予想される地区は、資料編資料29のとおりである。

第14節 高潮、高波災害予防計画

(建設・水道対策部)

1. 目的

この計画は、風浪、潮流等による海岸浸食、流砂による河口等の閉そく、台風時における高潮、高波等による災害を防止するとともに、背後地の安全を図ることを目的とする。そのため、町はその危険区域の実態を把握し、被害防止に努めることを目的とする。

2. 海岸保全

高潮及び浸食による被害から海岸を守っていくため、「海岸保全区域」指定がなされ、県事業によりサンドリサイクル、人工リーフ、離岸堤、突堤、護岸(堤防)、消波提及び階段護岸等の工事が行なわれている。その海岸保全区域は資料編資料27のとおりである。

3. 高潮、高波、津波危険地域

資料編資料9のとおりである。

第 15 節 農業災害予防計画

(産業・観光対策部)

1. 目的

この計画は、農作物の防災基盤を確立するため、防災指導について定めることを目的とする。

2. 農業防災体制

地震等により農作物に著しい被害があるときは、農林局、農業改良普及所等県関係機関及び各農業関係機関・団体と協議または協力を得て、農作物等の防災に関する耕種畜産技術対策の樹立と普及徹底に努めるとともに、必要に応じこれらの関係機関を構成員とする農業対策協議会を設置するものとする。

3. 農作物の災害予防対策

(1) 災害防止技術対策

農作物の災害予防対策については、そのつど県の指示あるいは独自の判断により、その対策を樹立するが、平素からパンフレットの配布等により指導の徹底を図るものとする。

(2) 災害応急対策

農作物等に災害が発生した場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材の確保、あっせん等を行い、被害拡大防止に努める。

第 16 節 消 防 計 画

(総務対策部、町消防団)

1. 目的

この計画は、地震発生時に同時多発する地震火災等に際して、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、地震による二次災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 消防組織及び施設の整備充実対策

(1) 消防組織

地震時の同時多発火災に備え、町は消防団員の確保について消防力の整備指針（平成 17 年消防庁告示第 9 号）に基づき、その実情に応じて組織を整備するとともに、緊急時に消防団員等が速やかに参集し、災害応急活動体制がとれるよう、次の計画を作成し、育成強化を図るものとする。

ア 人員計画

イ 組織分掌計画

ウ 消防団の部隊編成計画

町における消防に関する組織は次のとおりである。

(2) 消防施設の整備充実

町は、消防庁から示された消防力の整備指針等に基づき、引き続き整備充実を行うものとする。

特に地震時には、複数の火災の発生が想定されることから、消防自動車、小型消防ポンプの更新等消防体制の充実を図る。さらに、消防団車庫等の建物は災害時に重要な拠点となることから、十分な耐震性を備えたものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて耐震性貯水槽、河川、湖沼等の整備を図り、消防水利体制を確立するものとする。

(3) 自主防災組織・自衛消防組織の強化

火災の公共危険性にかんがみ、町は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の強化を推進し、指導するものとする。

(4) 火災の早期覚知体制の確立

消防局は、地震時における火災の早期覚知体制を確立する。

3. 出 動 計 画

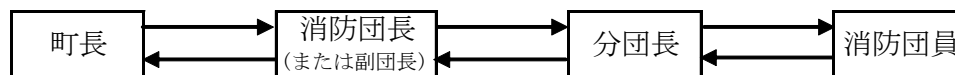
(1) 出動の基準

ア 平常出動

非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示によって消防活動を行う場合

イ 非常出動

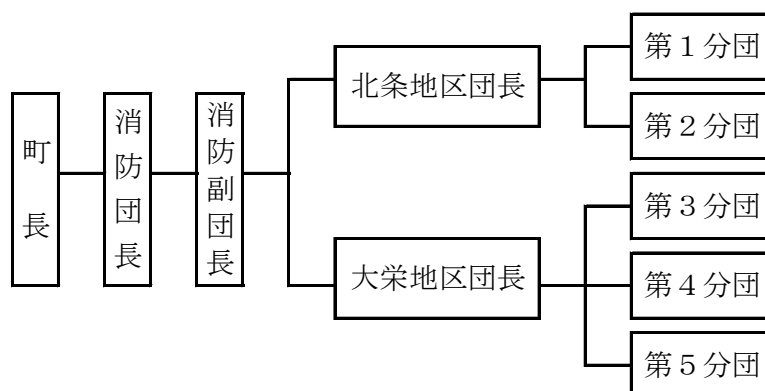
災害の規模の拡大に伴い、強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動



を行う場合

(2) 招集方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受け



ない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、防災行政無線・音声告知機・電話の利用、サイレン、警鐘等、迅速かつ的確な方法をもって行う。連絡系統は次図によるものを原則とする。

4. 消防用施設の点検

火災発生の際、ただちに出動し、行動できるよう「消防訓練礼式の基準」により次の点検を行うものとする。

- ア 通常点検
- イ 特別点検
- ウ 現場点検

出動に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとする。

5. 火災警報の発令等

気象台が発表した火災気象通報を県を通じ受信、または直接ラジオ・テレビ等により覚知したとき、あるいは消防局長または町長が火災警報を発令した場合には、第3章第3節通信情報計画に従い、住民及び関係機関等に周知するものとする。

	発表基準
火災気象通報	1. 実効湿度60パーセント以下、最小湿度40パーセント以下となり、最大風速7メートル以上の風が吹く見込みのとき。 2. 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (但し、降雨、降雪時の通報はしないこともある。)

※ 火災警報の発令基準は、上記の基準のいずれかに該当し必要と認められるとき発令される。

6. 火災予防

火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認める場合には、消防団及び自主防災組織はその管轄区域内の火災予防の徹底を行うものとする。

(1) 一般住宅の火の元点検

火災予防運動期間等を通じ、火気を取扱う設備器具などを重点的に点検するとともに、小型消火器の常備等火災予防のための指導もあわせて行うものとする。

(2) 火気使用制限

火災予防上危険であると認められる場合においては、防災行政無線および音声告知機などを利用し、山林・原野等において火入れ、たき火等をしないことなどについて速やかに住民に周知するものとする。

7. 消防活動の障害の除去等

町は、地震による火災発生時の類焼等の危険性の低減を図るため、消防活動が困難である区域の解消に資する道路、公園等の都市空間及び耐震性防火水槽等消防施設の計画的解消を図り、災害防ぎよに備えるものとする。

8. 日常的な防火教育・広報の推進

地震時の火災予防のためには、平素より、住民に対する防火教育・広報が重要である。町は、連携をとって防火教育・広報の推進を図るものとする。

9. 危険物に対する防火対策

第35節「危険物等災害予防計画」を参照すること。

10. 林野火災予防対策

(1) 広域的、総合的消防防災体制の確立

町、その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。

また、林野火災に対処するために必要な消防団員を確保するとともに、鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「県消防防災ヘリ」という。）を活用し、林野火災に対処するものとする。

(2) 出火防止対策

町は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

第17節 文化財災害予防計画

（文教対策部）

1. 目的

この計画は、文化財を各種災害から保護することを目的とする。

2. 保護管理責任者

指定文化財の保護管理は、国指定・県指定・町指定ともにその所有者、または管理者の責任において行うものとする。

3. 保護管理者の指導等

国の指定及び県の指定のものについては、必要に応じて文化財保護委員会あるいは県教育委員会から保護管理に必要な命令（国）・勧告・指示が行われるが、町においても絶えず文化財の保護措置について留意し、保護管理責任者と協議し消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに、破損・腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続・方法等について適切な指導を行う。

4. 災害予防対策

(1) 対象物

防災上留意している文化財の種別は、建造物と美術工芸に属する工芸彫刻（主として仏像）及び考古資料等であり、これらの文化財はおおむね水利の不便な場所にある。

(2) 対象

ア 施設整備

（ア）建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。

（イ）美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導、補助を行う方針である。

イ 火災予防体制の指導

第16節「消防計画」を参照すること。

5. 町における重要文化財

資料編資料30のとおりである。

第18節 避難所等整備計画

(総務対策部、文教対策部、各施設管理担当課)

1. 目的

この計画は、災害に伴う建物の倒壊、浸水及び出火・延焼等の被害が生じたとき、自宅等での生活が困難な住民を一時的に避難所等に収容・保護する事態となるため、避難所等の確保・整備を推進することを目的とする。

2. 避難場所の整備

(1) 避難所等の確保

町は、小中学校・公民館・公園・空地等は、震災発生時には重要な避難所となるので、これらの確保に努めるとともに、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための避難所を明確に区別した上で、地域の実情に即した避難所・避難路等の整備及び維持管理を推進するものとする。(資料編資料34、資料35参照)

(2) 避難に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所案内表示板の設置や防災マップの配布など、平素から住民に対する周知徹底をはかる。

(3) 避難所等の選定(資料編 資料34、資料35)

町は、災害の種別や切迫度に応じて最適な避難所等を選定し、住民への十分な周知を行わない開設、または開設を要請するものとする。

ア 火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で人体の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。

イ 津波に対する安全性

沿岸部及び河川の下流域にあつては、津波による危険性を考慮し、安全が確保できる標高の地域あるいは場所であること。

ウ 洪水、高潮に対する安全性

海岸部及び河川の流域にあつては、高潮、洪水による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域であること。

エ 土砂災害に対する安全性

傾斜地の付近にあつては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度傾斜地から離れた場所であること。

オ 地震に対する安全性

耐震性が確保された建物であること。

カ 公共性

避難所は、いつでも容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知されている必要があるので、公共施設等を活用すること。

キ 生活必需品等の供給能力

避難所には長時間滞在することが予測されるので、食料・飲料水・医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。

3. 避難所の設備及び資機材の配備または準備

町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、または必要なとき直ちに配備できるように準備しておくものとする

また、避難生活に必要な物資等は、なるべく避難所又はその近傍に分散備蓄するように努めるものとする。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| (1) 通信（情報収集）機材 | (2) 放送設備 |
| (3) 照明設備（非常用発電機を含む） | (4) 炊き出しに必要な機材及び燃料 |
| (5) 給水用機材 | (6) 救護所及び医療資機材 |
| (7) 仮設の小屋またはテント | (8) 防疫用資機材 |
| (9) 工具類 | (10) 仮設トイレ（これに付随すべき消耗品を含む） |

4. 避難路の指定・確保

町は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

- (1) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性が高い大きな工場がないものとする。
- (2) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。
- (3) 災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、県公安委員会、警察署等は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。

5. 避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 町は、避難所として公共施設等を指定する場合は、当該施設の施設管理者と使用方法、連絡体制等について事前に協議し、承諾を得るものとする。
- (2) 町は、県立学校の施設を避難所として指定する場合は、当該学校と次の事項を事前に協議し、承諾を得るものとする。また、承諾を得た場合は、その内容を県教育委員会施設管理主管課に報告するものとする。

ア 避難所として指定する施設の範囲

イ 避難地区の範囲

ウ 避難地区住民への周知の方法

エ 施設の開錠及び施錠方法

オ 緊急時の連絡先

なお、町は、県立学校の施設を避難所として指定した場合は、毎年度当初に前記事項を確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課に報告するものとする。

- (3) 避難所として指定した公共施設等の内、学校等夜間施錠される施設についての鍵の管理、緊急連絡先等について、あらかじめ該当校または施設管理者と調整し、鍵は総務課に集中管理しておくものとする。

6. 避難計画の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全迅速かつ的確な避難を行うことができるよう次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めるとともに、関係機関への周知徹底や職員等の訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

(1) 町

- ア 避難の勧告または指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難所の名称及び所在地
- ウ 避難所等への経路（避難路）及び誘導方法
- エ その他

(2) 防災上重要な施設の管理者

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難の計画を定め、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

7. 避難に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難所の所在等

- ア 避難所の名称及び所在位置
- イ 避難所への経路（避難路）

(2) 避難方法、運営等

- ア 避難の勧告または指示の伝達方法
- イ 避難収容後の心得

8. 孤立予想自治会

災害による交通路のと絶が長期にわたる場合、生活必需品・医薬品の不足あるいは急病人等の搬出、火災等の消火活動の遅れ等多くの問題を発生する。

これらの事態に対処するため、生活必需品、医薬品の確保等については、常に地区住民に広報し、周知を図る。

また、急病人、火災等の発生に際し、その活動を確保するため速やかに応急対策業務協力会社の支援が受けられるよう連絡体制の構築を図る。

なお、孤立を予想される自治会は、資料編資料 29 のとおりである。

第 19 節 防災体制の整備計画

(総務対策部、各関係機関)

1. 目的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制に関する整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 町の体制

町においては、町防災会議が設置され、防災に関する総合的な施策の決定等を行っている。このほか、町地域防災計画等に基づき、災害時に即応すべき適切な体制を整備するものとする。

町においては、防災に関する以下の組織・体制を整えるものとする。

(1) 平常時の防災組織（北栄町防災会議）

災害対策基本法第 16 条に基づき設置され、平時においては、北栄町地域防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進等を行うとともに、災害時には、災害情報の収集及び防災関係機関間の連絡調整等を実施する。

詳細は、第3章第1節「北栄町防災会議」のとおりである。また、北栄町防災会議委員等については、資料編資料1に北栄町防災会議条例を示す。

(2) 災害発生時の防災組織

ア 北栄町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置される。詳細は、第3章第3節「北栄町災害対策本部」のとおりである。資料編資料2に北栄町災害対策本部条例を示す。

イ 水防本部

3章第14節「水防計画」のとおりである。

ウ その他の組織・体制

(ア) 災害対策本部室等の整備

大栄庁舎を「防災拠点」として整備推進し、災害時における各種情報の迅速な収集及び共有化を図る。また、大栄庁舎が被災した場合に備え、旧北条庁舎を二次的な防災拠点として使用できるよう整備推進する。

(イ) 夜間及び休日等の待機体制（24時間体制）

夜間及び休日における災害発生や事件・事故等の緊急事態にも即応するため、各庁舎に常時職員等の要員を1名以上待機させるとともに、防災担当者との連絡を常時取れるようにし、迅速かつ的確な情報収集・伝達等の初動対応を図る。

(ウ) 災害対策要領（マニュアル）等の整備、周知

上記防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種災害対策要領（マニュアル）を整備し、防災訓練、組織改編及び人事異動等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知し、その習熟を図るものとする。

3. 関係機関の体制

その他の防災関係機関においては、それぞれが持つ防災に関する計画等に基づき、災害時に即応すべき適切な体制を整備するものとする。

4. 防災関係機関相互の連携体制

災害時のみならず、平時から防災関係機関相互の連携を図ることは重要であり、本町においては、「防災関係機関情報交換会」など各種会合を随時開催して防災に関する情報共有を図るとともに、災害時には相互応援協定等に基づく連携を行うものとする。

第20節 物資・資機材等整備計画

（総務対策部）

1. 目的

この計画は、災害に際して必要な物資・資機材の現況把握や緊急使用方法について定めておき、円滑な応急対策の実施に資することを目的とする。

県、町及び防災関係機関は、それぞれ防災物資・資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、地震災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

2. 防災資機材等の整備

(1) 防災資機材の整備

県及び町は、災害時の応急活動用資機材の整備充実を図るとともに、災害時には相互に連携して資機材を補完する体制を整えるものとする。

(2) 水防用資機材の整備

町は、地震時に水防上必要な資機材の整備充実を図る。

(3) 備蓄倉庫の整備

町は、備蓄倉庫の整備を図る（資料編資料 42 参照）

第 2 1 節 生活必需物資備蓄・調達計画

（総務対策部、民生対策部）

1. 目 的

被災者の生活支援を円滑に実施するため、生活必需物資の備蓄及び調達体制を整備することを目的とする。

2. 備蓄物資の整備

(1) 県及び県内市町村との連携備蓄

町は、県と県内各市町村の分散備蓄により経費及びリスクを分散し、災害時に適切な物資供給を実施するため「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領（平成 19 年 4 月 1 日施行）」に基づき、生活必需物資を連携して備蓄するものとする。

(2) 連携備蓄品目

町は、次に掲げる品目について連携備蓄として、人口に応じた数量を備蓄するものとする。

【連携備蓄品目】

保存食、災害時要援護者用保存食（アルファ米がゆ等）、粉乳・ミルク、保存水、飲料水用ポリタンク・給水パック、ほ乳瓶、トイレットペーパー、生理用品、折畳式簡易トイレ（パック式セット）、毛布、紙おむつ（大人用、子ども用）、救急医療セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池（単 1・単 3）、ブルーシート（#3000）、ロープ、タオル、ウェットティッシュ、衛生対策汎用セット（口腔ケア用品、消毒薬など）

(3) 県の備蓄

県は、大型の資機材（仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器、プライベート用テント、ストーマ装具、オストメイト専用ポータブルトイレ等）を重点的に備蓄するものとする。

(4) 災害時の応援

ア 災害時には、県、町及び県内他市町村が相互に連携して物資を補完するものとする。

イ 県内の被災市町村を応援する県内市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。

ウ 応援する県内市町村は速やかに県内の被災市町村へ物資を輸送するものとする。

(5) 連携備蓄の状態保持

町は、定期的に備蓄物資の点検を実施し、良好な状態の保持に努めるものとする。

また、消費期限、耐久期限のある品目について、期限が切れる前に更新するものとする。

3. 物資の調達体制の整備

(1) 食糧

ア 町は、地域住民の応急食糧の備蓄を行なうとともに、地域住民に食糧備蓄を奨励するものとする。

イ 町は食料品販売業者と食糧調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(2) 生活関連物資

ア 町は、生活関連物資販売業者と物資調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

イ 町は、県外他市町村と緊急物資調達に関する相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

第22節 医療（助産）救護体制の整備計画

(民生対策部)

1. 目的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療（助産）の途を失うことが十分予想されることから、県、町、その他関係機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療（助産）救護体制を整備することを目的とする。

2. 医療（助産）救護体制の確立

町は、災害に備え、次のとおり医療（助産）救護活動体制を確立するものとする。

- (1) 負傷者の搬送体制を整備する。
- (2) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。
- (3) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。
- (4) 自主防災組織の活用方法を検討する。
- (5) 町内開業医、医師会等との協議により災害時の医療（助産）体制の整備を図る。

3. 災害拠点病院

県においては、災害時の拠点病院として地域災害医療センターと基幹災害医療センターを整備している。

(1) 地域災害医療センター（東・中・西の二次医療圏ごとに1か所）

広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出しを行う。

東 部	鳥取赤十字病院
中 部	鳥取県立厚生病院
西 部	鳥取大学医学部付属病院

(2) 基幹災害医療センター（県下に1か所）

被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出し）を行うとともに、地域災害医療センターの後方支援病院として、災害時における県下の中心的役割を担う。

基幹災害医療センター	鳥取県立中央病院
------------	----------

4. 医薬品等の備蓄体制

地震災害のため、医薬品等が不足することが予想されることから、町は、救護所及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。

第23節 文教対策計画

(文教対策部)

1. 目的

この計画は、地震時において学校等が幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）の安全確保に万全を期するとともに、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する体制を整備することを目的とする。

2. 学校等における措置

- (1) 校長等は、次の事項に十分留意し、大規模災害対策計画を具体的に定めるものとする。
- ア 児童・生徒の生命、身体の安全確保を最優先し、また心のケアに十分配慮したものとすること。
 - イ 北栄町地域防災計画に基づき、地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。
 - ウ 児童・生徒の行動基準並びに学校や教職員の対処、行動基準を明確にすること。
 - エ 緊急連絡等ができない事態を想定して、児童・生徒の引き渡し等については、保護者に十分理解されている対策計画であること。
 - オ 遠足等校外活動中や登下校時、夜間・休日における災害発生等の場合も想定したものとすること。
 - カ 学校等が避難所となる場合の対策を含んだ計画であること。
- (2) 校長等は、前記計画に基づき、教職員及び児童・生徒に対し計画的に教育、訓練を実施するとともに、保護者及び地域住民にも周知徹底を図る。

第24節 防災通信体制整備計画

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、防災通信網を所管する機関が、施設・設備等の耐震性強化等災害に強い通信網の整備に努め、地震時の通信を確保できるようにしておくことを目的とする。

2. 防災通信体制整備

町は、効果的な防災通信体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施して応急対策に万全を期するものとする。特に、次の点に注意して、通信設備の整備に努めるものとする。

(1) 情報伝達手段の多様化

住民に防災情報を確実に伝達するため、防災行政無線、携帯電話等を活用したメール配信、ケーブルテレビを活用した文字又は音声・データ放送等の多様な通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 代替手段の確保

通信設備が被災した場合に備えるため、衛星携帯電話やアマチュア無線の活用など代替手段の確保に努めるものとする。

(3) 通信設備の停電、浸水対策

通信設備の停電対策、浸水対策の充実に努めるものとする。

(4) 災害に強い通信手段の確保

ア 庁舎等が被災した場合における情報通信の途絶を防止するため、衛星携帯電話など、県や防災関係機関との間に、災害に強い通信手段の確保に努めるものとする。

イ 有線通信回線が途絶した場合における北栄町役場大栄庁舎（以下「大栄庁舎」という。）と北条健康福祉センター内北条支所（以下「北条支所」という。）との通信を確保するため、鳥取県震度情報ネットワークシステム（MCA 無線）、防災行政無線(移動系)の活用など通信設備の二重化を進めるものとする。

ウ 地域における自主防災活動の拠点となる自治会公民館と大栄庁舎及び北条支所との通信を確保するため、自治会長等の携帯電話番号の把握に努める他、専用通信網の整備に努めるものとする。

(5) 通信設備の有効活用

町は、携帯電話等の通信携帯端末について、通常の電話機能以外の付加機能の有効活用を検討するものとする（メール機能、写真、動画添付メール機能等）。

3. 専用通信網の整備

町は、無線を利用した専用通信網を確保するため、次の点に注意して通信網の整備に努めるものとする。

(1) 安全性の確保

無線設備について地震等に対する安全性の確保に努めるものとする。

(2) 伝送路の強化

通信機能を確保するため、ルートの二重化等に努めるものとする。

(3) 装置、資機材の充実

予備電源、可搬型無線機等の装置、資機材の整備充実に努めるものとする。

(4) 定期点検の実施

定期的に無線設備の点検を実施するものとする。

(5) 防災訓練の実施

通信の重要性を考慮し、日頃から無線関係機関による防災訓練に参加し、機能の確保に努めるものとする。

4. 非常通信体制

(1) 町は、非常通信協議会に参加し、県内他市町村等の参加機関と共同して、災害時の各種通信回線の輻輳、途絶に備え、非常通信体制の整備に努めるものとする。

(2) 非常通信は、各種法令及び非常通信規約等に従って実施することとし、町及び非常通信協議会参加機関は、日頃から非常通信ルートの策定、訓練の実施、ルートの見直しを実施するものとする。

第25節 防災拠点の整備計画

(総務対策部)

1. 目的

大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊、浸水及び焼失等により災者が数多く発生し、また、道路、ライフライン等においても大きな被害のおそれがある。

町及び防災関係者は、災害時にこれら災者に対し迅速かつ的確な災害応急活動を行うための防災拠点の整備を図り、地震災害応急活動体制の確立を図るものとする。

2. 防災拠点の整備

町は、地震発生時に地域の災害情報の収集・伝達・救援・救護活動及び災害復旧等の災害応急活動を行う前線拠点として、防災拠点の整備を図るものとする。

防災拠点の主な機能は、次のとおりである。

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 救援物資の集積配分
- (3) 医療及び防疫
- (4) 応急給水活動の支援
- (5) 被災施設の応急復旧

第26節 緊急輸送計画

(総務対策部、建設・水道対策部)

1. 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2. 緊急輸送計画

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、県指定の防災幹線道路と連携する物資の集積所及びヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

3. 緊急輸送道路等の整備

- (1) 交通施設の整備、耐震化

県緊急輸送道路について、災害の発生による施設の破損を防ぐため、道路、交通安全施設などの整備、耐震化を県に要請するとともに、町緊急輸送道路についての整備、耐震化に努める。

- (2) 代替経路の確保

町は、県等の関係機関と連携し、「鳥取県地震防災調査研究報告書（平成17年3月）における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

4. 輸送体制の推進

(1) 輸送体制に係る情報収集、連絡調整体制の整備

町は、災害時、緊急輸送道路・交通施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することが出来るよう、平素から体制を整備するものとする。

(2) 輸送体制の確保

町は、災害時における輸送体制の確保のため、町内運送業者等とあらかじめ協議を図り、応援協定を締結する等、平時から連携を図るものとする。

(3) 輸送の支援体制

輸送拠点となる物資の集積所において物資在庫管理等を効率的に行なうため、荷下ろし、荷さばき等の人員を確保するよう物流関係の業種団体等に対して協力を要請できる体制の確保に努めるものとする。

第27節 広域応援・受援体制整備計画

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、県、町、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 広域応援・受援体制について

県においては、広域的な応援・受援体制が整備されている。想定する広域応援・受援の体制は、次のとおりである。

町が結んでいる災害時における広域的な相互応援協定は、①県及び県内全市町村の間(平成3年3月29日付け)、②湖南省(平成23年8月6日)、③鳥取県町村会と徳島県町村会の間(平成25年6月6日付け)、④鳥取県中部定住自立圏と滋賀県湖東定住自立圏の間(平成25年10月17日付け)、⑤中国5県の町村長会長の団体間(平成27年3月26日付け)で協定を結んでいる。

(1) 県外市町村との相互応援協定の締結促進

被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、出来るだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。特に、大規模災害等で相互応援協定を結んだ地方自治体との同時被災を避けるため、遠方の地方自治体との協定締結に努めるものとする。

ア 発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることが出来る体制整備

イ 平素から実践的な訓練の実施(相互に物資輸送の方法・ルートの確認等)

(2) 訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時における円滑な連携を期するため、町は、県及び関係機関との間で、平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、防災関係機関間の情報共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

(3) 応援体制の整備

町は、他市町村からの応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

(4) 受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関等から応援を受けることが出来るよう、受援計画に基づく応援、受援に関する連絡・要請手順・応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

第28節 防災知識普及計画

(総務対策部、文教対策部)

1. 目的

この計画は、町及びその他防災関係機関等が、その職員及び住民に対し、地震災害等の予防または災害応急措置等防災知識・技術の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

普及にあたっては、①防災に関心をもち、②防災上の課題を解決できる知識・技術を学び、③具体的な行動ができるよう、段階的に資質向上を図るものとする。

また、住民は「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災知識の習得に努めるものとする。

2. 普及の方法

(1) 実施責任者

町及び防災関係機関は、災害予防及び応急対策に万全を期するため、それぞれ必要な防災知識・技術の普及を図るものとする。

(2) 防災関係職員に対する教育

町及び防災関係機関は、災害時の応急対策に万全を期するため、職員に研修会、講演会等により必要な防災教育を実施する。また、職員の知識・技術に応じて段階的に研修するものとする。

また、災害発生時の初動対応についてのマニュアル等を作成し、職員が迅速かつ的確に行動できるよう努めるものとする。

3. 住民に対する防災知識・技術の普及

町は、住民を対象として、災害時等の措置について次により防災知識・技術の普及を図る。このとき、普及対象の知識・技術に応じて最も効果的な手段・内容となるよう計画するものとする。

また、点字や朗読、手話通訳等を用いて、身体に障がいのある方などに対しても十分に知識を普及できるように配慮するとともに、自主防災組織や自治会、各種団体等を通じて、一人暮らしのお年寄りの世帯などについても日頃から防災知識の普及に努めるものとする。

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行うものとする。

- (1) ラジオ、テレビ、防災行政無線、音声告知機等の放送施設、ファクシミリ及びインターネットの活用
- (2) 新聞・雑誌等の活用
- (3) 広報誌・印刷物（パンフレット・ポスター等）の配布
- (4) 映画・スライドの製作利用
- (5) 広報車の巡回
- (6) 講演会・研修会・展覧会・ワークショップ・図上訓練等の開催
- (7) 見学・視察・現地調査・体験学習
- (8) その他

4. 普及を要する事項

- (1) 北栄町地域防災計画の概要
- (2) 災害予防措置
 - ア 地震等に係る災害予防の知識と心得
 - ・食糧等、必要な物資の最低量の備蓄
 - ・地震に強い家屋の知識等
 - イ がけ崩れなどの災害危険箇所
 - ウ 火災予防の知識と心得
 - エ その他
- (3) 災害応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清潔方法等の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) 津波警報等の種別と対策
 - (イ) 火災等に巻き込まれたときの避難方法
 - (ウ) 適切な避難場所、避難路及び携帯品
 - (エ) 被災世帯の心得
 - (オ) 避難所における生活の留意事項
 - オ その他
- (4) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (5) その他の必要な事項

5. 普及の時期

普及の内容により、イベントは過去に大きな地震が発生した日や防災週間・防災とボランティア週間などの最も効果的な時期を選んで行うものとする。

また、内容に応じて、年間を通して計画的に実施するものとする。

第29節 自主防災組織の整備計画

(総務対策部)

- (3) 災害発生時の活動
 - ア 要救助者の救出
 - イ 出火防止と初期消火
 - ウ 地域住民の安否の確認
 - エ 情報の収集・伝達
 - オ 避難誘導
 - カ 給食・給水

第30節 防災訓練計画

(総務対策部全対策部)

1. 目的

この計画は、町及びその他防災関係機関が単独または共同して、防災訓練を平素から十分に実施し、災害時に当たって災害応急対策の迅速かつ的確な遂行を期することを目的とする。

住民は、県や町、防災関係機関の実施する訓練に積極的に参加し、地震災害への対応策を体得するものとする。

2. 訓練の種別

実施する訓練は、総合防災訓練、災害警戒本部・災害対策本部運営訓練、消防訓練、避難救助訓練、非常通信連絡訓練、非常招集訓練、救急訓練その他防災に関する訓練とし、それぞれ図上訓練・実施訓練等の方法により適宜行なうものとする。

3. 訓練計画

訓練の企画立案並びに実施にあたっては、地域の特性や季節的な要因等を考慮するとともに、国・県・隣接市町・その他関係機関と共同または町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、地域住民等の参加を得てより実践的なものとなるよう努めるものとする。

各種計画の要旨は次のとおりである。

(1) 総合防災訓練

ア 訓練の意義

災害発生時の初動対応を直接に担う町が国、県、防災関係機関、住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制がその機能を十分発揮するよう努めることが必要である。

イ 地域の実情に応じた訓練

過去の災害履歴等を踏まえ、特に、訓練の必要性が高い災害を想定し、地域の実情に即した訓練を実施するものとする。

ウ 住民が防災を考える機会の提供

防災訓練を通じて、住民が災害発生時の行動の在り方について自ら考える機会となるよう訓練の計画段階から住民の意見提案等を反映するよう努めるものとする。

エ 住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及

推進住民等の連帯による自主的な防災訓練が実施されるよう、幅広い層の住民が参加できる訓練の普及、地域の防災拠点（学校等）における訓練実施の推進及び事業所、ボランティア等が実施する訓練への住民、他の防災関係機関が参加できる体制の整備に努めるものとします。

オ 防災知識の普及及び災害に強いまちづくりの推進

地域の自然的、社会的条件に関する正しい知識の普及及び家屋の耐震構造の強化等について積極的な周知に努めるものとする。

カ ボランティア団体等との連携

北栄町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）とも連携を取り、ボランティア団体等へ訓練参加を求め、可能な連携に努めるものとする。

キ 災害発生時等における情報伝達及び避難行動要支援者の避難訓練

地震発生時や集中豪雨発生時等の情報収集、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令並びに住民に対する情報伝達を実施するとともに、避難行動要支援者への情報伝達、避難支援、救出訓練の実施に努めるものとする。

ク 実施要領の策定

実施にあたり、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定するものとする。

(2) 災害警戒本部、災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集・分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部運営訓練を実施する。

(3) 水防訓練

住民の防災知識の高揚と、出水時における警戒、予防等水防体制の万全を期するため、水防計画に定められている訓練項目について、各関係機関、住民の協力を得て実施するものとする。

(4) 消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、その他の消防団体についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町消防機関も協力するものとする。

なお、訓練は消防機関とその他の消防団体が行うものとの区分する。

・消防機関が行うもの

ア ポンプ操法

イ 放水訓練

ウ 礼式規律訓練

エ 消防戦術

オ 警備、救助活動

・その他の消防団体が行うもの

ア 通常訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

(5) 避難救助訓練

町及び消防機関及びその他の防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、避難救助訓練を消防等の防災訓練及びその他災害防ぎょ訓練とあわせて、または単独で実施するものとする。訓練の実施に当たっては、避難場所、避難経路、避難誘導方法等の確認を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、旅館等不特定多数の者が出入りする施設にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての設備を整備し、消防計画に基づく訓練を実施するものとする。訓練にあつては、必要に応じ警察、消防等関係機関の協力をえて行うものとする。

(6) 情報伝達訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達するため、災害時を想定した情報の伝達訓練を実施し各設備及び機器等の習熟を図るものとする。

なお、訓練を実施する時期は、町及び防災関係機関が調整を図るものとする。

(7) 非常通信訓練

町及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年一回以上実施する。

(8) 非常招集訓練

町及びその他防災関係機関は、災害対策活動の従事者が有事に際し、短時間に参集できるよう、非常招集訓練を実施するものとする。

訓練の実施方法は概ね次の事項により行うものとするが、災害の想定及び実施の細目は、各実施機関においてそのつど定めるものとする。

ア 非常招集措置の平常時における整備

平常時に整備しておくべき項目、非常招集措置の平常時における整備

(ア) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等

(イ) 招集の基準及び区分

(ウ) 招集命令伝達、示達要領

(エ) 非常招集の命令簿、非常招集訓練簿

(オ) 非常招集の業務負担、配置要領

(カ) 待機命令の基準

(キ) その他非常招集のために必要とする事務処理

イ 非常招集命令の伝達示達

伝達、示達の方法は、その緊急性から最も早く到達する手段を選択すべきである。

有線電話、無線電話及び口頭による伝達のいずれにあっても、迅速かつ正確を期するよう留意して実施するものとする。

ウ 集合の方法

震災時に交通機関による登庁が困難となった場合、職員は自転車・徒歩等の手段で参集することになり、初動体制の遅れを招く事態が予想される。

したがって、自転車・徒歩による職員の登庁訓練を行い、発生から職員参集の所要時間を各対策部ごとに把握し、欠員等の不備が生じる場合には、あらかじめ調整を行うものとする。

エ 点 検

(ア) 伝達方法、内容の確認点検

(イ) 受令時間の確認点検

(ウ) 受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検

(エ) 集合人員の確認点検

(オ) その他対策準備体制に関する点検

オ 訓練後の措置

訓練後は実施効果の検討を行い、非常招集の的確な実施のため改善是正を行うよう努め、訓練記録を記載しておくものとする。

(9) 津波訓練

町及び防災関係機関は、津波発生時における情報伝達、避難等の訓練を実施する。

(10) 簡易型災害図上訓練 (DIG)

町は、地域（自主防災組織、消防団、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

(11) 避難所運営訓練

町は、災害時の避難所（二時避難所）の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

(12) 自衛隊との通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

災害対策本部長（町長）・災害対策副本部長（副町長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法等を県と協議し、訓練の中に含めるよう検討する。

(13) 訓練後の評価

町及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

第3 1 節 避難体制整備計画

（総務対策部）

1. 目 的

この計画は、町が適切な時期に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を発令するために必要な事項をあらかじめ定め、住民を適切に避難させる体制を整備することを目的とする。

2. 町等の避難計画の整備

町、特定の施設の管理者及び自治公民館（自主防災組織）は、災害時において安全かつ迅速な避難を実施するため、次の事項に注意し、あらかじめ避難計画を策定するよう努めるものとする。

(1) 町

- ア 過去の災害の発生状況
- イ 災害の発生危険箇所
- ウ 避難勧告等を行う基準及び伝達方法
- エ 避難勧告等に係る権限の代行順位
- オ 避難所等の名称、所在地、収容人員
- カ 避難路及び誘導方法
- キ 避難行動要支援者に配慮した避難支援に関する事項

(2) 特定の施設の管理者

学校、病院、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、若しくは居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実かつ安全に実施するため、あらかじめ具体的な避難計画を定め、県、消防機関、警察署と緊密な連絡を取り、関係者への周知徹底を図るとともに避難訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

(3) 自主防災組織（自治会）

自主防災組織（自治会）は、地域住民が一体となって迅速かつ適切な避難行動を実施するため、自治会単位で次の事項を定めた避難計画の策定に努めるものとする。

ア 有線放送等を活用した避難勧告等の伝達方法

イ 各班ごとの集合場所

ウ 安否確認の方法

エ 自主避難所（避難勧告又は避難指示が発令されていない段階において、住民が自主的に避難する場所として、当該施設の管理者から承諾を得た施設）の選定

オ 避難行動要支援者の避難を支援するために必要な体制（避難支援者の決定等）

3. 避難勧告等の基準の策定

町は、的確に避難勧告等を実施するため、次の項目について記載したマニュアル等の整備に努めるものとする。

なお、マニュアル等の策定にあたっては災害の特性と住民に求められる避難行動に関して、住民への十分な周知を図るものとする。

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間、箇所

ア 津波

避難行動をとる必要のある海岸及び河川と区間を特定するものとする。

イ 土砂災害

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり）の発生するおそれのある箇所を特定するものとする。

(2) 避難すべき区域

ア 津波・土砂災害

避難が必要な区域を特定するものとする。

(3) 避難勧告等の発令の判断基準及び考え方

ア 津波・土砂災害

(ア) 住民が避難所へ避難するために必要な時間を把握するものとする。

(イ) 避難すべき区域毎に、避難勧告等の発令基準及び考え方を策定するものとする。

(4) 避難勧告等の伝達方法

ア 津波・土砂災害

(ア) 伝達文の内容を設定するものとする。

(イ) 伝達手段及び伝達先を設定するものとする。

4. 避難勧告等についての事前周知

町は、住民に対して避難勧告等の意味合いについて、ホームページ、各種広報媒体による十分な周知に努めるものとする。

また、町は、ホームページ等により、災害に対する日ごろの備えや、災害が発生した際にとるべき適切な行動、災害の切迫度に応じた5段階の警戒レベル等についての普及啓発や気象等の特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報等の情報及び津波警報等の地震・津波に関する情報の提供を積極的に行うこととする。

また、町は、避難勧告等について、特定の防災信号を定めるなど分かりやすい避難勧告等の伝達方法を検討するものとする。

【避難勧告等の類型】

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始。(避難支援者は支援行動を開始)これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示(緊急)	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

避難勧告等のサイレン信号

種別	サイレン信号
避難勧告	○— ○— 5秒 5秒 5秒
避難指示(緊急)	○— ○— ○— 10秒 10秒 10秒 10秒 10秒

第32節 ボランティア受入計画

(民生対策部)

1. 目的

この計画は、災害による被害の拡大を防止し、町及び防災機関の対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細やかな対応のもとに、防災活動が円滑に行えるよう防災ボランティアの育成及び受入体制の整備を図ることを目的とする。

2. 防災ボランティアの育成

大規模な災害が発生した場合、看護業務、避難場所等における炊き出し、食糧及び生活必需品の供給補助、アマチュア無線通信等の業務にボランティアの協力が不可欠なものとなる。

したがって、町においては、町社会福祉協議会及び日赤県支部等と連携をとりながら、防災ボランティアの育成に努めるものとする。

第33節 避難行動要支援者対策の強化

(民生対策部)

1. 目的

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合の避難にあたり他者からの援護が必要な高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人等の避難行動要支援者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制を整備することを目的とする。

2. 地域安心拠点の整備

平時における住民相互の助け合いや適切な地域包括ケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、町は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を整備するよう努めるものとする。

3. 避難行動要支援者の把握

町は、県、福祉・医療関係部局、民生児童委員、社会福祉協議会等の関係機関に照会するとともに、自主防災組織、自治会等を通じて避難行動要支援者を把握し、次に掲げる事項を記録し避難行動要支援者名簿を作成する。なお、改正災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者名簿」は、法改正前に作成していた「災害時要援護者名簿」と実質的に相当しているを見なす。

(1) 避難行動要支援者の要件

自宅居住者のうち以下の要件に当てはまる者

- ア 単身居住の65歳以上の高齢者
- イ 要介護認定3以上を受けている者
- ウ 身体障害者手帳1・2級を受けている者
- エ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- カ 町の生活支援を受けている難病患者
- キ 妊婦及び乳幼児

- ク 日本語に不慣れな外国人
- (2) 避難行動要支援者名簿に記載する事項
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 住所及び居所
 - エ 電話番号その他の連絡先
 - オ 避難支援等を必要とする事由
 - カ 全各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が認める事項

4. 避難支援等関係者との名簿情報の共有

町は、災害時における避難行動要支援者の避難行動、安否確認に有効に活用するため、個人情報への取扱いには十分注意を払い、避難行動要支援者名簿を自主防災組織、民生児童委員、消防団、社会福祉協議会、鳥取中部ふるさと広域連合琴浦消防署・湯梨浜消防署、倉吉警察署にあらかじめ提供し、情報の共有を行う。

5. 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は日常的に避難行動要支援者の把握に努め、定期的に名簿の更新を行うものとする。

6. 避難行動要支援者名簿情報の漏えい防止

町は、名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため、情報提供先への守秘義務を課せるとともに、漏えい防止措置を行います。

7. 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことが出来るための通知又は警告

町は、災害に関する予報若しくは警報を知った時、また、災害に関する警報を発令した時は、当該予報若しくは警報に係る事項を関係機関及び町民その他関係団体に伝達する。

この場合において、必要があると認める時は、町は、町民その他関係団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退き準備、その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができるものとする。

8. 避難支援等関係者等の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方等を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決定し、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合い、ルール及び計画を作り周知するものとする。

9. 地域安心拠点の整備

平時における住民相互の助け合いや適切な地域包括ケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、町は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を整備するよう努めるものとする。

10. 避難行動要支援者の把握と情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者の日常的把握

町は、民生児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通し、高齢者、障がい者等の状況を把握するよう努めるものとする。

(2) 障がい者・外国人への情報伝達方法の確立

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者・外国人に対し、ファクシミリやインターネットによる情報提供及び手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の派遣・協力体制の整備に努めるものとする。

また、町は、避難行動要支援者への防災知識の普及啓発に努めるものとする。

11. 社会福祉施設対策の推進

各施設の入所者は、災害時の行動等が不自由であることから、次の対策を講じるよう指導する。

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

町は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、ファクシミリやインターネットによる情報提供及び社会福祉施設の一時入所処置等の取扱いが円滑に行われる体制を整備するものとする。

(2) 社会福祉施設の対応強化

町は、社会福祉施設の防災設備・資機材等の整備の指導に努めるものとする。

(3) 防災体制の整備

ア 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして、自主防火管理体制の整備防災体制の整備に努める。

特に夜間は悪条件が重なることから、消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討しておく。

イ 必要に応じて地域住民の協力が得られるよう、所在地域自主防災組織との協力体制を確立しておく。

ウ 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関との情報交換、連絡協議に努める。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

ア 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

イ 施設の構造や入所者の判断能力・行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域住民の協力を得ながら、所在地域自主防災組織と協力した訓練を実施する。

12. 緊急通報システムの整備

緊急通報システムの普及推進を図るほか、当該自主防災組織を通して高齢者・身体障がい者等、災害時に援護が必要となる住民に連絡する手段を確保し、避難方法について、民生児童委員等とあらかじめ協議しておくものとする。

第34節 海上災害予防計画

(総務対策部、産業・観光対策部)

1. 目 的

この計画は、町沿岸海域・水域における船舶の衝突及び大規模な油流出等により沿岸住民や船舶、水産資源等に影響を及ぼす海上災害を防止することを目的とする。

2. 海上事故等の予防

漁業団体をはじめ関係機関は、海上災害の防止のため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 海上交通の安全のための情報の充実（情報提供）
- (2) 船舶の安全な運航
- (3) 船舶の安全性の確保
- (4) 海上交通環境の整備
- (5) 海上防災に関する研究及び再発防止策の推進

3. 海上等流出油災害予防

大規模な流出油による海上災害に備え、漁業団体等は、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤その他必要な油処理機材を整備するとともに、相互に緊密な協力体制を確立し、被害想定に基づいた訓練を実施するものとする。

第 3 5 節 危険物等災害予防対策計画

(総務対策部)

1. 目 的

この計画は、危険物・高圧ガス・爆発物・毒物・劇物等による人命及び建造物の災害を予防するため、施設の整備並びに危険物等の安全確保を図ることを目的とする。

2. 危険物施設の把握

町内における危険物施設等は、資料編資料 24 のとおりである。

3. 劇物取扱所の安全確保

劇物取扱所においては、災害時において、管理者等と十分に協力し、その管理体制の整備を図るものとする。

4. 危険物等の安全確保

取扱業者等は、特に次の事項等を整備し、安全確保に努める。

- (1) 貯蔵及び取り扱いの保安監督
- (2) 消火・警報設備の維持及び点検
- (3) 施設・設備の維持及び点検
- (4) 地震・火災等に対する防火対策
- (5) 毒物劇物取り扱い管理体制の整備

第 3 6 節 被災者支援計画

(総務対策部、民生対策部、文教対策部)

1. 目 的

この計画は、災害により被災した住民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

2. 被災者支援体制の整備

(1) 私人の間における紛争の防止及び調整体制の整備

ア 土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

町は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士との法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことが出来る体制の整備に努めるものとする。

(2) 被災児童等の援護体制の整備

町は県中部総合事務所、中部教育局と連携して、メンタルヘルスケアやこども園の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

第37節 帰宅困難者対策の強化

(総務対策部、産業・観光対策部)

1. 目 的

この計画は、災害等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることが出来ない人たちの発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

2. 帰宅困難者対策の推進

町は、駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

(1) 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在しているもののうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

(参考：帰宅困難者の設定例)

ア 自宅までの帰宅距離が10km以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能

イ 自宅までの帰宅距離が10～20kmの人は、帰宅距離が1km増える毎に10%ずつ帰宅者を遡減

ウ 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、徒歩帰宅は困難

エ 妊婦、幼児、障がい者等は、自宅までの帰宅距離が10km以下であっても徒歩帰宅は困難

(2) 帰宅困難者に対する基本的な対策

ア 帰宅困難者を発生させないための対策

町は、住民が帰宅困難者とならないよう、又は帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講じるものとする。

(ア) 災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を住民に対して周知徹底する。

(イ) 住民に対して、日頃から次のような取り組みを行なうよう啓発する。

a 正確な情報を収集するためのラジオの携帯

- b 地図、懐中電灯の準備
 - c 簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備
 - d 家族との連絡手段・集合場所について話し合い
 - e 安否確認方法（災害伝言ダイヤルなど）の確認
 - f 歩いて帰る訓練の実施
 - g 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）
- イ 事業所、学校等における対策の推進
- 事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常食料の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制やJR西日本の駅等への職員派遣体制を整備する。
- (3) 帰宅困難者を支援する対策
- ア 情報収集・提供の体制整備
- 町はJR西日本・日の丸自動車・日本交通と協力し、帰宅困難者が発生すると予想される由良駅、下北条駅における情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。
- イ 帰宅支援の協力体制の整備
- 町は、県が帰宅困難者支援協定を締結しているコンビニエンスストア及び外食事業者の協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」（以下支援ステーション）という。）の位置を住民に周知する。又、町内の店舗事業者と帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行なうための協定締結に努める。
- ウ 妊婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備
- 町は、妊婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第38節 観光客・通過者対策計画

(産業・観光対策部)

1. 目的

この計画は、地震、津波等の災害が発生した場合、地理に不案内な観光客や、道路状況の悪化により北栄町に滞留を余儀なくされた国道・県道上の車輛通過者に対し、安否確認や避難行動支援を実施するための対策を図ることを目的とする。

2. 観光客等の安否確認

- (1) 観光施設においては、施設管理者を通じて観光客の安否情報を収集する。団体旅行者については、代表者を通じて団体の人数確認、負傷者等の詳しい状況を把握する。その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。
- (2) 屋外移動中の観光客については、その多くがコナン通り周辺にすることが想定される。災害発生後、現地に職員を派遣し被災状況・安否状況を確認する。また、その際には避難誘導もあわせて行う。

3. 避難誘導

屋外移動中の観光客や車輛通過者に対し、必要に応じて指定緊急避難場所（一時避難場所）、または指定避難所への避難誘導を行う。誘導を行う際には、その後の対策を効果的に行うため、次の場所に優先的に誘導する。

- (1) 津波のおそれがない場合： 出会いの広場、道の駅北条公園、道の駅大栄
- (2) 津波のおそれがある場合： 北栄町B&G海洋センター、大栄農村環境改善センター

4. 情報発信

屋外に滞在する観光客等向けの情報発信は、第3章「災害応急対策計画（共通）」第6節「災害広報・広聴計画」によることとする。

なお、観光客等を指定緊急避難場所に避難誘導した場合には、避難場所に連絡員となる職員を派遣し対応に当たらせる。

5. 外国人観光客への配慮

観光客の中でもとりわけ外国人観光客については、情報収集力やコミュニケーション力が不足することで、避難行動に支障が生じることが想定される。多言語による情報収集が比較的容易となるインターネットの利用環境を整えるとともに、ピクトグラム（絵文字）による表示方法、スマートフォン・タブレット端末利用による通訳・翻訳機能アプリの活用方法を検討する。

第39節 災害時の事業継続の取り組みの促進

（総務対策部、全庁）

1. 目的

この計画がその役割を果たすため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取り組みを推進することを目的とする。

2. 事業継続に向けての取り組みの支援

- (1) 町は県と連携して、事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（CSR）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成する上で必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取り組みを積極的に支援するものとする。
- (2) 町は県と連携して、事業継続マネジメントシステムの国際規格化の動向等も踏まえながら、契約等の締結にあたって、相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取り組みの普及を図るものとする。

第40節 地震災害に関する調査研究

（総務対策部）

地震による被害は複数多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・ガス・水道等の高密度化・生活習慣の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向に

ある。従ってこれら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、県、町及び防災関係機関は、協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

- (1) 地盤の構造、活断層の状況
- (2) 地震活動の状況
- (3) 津波の遡上
- (4) 消防水利等の状況
- (5) 危険物等大量可燃物施設の状況
- (6) 電気・ガス等の設置等の状況
- (7) その他必要な事項
 - ・地震時の交通障害等に関する事項
 - ・建造物の不燃化・耐震化に関する事項

第3章 災害応急対策計画（共通）

この計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止することを目的とする。

第1節 北栄町防災会議

町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、北栄町防災会議が置かれている。

その組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

1. 組 織

ア 会 長 北栄町長

イ 委 員

(ア) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(イ) 鳥取県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(ウ) 町を所轄する警察署長

(エ) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(オ) 教育長

(カ) 鳥取中部ふるさと広域連合の消防局職員のうちから町長が任命する者

(キ) 消防団長

(ク) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから町長が任命する者

(ケ) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(コ) その他、町長が防災上必要と認める者

2. 所掌事務

(1) 北栄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 北栄町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3) 北栄町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係指定地方行政機関・県・関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

(5) そのほか法律またはこれに基づく命令により、その権限に属する事務。

第2節 北栄町災害警戒本部

1. 北栄町災害警戒本部の設置

町の地域において、地震が発生した場合、または風水害等による災害が発生する恐れがある場合には、総合的な防災活動の推進を図るため、総務課長は北栄町災害警戒本部を（以下

「警戒本部」という。)設置する。また、相互応援協定を結んでいる自治体において地震が発生した場合にも設置する。

2. 警戒本部の組織

警戒本部に警戒本部長を置くほか、警戒本部会議及び対策部をもって組織する。
なお、総務対策部のなかに事務局を置く。

(1) 警戒本部長

警戒本部長は、総務課長がその任務にあたる。

警戒本部長は町本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

警戒本部長となる者が不在の場合には、その場の最高責任者がその任務を代理する。

(2) 副本部長

副本部長は、地域整備課長がその任務にあたる。

副本部長は本部長を補佐する。

(3) 本部員

本部員は、総務課長が指名する者をあてる。

3. 設置及び廃止

(1) 警戒本部の設置基準

ア地震の場合

(ア) 町に震度4が発表された場合。

(イ) 震度の大きさに関わらず、地震により被害が発生し、対策が必要となった場合。

(ウ) 広域連携協定を結んでいる自治体において、震度6弱以上の地震が発表されたとき。

(エ) その他町長が必要と認められたとき。

イ風水害の場合

(ア) 次の気象情報の一以上が本町及び隣市町で発表されたとき。

- ・記録的短時間大雨情報

- ・土砂災害警戒情報

(イ) 次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。

- ・台風の暴風域が鳥取県を通過することが見込まれるとき。

- ・指定河川洪水予報「洪水警報」が発表されたとき。

- ・その他災害が発生し、または発表する恐れがあるとき。

(2) 廃止の基準

町警戒本部は、おおむね次の基準により総務課長が廃止する。

ア 町内各地域における危険がなくなったと認めるとき。

イ 当該災害により被害が確認され、災害対策本部へ移行した場合

第3節 北栄町災害対策本部

1. 北栄町災害対策本部の設置

町の地域において災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、町長は、北栄町災害対策本部条例に基づき、北栄町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。

なお、本部未設置の場合においても、町長は必要があると認めるとき、本部設置に準じて災害対策を行うものとする。

ただし、町長不在等の場合には、次の順位で本部設置等、必要な災害対策を行う。

第1位：副町長 第2位：総務課長 第3位：その場の最高責任者

2. 災害対策本部の組織

災害対策本部に災害対策本部長を置くほか、災害対策本部会議及び各対策部をもって組織する。

なお、総務対策部のなかに事務局を置く。

(1) 本部長

本部長は、町長がその任務にあたる。

本部長は町本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

副本部長は、副町長がその任務にあたる。

副本部長は本部長を補佐する。

(3) 本部員

本部員は、各対策部の部長がその任務にあたり、町長が指名する者を充てる。

3. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、大栄庁舎に設置するものとする。

なお、大栄庁舎が被災等により使用できない場合は、大栄農村環境改善センター、旧北条庁舎又は北条農村環境改善センターに設置するものとする。

4. 設置及び廃止

(1) 設置の基準

ア地震の場合

(ア) 町に震度5弱以上が発表された場合、又は津波注意報、津波警報が発表された場合。

(イ) およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、町長が必要と認めたとき。

イ風水害の場合

(ア) 避難勧告を発令したとき。

(イ) 特別警報が発表されたとき。

(ウ) 風水害、その他の大災害が発生する恐れがあるとき、又は甚大な被害を確認したとき。

(エ) その他町長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の基準

災害対策本部は、おおむね次の基準により町長が廃止する。

ア 町内各地域における危険がなくなると認めるとき。

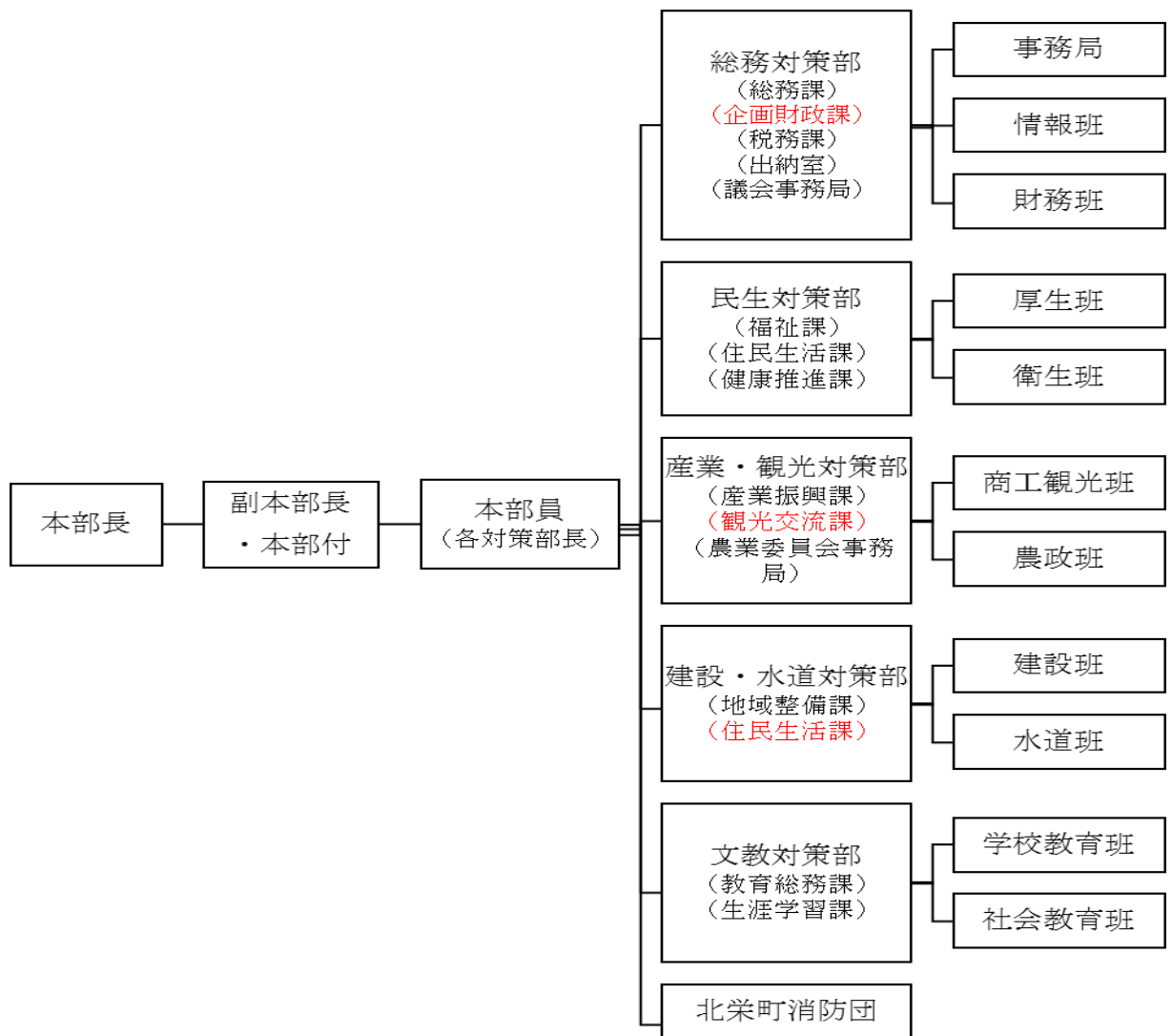
イ 当該災害に係わる災害予防対策及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置したとき、または廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線・音声告知機・電話・その他の迅速な方法で周知するものとする。

公表先	方法	担当
鳥取県知事	電話・行政無線・FAX・口頭	(総務課・企画財政課)
倉吉警察署	電話・FAX	〃
防災会議構成機関	電話・FAX・口頭	〃
隣接の市町長	電話・行政無線・FAX	〃
町の関係機関	口頭・FAX・庁内放送	〃
報道機関	電話・FAX・口頭・文書	〃
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	電話・FAX・口頭	

対策本部組織図



災害対策本部分掌事務

部 名	班 名	所管担当部署	所 掌 事 務
総務対策部	事務局	●総務課 (情報防災室) 出納室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策活動の総括及び調整に関すること 2. 本部会議(本部員)に関すること 3. 各部との連絡調整に関すること 4. 県・警察・防災関係機関・自治会等との連携に関すること 5. 自衛隊派遣等の広域応援要請に関すること 6. 職員の非常招集及び解除に関すること 7. 職員の動員及び配備・調整に関すること。 8. 職員の安否確認に関すること 9. 気象情報の受領及び報告に関すること 10. 緊急輸送用車両の確保及び配車に関すること 11. 災害救助用自動車の借上げに関すること 12. 災害救助法の適用に関する事務の総括に関する こと 13. 災害救助法による救助計画及び実施に関する こと 14. 激甚災害に関すること 15. 災害備蓄品他の保管、調達、放出に関すること 16. 他部の所管に属さないこと
	情報班	○総務課 (情報担当、総務 室) 企画財政課(政策 企画室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災情報の収集及び集計に関すること 2. インターネット等による災害情報の収集・連絡に 関すること 3. 通信の確保に関すること 4. 災害写真等記録の整備に関すること 5. 各部(班)、防災関係機関との情報収集・伝達 に関すること 6. 住民に対する指示・要請及び情報等の伝達に関 する こと 7. 防災行政無線及び防災放送に関すること 8. 報道対応、本部来訪者に関すること 9. 被災職員の公務災害補償及び福利厚生に関する こと
	財務班	○税務課 企画財政課(財務 室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急物資の調達に関すること 2. 職員及び対策活動協力者への給食に関すること 3. 公有財産の被害調査及び応急対策に関すること 4. 来庁者の避難誘導、庁内負傷者の応急救護に関 する こと 5. り災証明の発行に関すること 6. 被災建物、被害宅地の応急危険度判定に関する こと 7. 応急仮設住宅の設置及び入居者の選考に関する こと 8. 災害による税の減免及び納期延長に関すること 9. 災害対策の予算措置に関すること

部 名	班 名	所管担当部署	所 掌 事 務
民生対策部	厚生班	●福祉課 住民生活課 (住民相談室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者の把握及び名簿の作成に関する事 2. 被災者台帳の作成に関する事。 3. 住民の安否（安否情報システム）に関する事 4. 障がい者・高齢者世帯等の援護対策に関する事 5. 避難行動要支援者の支援に関する事 6. 被災者への食糧以外の生活必需物資の確保及び配分に関する事 7. 自治会等による災害活動<救護・炊事>促進に関する事 8. 社会福祉施設の被災調査及び応急対策に関する事 9. 町社会福祉協議会、日赤県支部及び関係機関との連絡調整に関する事 10. ボランティア団体との連携に関する事 11. 義援物資の受付、管理、義援金の取扱いに関する事 12. り災者の生活相談の受付に関する事 13. 遺体の捜索・処理・埋葬に関する事 14. 福祉避難所の設置・運営に関する事
	衛生班	○健康推進課 住民生活課 (生活環境室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健衛生施設及び医療機関の被災調査及び応急復旧に関する事 2. 救護所の設置及び応急救護、医療、助産等に関する事 3. 医薬品・衛生資器材の調達に関する事 4. 医療機関との連絡調整に関する事 5. 防疫に関する事 6. 感染症の調査、報告及び応急対策に関する事 7. 被災者の保健指導及び食品衛生指導に関する事 8. 公営住宅の被災調査及び応急修理に関する事 9. 廃棄物処理施設の被災調査及び応急対策に関する事 10. 一般廃棄物、し尿の収集及び処理に関する事 11. 災害廃棄物の処理に関する事
産業・観光 対策部	商工観 光班	●産業振興課 (農商工推進室) 観光交流課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品等の価格安定に関する事 2. 商工業者の被災調査及び応急対応に関する事 3. 災害対策のための労働力の確保及び災害に関連した失業者に関する事 4. 被災商工業者の融資に関する事 5. 観光客の避難、救助等安全対策に関する事 6. 観光施設の被災調査及び応急対策に関する事

部 名	班 名	所管担当部署	所 掌 事 務
	農政班	○産業振興課 (農林振興室) 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者への食糧の確保及び配分に関すること 2. 農林水産物の被災調査及び応急対策に関すること 3. 家畜及び家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること 4. 被災農林水産業者の被害調査及び災害資金融資に関すること 5. 飼料、種苗、肥料の調達に関すること 6. 農林水産施設（西高尾ダム、ため池含む）の被災調査及び応急対策に関すること
建設・水道 対策部	建設班	●地域整備課 (地域整備室) 住民生活課(地域 エネルギー推 進室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋架、河川等の被害調査、警戒及び監視に関すること 2. 防災ヘリポート、緊急輸送路、幹線道路の確保に関すること 3. 仮設道路、交通規制等の応急交通対策に関すること 4. 災害で発生した障害物・がれき等の除去処理に関すること 5. 土木災害復旧事業の総括、資材の確保等に関すること 6. 風力発電施設の被災調査及び応急対策に関すること 7. 建設業者との連絡調整に関すること
	水道班	○地域整備課 (上下水道室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設等の被災調査及び応急復旧に関すること 2. 飲料水・生活水の確保、応急給水に関すること 3. 水質検査に関すること 4. 下水道処理施設等の被災調査及び応急復旧に関すること 5. 仮設トイレの設置等に関すること。
文教対策部	学校教育班	○教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 園児・児童・生徒の避難誘導に関すること 2. 学校教育施設等の被災調査及び応急対策に関すること 3. 教科書・学用品の調達斡旋に関すること 4. 応急教育の実施に関すること 5. 災害時の学校給食に関すること
	社会教育班	●生涯学習課 中央公民館 図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設等の被災調査及び応急対策に関すること 2. 避難所の確保・設置及び運営に関すること 3. 災害活動に協力する社会教育関係団体の連絡に関すること 4. 災害時の文化財保護に関すること

部 名	班 名	所管担当部署	所 掌 事 務
消防団	—	—	1. 消防・水防に関すること 2. 町内の巡回・警戒に関すること 3. 救助、救出等級級業務及び人命救助に関する こと 4. 避難者、避難行動要支援者の避難誘導に関する こと 5. その他本部長が指示する災害応急対策に関する こと

注1) その他災害対策本部の指示によること。

注2) 所轄担当部署が複数となっている班は、●、○が班の主となる担当部署とする。

注3) ●は各対策部の部長を示す。

5. 災害対策本部の任務

災害対策本部は災害対策の推進にあたり、関係組織を一元化し、その円滑なる運用を図り、災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

6. 災害対策本部室の設置

ア 本部室には、本部の所在を明確にするため「北栄町災害対策本部」の標識を掲げる。

イ 本部室には事務局をおき、事務局長には総務課長をもってあてる。

7. 災害対策本部会議

(1) 災害対策本部会議の構成

災害対策本部会議は、本部長・副本部長及び本部員（各対策部長）をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(2) 災害対策本部会議の開催

ア 本部長は本部の運営ならびに災害対策の推進に関し必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

イ 本部員は本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長へ申し出るものとする。

(3) 災害対策本部会議の協議事項

ア 本部の配備体制に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析ならびにこれに伴う対策活動の基本的方針に関すること。

ウ 県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要請に関すること。

エ その他災害対策に関する重要事項

(4) 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当対策部長は他の関係対策部長と緊密な連携のもとに迅速なる実施を図るものとする。

8. 災害対策本部設置前の措置

災害対策本部を設置する前に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 緊急突発的な大災害が発生した場合において、出動した職員により体制づくりを行い、本部設置に伴う諸準備を行う。
- (2) まず町内の情報収集が必要であり、出動した職員をもって情報収集班を組織し、情報収集に当たる。
- (3) 電話が不通となった場合は各地域に職員を派遣し、情報を収集する。
- (4) 住民の人身の安定を図るため、防災行政無線・音声告知機・広報車などにより、災害情報、避難所、連絡方法等を繰り返し広報する。

9. 職員の自主登庁

職員は常に地震情報、気象警報等に注意し、災害が発生すると思われるとき（非常体制1以上の配備体制が必要と判断されるとき）は、総務課からの連絡を待たず積極的に登庁し、待機するよう心がけるものとする。

特に、庁舎付近在住の職員は積極的に早期の登庁に心掛ける。

第4節 配備及び動員計画

(全 庁)

1. 目的

この計画は、地震発生時において災害を防ぎよし、またはその拡大を防止するために平素から防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2. 配備計画

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するためとすべき体制は、地震の場合については第4章災害応急対策計画（震災対策関係）第1節、風水害等の場合については第5章災害応急対策計画（風水害等関係）第1節によるものとする。

なお、職員は動員の指示がなくても、テレビ・ラジオ等で直ちに状況を把握し、自主的に配備につくものとする。

3. 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、配備要員を定め総務課長に報告する。

職員の動員計画の目安は、次のとおりとする。

(1) 職員の動員計画

地震の場合については第4章災害応急対策計画（震災対策関係）第1節、風水害等の場合については第5章災害応急対策計画（風水害等関係）第1節によるものとする。

(2) 消防団の動員計画

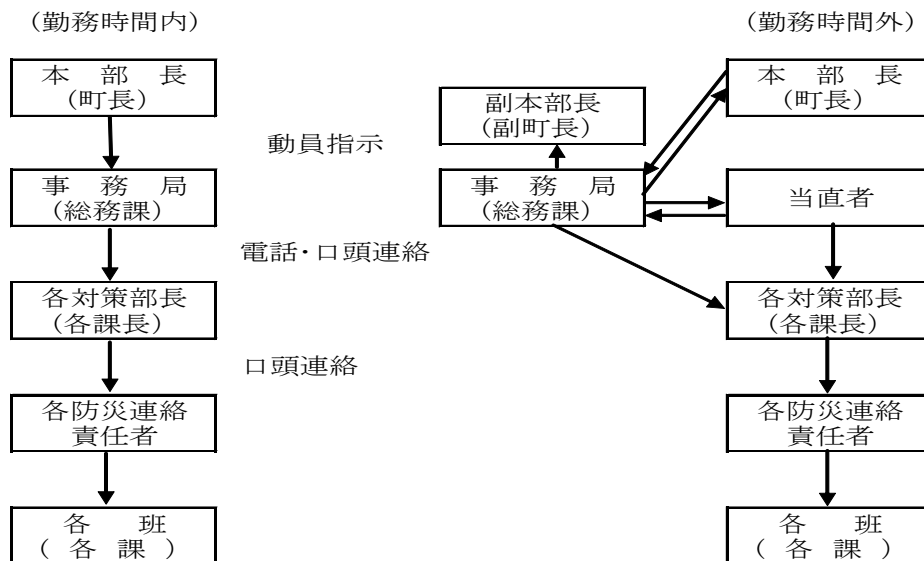
消防団員の動員については、消防団長独自の判断で行うことを原則とする。

ただし、災害の態様、災害応急対策の状況等に応じて、本部長は消防団長に消防団員の動員を命令することがある。

なお、出動の基準、招集方法等は、第2章第16節「消防計画」による。

(3) 動員指示の伝達系統及び方法

職員の動員は、次の系統により伝達するものとするが、各防災連絡責任者は、平素から関係者に対する連絡方法等を十分に考慮しておくものとする。



(4) 被害状況の調査動員計画（災害対策本部設置前）

- ①基本は上記イのとおりとし、各課が管理する施設、区分等により速やかに総務課長に報告する。
- ②上記アにより増員が必要な場合において、行動範囲が広い範囲にわたると予想される地域整備課、産業振興課については次のとおりを原則とする（パトロールを含む）。
 - ・地域整備課長及び産業振興課長は上記の必要があると判断した場合は、総務課長に各地区ごとの必要人員について申し入れを行う。
 - ・総務課長は、申し入れを受けた場合は、速やかに申し入れ人員の確保をおこなうため、各課長と協議を行うものとする。
 - ・地域整備・産業振興課長は申し入れし、各地区ごとにパトロールまたは、被害状況の把握をする場合は、各庁舎に職員を派遣し、動員された職員の指揮を行うものとする。

(5) 職員の待機

職員は常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡をまたず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

(6) 職員参集システムの整備・運用

町は、災害発生又は災害発生のおそれがある情報を入手した場合、当該情報を迅速に職員へ配信し、職員からの回答を受けるため、職員参集システムを整備、運用する。

(7) 標 識

ア 腕 章

災害時において、防災活動に従事する町職員は、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次のような腕章を帯用するものとする。

(備考) 地色は白又は黄色、文字は赤とする。

イ 標 旗

災害時において使用する本部の車両には、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次の標旗を付けるものとする。

(備考) 地色は黄、文字は黒、は直径5cmの赤とする。

(8) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

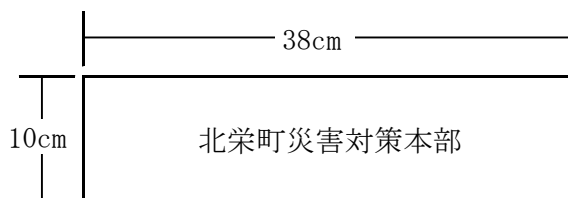
非常体制2の場合、全職員が災害応急対策にあたることとされているため、各対策部長は職員の健康管理を十分に行ない、適宜休息時間を設けるなど職員の適切な交替に配慮するものとする。又、長期の対応が必要となると想定される場合は、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行ない、職員の健康に配慮するものとする。

第5節 災害通信計画

(総務対策部)

1. 目 的

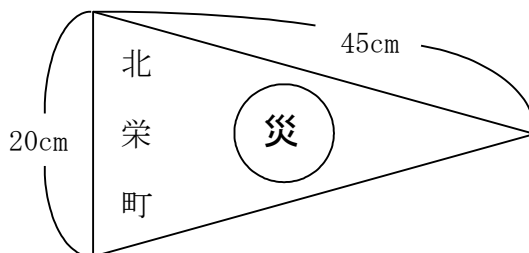
この計画は、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速かつ確実にこなうことを目的とする。



2. 災害時の通信

(1) 災害時における通信手段

災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのため特に緊急を要する場合においては次の通信手段を利用するとともに、他に適切な方法がないときは中国地方非常通信協議会の通信網を利用するものとする。



- | | | |
|--------------|-----------|-----------------|
| ・加入電話（一般） | ・携帯電話（一般） | ・加入電話（災害時優先） |
| ・携帯電話（災害時優先） | ・防災行政無線 | ・衛星携帯電話（具備品預かり） |

(2) 非常・緊急時の通信方法

県、鳥取中部ふるさと広域連合消防局等の防災関係機関への一般電話による通話が、安否確認等の通話の増大により繋がりにくい状況（輻輳）になっている場合には、次の方法により通信を確保するものとする。

ア 電話の利用

非常通話、緊急通話を利用するものとする。

(ア) 災害時優先電話の利用

町は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、あらかじめ災害時優先電話として登録している電話を利用する。

(イ) 緊急通話

緊急通話は、次に掲げる内容の通話については、一般通話に優先して接続される。

申し込みにあたっては、「災害時優先電話」から申し込むものとする。申し込み方法は、前記（イ）と同様であるが、緊急扱いの通話申込であることをオペレーターに告げること。

- a 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者が、その予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間又はこれらの機関相互に行うもの
- b 天災事変その他の災害に際し、新聞社、通信社又は放送事業者の相互間で行う通話であって、その災害状況を報道するもの

イ 防災行政無線の利用

県、市町村、消防、陸上自衛隊への通信には、通話、FAX の利用ともに可能なことから、防災行政無線を積極的に利用する。なお、利用方法については、日頃からの使用に努め利用方法の習得を図ることとする。

(3) 通信途絶時における措置

災害により有線通信が途絶し、その他諸種の事由により、有線通信系統の利用が困難な場合には「中国地方非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用するものとする。

ア 通信の内容

- (ア) 人命の救助
- (イ) 災害の救援
- (ウ) 交通通信の確保
- (エ) 秩序の維持

イ 非常無線通信の取り扱い

その取扱いについては、次によるものとする。ただし、災害対策基本法第57条、第79条に基づくものはこの限りでない。

(ア) 非常通信文の作成

- a 適当な用紙を使用する。
- b 電文の冒頭に「非常」と朱書する。
- c あて先には住所、氏名及び電話番号を記載する。
- d 文字はカタカナ字または漢字等の使用による普通文とし、字数は一通200字以内とする。通数については制限しない。
- e 発信者の欄には住所、氏名、電話番号を明記すること。

(イ) 通信依頼

もよりの非常通信協議会加入機関に非常電報を持参して依頼する。

(4) 災害対策用移動通信機器等の借受

中国総合通信局において、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行っている。

町は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、総務省が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

種類	貸与条件等
MCA	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通信料：無償
業務用トランシーバ (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通信料：無償
インマルサット衛星地球局	機器貸与：無償 新規加入料：総務省負担 基本料：不要 通信料：使用者負担

第6節 災害広報・広聴計画

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、災害応急対策の実施にあたって得られた各種情報をいち早く共有することにより、住民の不安を除くとともに防災関係機関の災害対策実施を促進しさらなる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動並びに適切な広聴活動を行うことを目的とする。

2. 実施責任者

総務対策部情報班は、各対策部から報告のあった被害状況等を中心に、広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対して広報活動を行うものとする。

3. 広報事項

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対して次の事項について広報活動を行う。

- (1) 災害対策本部の設置または廃止
- (2) 地震、津波、余震、または気象の状況に関する事。
- (3) 災害の状況に関する事。
 - ア 災害の種別
 - イ 災害の発生日時
 - ウ 災害発生場所
 - エ 全般的概況
 - オ 災害の規模
- (4) 避難に関する事。
 - ア 避難の勧告に関する事。
 - イ 収容施設に関する事。
- (5) 応急対策活動の状況に関する事。
 - ア 救護所の開設に関する事。
 - イ 交通機関、道路の復旧に関する事。
 - ウ 電気、水道等の復旧に関する事。
 - エ 電話の利用と復旧に関する事。
- (6) その他住民生活に関する事。(二次災害防止情報を含む。)
 - ア 給水、給食に関する事。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関する事。
 - ウ 防疫に関する事。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関する事。
 - オ 医療に関する情報
 - カ 安否情報
 - キ その他安心情報

4. 災害発生前の広報

災害が発生するおそれのある場合、災害の規模・動向・今後の予想等を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、必要な関係機関及び一般住民に周知するものとする。

なお、一人暮らし高齢者及びろうあ者等への広報についてはFAX等の方法により行うものとする。

5. その他

- (1) 報道機関に対するもの
 - 報道機関への発表に際しては、報道する事項について本部会議に図ったうえ、本部長・副本部長あるいは総務対策部長または本部長から特に指名された者が発表するものとする。発表の時期については適宜行う。
- (2) 各関係機関に対するもの
 - 特に必要がある場合、地域内の公共的機関・各種団体・重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。
- (3) 一般住民・被害者に対するもの
 - 人心の安定を図るため、被害の状況とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

なお、一人暮らし高齢者及びろうあ者等への広報についてはFAX等の方法により行うものとする。

(4) 庁内各課

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じて各対策部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡するものとする。

(5) 観光客・車輛通過者など屋外に滞留する者に対するもの

防災行政無線、エリアメールにより情報発信を行う。なお、指定緊急避難場所に必要に応じて派遣する連絡用職員を通じて必要な情報を提供する。

6. 広聴活動

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、町は、被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。また十分な情報がないものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

7. 特別総合行政相談所

大規模な災害が発生した場合、鳥取行政評価事務所が必要に応じて設置する特別総合行政相談所の設置・運営について、町は構成機関の一員として可能な限り協力する。特別総合行政相談所の開設日時、場所、参加機関等の詳細については、鳥取行政評価事務所が構成機関と協議の上、災害の種類規模等を勘案して取り決める。

第7節 事前措置計画

(総務対策部、産業・観光対策部、各施設管理担当課)

1. 目的

この計画は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合について、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備・物件等について、必要な限度において事前に予防措置を指示し、または必要な対策を施すことにより災害の拡大を未然に防ぐことを目的とする。

2. 指示者

設備または物件の占有者・所有者または管理者に対し、事前措置の指示は町長が行う。

なお、町長の要求に基づいて、警察署長並びに海上保安部長はこの事前措置の指示ができる。

3. 事前措置の対象

災害を拡大させるおそれがあると認められる設備・物件は次のとおりである。

- (1) 設備 危険物貯蔵所、火薬庫、高圧線、高い煙突、ネオン看板等広告物、がけ崩れのおそれのある土地、農業用ため池、その他不動産的なもの
- (2) 物件 材木、石油、ガス等の危険物、その他設備以外の動産的なもの

4. 事前措置の内容

災害の拡大を防止するため、必要な限度において、当該設備または物件の除去、補強及び

保安、その他必要な措置を行うものとする。

- (1) 設 備 補修、補強、移転、除去、使用の停止等
- (2) 物 件 処理、整理、移動、撤去等

5. 事前措置の指示基準

(1) 時 期

事前措置の指示を行う時期は、予警報が発表されたとき、警告をしたとき、警戒水位に達したとき等で具体的に災害の発生が予想される場合並びに被害が拡大しつつある場合に限る。

なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者等に対して予告またはあらかじめ警告を行うなどして注意を喚起しておき、災害に際して自主的に措置を行えるよう事前の指導を行うものとする。

(2) 実施方法

原則として資料編資料 33 の通知書をもって指示の予告をしておくものとするが、緊急やむを得ないときは、口頭による指示も行うことができる。

なお、事前措置の措置結果については、必要に応じ報告の提出あるいは現地調査により確認する。

第 8 節 避難計画

(総務対策部、民生対策部、文教対策部、町消防団)

1. 目 的

この計画は、災害時において、町長等の避難指示権者が行う避難の指示、勧告等の基準及び要領を定めて危険区域内の住民及び滞在者等を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害による避難勧告等は、それぞれの法律に基づき次の者が行うが、災害応急対策の第 1 次的責任者である町長を中心として相互に連携を取り、住民の避難措置を実施するものとする。

なお、学校における児童・生徒の集団避難は、町長等の避難措置によるほか、町立学校においては、町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の指示により、校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、校長は町長・教育長の指示を待つことなく実施するものとする。また、学校法人中央高等学園 中央高等学園専修学校については、設置者が避難措置を行なう。

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
勧告	町長	災対法第60条	災害全般について	①災害が発生し、または発生するおそれがあり、人の生命または身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき ②津波を警戒すべき沿岸地域にあっては、強い地震または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは報道機関等から津波警報が放送・伝達されたとき	避難のための立退き、立退き先の勧告(知事に報告)
指示	町長	災対法第60条	災害全般について	①災害が発生し、または発生するおそれがあり、人の生命または身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めたとき ②津波を警戒すべき沿岸地域にあっては、強い地震または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは報道機関等から大津波警報が放送・伝達されたとき	避難のための立退き、立退き先の指示(知事に報告)
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般について	①同上において町長が指示できないと認めたとき ②同上において町長から要求があったとき	避難のための立退き、立退き先の指示(町長に通知)
	知事 (その命を受けた県職員、水防管理者)	水防法第22条	洪水・高潮について	洪水、高潮のはん濫により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示(水防管理者のときは当該区域を所轄する警察署長に通知)
	知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	同上 (当該区域を所轄する警察署長に通知)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、または危害防止のための措置を命ずる(公安委員会に報告)

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	同上的場合において、警察官がその場にはいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用される時	同上
立入制限 退去命令	町長	災対法第63条第1項	災害全般について	災害が発生し、または発生しようとしている場合、人の生命または身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法第63条第2項	災害全般について	同上的場合において ①町長または委任を受けた町の吏員が現場にいないとき ②町長が要求したとき	同上 (町長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災対法第63条第3項	災害全般について	町長その他災対法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合	同上 (町長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第14条第1項	洪水、高潮について	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限または区域からの退去命令
	警察官	水防法第14条第2項	洪水、高潮について	同上的場合において水防団長等が現場にいないとき、または水防団長等の要求があったとき	同上
	出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法第28条第1項	火災について	火災について消防警戒区域を設定したとき
警察官		消防法第28条第2項	火災について	同上的場合において、消防吏員等が現場にいないとき、または消防吏員等の要求があったとき	同上
警察署長 消防長または消防署長		消防法第23条の1第2項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散流出について	同上的場合において消防吏員等が現場にいないとき、または消防吏員等の要求があったとき	同上

3. 避難勧告等の発出及び伝達方法

(1) 避難勧告等の類型

①立ち退き避難型の安全確保行動

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。
避難指示 (緊急)	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動。

②屋内待避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	・災害が発生し、又はまさに発生している場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

(2) 避難勧告等の発令基準

ア 対策本部長は、次の基準を参考にして、気象状況等を総合的に判断した上で、避難勧告等を発令するものとする。

イ 基準に達していない場合であっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示を発令するものとする。

ウ 避難の指示をしてもなお徹底しない場合は、警察官の措置（警察官職務執行法第4条）により、避難させるものとする。

【避難勧告等の発令基準】

災害の種類別	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
水害	洪水予報（洪水注意報）が発表された場合	洪水予報（洪水警報）が発表された場合	はん濫危険水位を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき
		堤防の決壊につながるような漏水等を発見した場合	堤防の決壊につながるような大量の漏水、亀裂等を発見した場合
	道路の冠水、河川の増水、当該地域の降雨予測等により家屋浸水の危険が高まった場合	床下浸水が発生した場合	床上浸水が発生した場合、または排水先の河川水位が高くなり、樋門閉鎖等を行った場合
土砂災害	大雨警報（土砂災害）が発せられ、かつ土砂災害危険度情報で大雨警報の土壌雨量指数の基準を超過したとき（レベル1）	・土砂災害警戒情報が、発表されたとき ・土砂災害危険度情報がレベル2に達し、かつ2時間以内に危険基準線に雨量が達すると想定される時	土砂災害警戒情報が発表されるとともに土砂災害危険度情報がレベル2に達し、かつ1時間以内に危険基準線に雨量が達すると想定される時
	前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変わった）が発見された場合	前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合	近隣で土砂災害の発生、土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合
その他の災害	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合、又は人的被害が発生した場合

(注1) 「土砂災害警戒情報」とは、県と鳥取地方気象台が共同で発表する土砂災害の発生する危険性を表す情報。「土砂災害危険度情報」とは、地域のより詳細な土砂災害発生を捕捉する情報。

(注2) レベルは、県が運用する「土砂災害警戒情報システム」による危険度レベルとする。

(3) 河川のはん濫等に係る避難勧告等の参考情報

河川のはん濫等については、国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川、水位情報周知河川の水位等を参考情報として、町が避難勧告等を発出するものとし、具体の発出に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

ア 避難勧告等発令の参考となる水位（河川等のはん濫）

○洪水予報河川（天神川、由良川）

水位の種別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
<はん濫発生>	避難指示（緊急）	はん濫発生情報	出動・指示
はん濫危険水位（危険水位）	避難指示（緊急）	はん濫危険情報（洪水警報）	出動・指示
避難判断水位（はん濫危険水位に達する一定時間前の水位）	避難勧告	はん濫警戒情報（洪水警報）	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	避難準備・高齢者等避難開始	はん濫注意情報（洪水注意報）	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備

イ 水位以外の状況

（ア）避難勧告 破堤につながるような漏水等の発見

（イ）避難指示（緊急） 堤防が破堤・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等の発見など

ウ 上記以外の中小河川、内水等

浸水等の現地状況や河川、気象状況等を参考に避難勧告等の発出を判断するものとする。

（ア）避難準備・高齢者等避難開始

近隣での浸水や河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い

（イ）避難勧告

近隣で浸水が拡大、排水先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込み

（ウ）避難指示（緊急）

近隣で床上浸水、排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプ運転停止や水門閉鎖

（４）避難勧告等の発令

ア 町は、迅速かつ的確な避難実施が行えるよう次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

（ア）町長不在時の発令代行順位

（イ）発令の判断に必要な情報の確実な入手体制の整備

（ウ）災害種別に応じた避難場所・経路の事前の選定

イ 町長は、あらかじめ作成したマニュアル等に基づき、避難勧告等を発令。ただし、基準に達しない場合にあっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難勧告等を発出。

ウ 町は、災害の発生が予測されるときはダム・ため池の状況やダム・ため池に関する操作、措置等の情報について危害防止のために必要があるときは、住民に対して注意喚起や避難勧告等を行う。（第14節「水害予防計画」参照）

エ 避難指示に従わない住民に対しては、警察官の措置（警察官職務執行法第4条）により対応する。

（５）避難勧告等の伝達

ア 町は、避難勧告を発出したときは、防災行政無線、広報車による広報等あらかじめ定めた方法により住民へ情報伝達を行う。その際、県と5放送機関（NHK鳥取・日本海

テレビ・山陰放送・山陰中央テレビ・エフエム山陰)等との申し合わせに基づき、町は当該情報を5放送機関及び中部総合事務所地域振興局に直接ファクシミリ送信することにより住民に避難情報を伝達するよう依頼する。

また、同時に鳥取中央有線放送(TCC)にも同様に依頼する。

イ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設(以下「災害時要援護者施設」という。)で当該施設の利用者の大雨及び洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びに当該施設の管理者と協議し、当該施設ごとの洪水予報及び土砂災害警戒情報の伝達方法について定めるものとする。

浸水想定区域内の災害時要援護者施設一覧表											社：(平成27年1月1日現在)		医：(平成27年1月1日現在)		
No	施設区分		施設名称	郵便番号	所在地		定員	電話番号	FAX番号	浸水想定区域		状況		洪水予報 伝達方法	
	大分類	中分類			小分類	町名				番地	天神川	由良川	土砂		浸水
1	学	幼	保育園	北条みどり保育園	689-2101	江北	484-3	90	36-4213	36-4213	△			△	放送・FAX・電話
2	社	高	小規模多機能	なごみの郷	689-2101	江北	913-12	15	36-5753	36-5753	△			△	放送・FAX・電話
3	社	児母	認定こども園	北条こども園	689-2102	国坂	680	210	36-2009	36-2025	△			△	放送・FAX・電話
4	社	児母	地域子育て支援センター	北条地域子育て支援センター(たんぼぼ)	689-2102	国坂	680	30	36-2006		△			△	放送・FAX・電話
5	医	病	医療施設	高見医院	689-2102	国坂	720		36-2011	36-2038	△			△	放送・FAX・電話
6	社	身	障がい福祉サービス事業所 児童デイサービス	スマイルセンター倉吉	689-2101	江北	88	10	36-6262	36-6226	△			△	放送・FAX・電話
7	社	高	デイサービスセンター	北条デイサービスセンター	689-2111	土下	118-1	35	36-4527	36-5056	△			△	放送・FAX・電話
8	社	高	介護老人保健施設	介護老人保健施設ル・サンテリオン北条	689-2111	土下	123-1	80	36-5220	36-5224	△			△	放送・FAX・電話
9	社	高	デイケア	介護老人保健施設ル・サンテリオン北条通所リハビリテーション事業所	689-2111	土下	123-1	30	36-5220	36-5224	△			△	放送・FAX・電話
10	社	高	認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム北条	689-2111	土下	123-1	18	36-5220	36-5224	△			△	放送・FAX・電話
11	社	知	知的障害者授産施設(通所)	社会就労センターげんき工房	689-2112	北条島	366-7	40	36-6125	36-6165		△	○		放送・FAX・電話
12	社	高	デイサービスセンター	北条みのりデイサービスセンター	689-2202	東園	219-1	25	37-6088	37-2218	△			△	放送・FAX・電話
13	社	高	認知症対応型共同生活介護	北条みのりグループホーム	689-2202	東園	219-1	18	37-6088	37-2218	△			△	放送・FAX・電話

[表記1] 社:社会福祉施設(高:高齢者関係施設 身:身体障害者関係施設 知:知的障害者関係施設 精:精神障害者関係施設 難:難病患者関係施設 児:児童関係施設 母:母子関係施設)
 学:学校(盲:盲学校 聾:聾学校 養:養護学校 幼:幼稚園)
 医:医療施設(病:病院 診:診療所)
 [表記2] △:浸水深1.0m未満の浸水想定区域内
 ○:浸水深1.0m以上2.0m未満の浸水想定区域内

社会就労センターげんき工房 避難場所：北条体育館

(6) その他の避難の勧告、指示の基準

以上に定めるもののほか、町長が、避難の勧告・指示を発出する場合は、一般的な例示としては次のような事態を考慮することができる。

- ア 気象台から暴風（雪）、高潮、津波等の災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- イ 防災関係機関から暴風（雪）、高潮、津波等の災害に関する警告または通報があり、避難を要すると判断されるとき
- ウ 地すべりあるいはなだれにより著しい危険が切迫していると認められるとき
- エ 大規模な火災で拡大するおそれがあるとき
- オ 大規模な爆発が発生し、または発生するおそれがあるとき
- カ 有毒ガスの流失等突発的事故が発生したとき

4. 避難の指示等について留意すべき事項

- (1) 避難の指示、勧告については、発令者、避難を命ずる理由、避難の日時、避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておくものとする。
- (2) 町長は、町における災害の発生状況、危険箇所等の調査を行い、避難の勧告及び指示を発する場合の基準の設定、伝達方法等をあらかじめ講じておくものとする。
- (3) 学校、病院、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の設置者または管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実かつ安全に行うため、具体的な避難計画を樹立し、町長、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知させるとともに、出入者の避難活動が円滑、迅速に行われるよう措置しておくものとする。
- (4) どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発出せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発出する。ただし、遠地地震のように津波が到達するまでに相当の時間があるものについては、気象庁が到達予想時刻等を「遠地地震に関する情報」として発表した情報等から、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」の発出を検討する。また、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度の長い揺れを感じた場合においても、津波が起きることを想定して避難指示を発出する。

5. 避難の勧告、指示の解除

町長は、避難の勧告、指示のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難の勧告、指示の解除を行うものとする。解除の伝達方法等については避難の勧告・指示に準じて行う。

なお、町長以外の者が実施したものについては、勧告等の状況をあらかじめ察知するよう努めるとともに、その解除についてもよく協議するものとする。

6. 住民への伝達及び報告

- (1) 関係住民への伝達

- ア 伝達方法

町長の行う避難の勧告・指示を迅速で確実な次の最も適当な方法により、関係住民に対しその旨伝達するものとする。

- (ア) 放送の利用

防災行政無線、音声告知機を通じ伝達する。

- (イ) 広報車の利用

町、警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。

(ウ) 伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難の勧告・指示の関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により消防団員等で戸別訪問により伝達するものとする。

イ 伝達事項

(ア) 避難場所

(イ) 避難経路(具体的に)

(ウ) 避難の理由

(エ) 避難に際しての注意事項

a 戸締まり及び火気の始末

b 家屋の補強、家財道具の安全場所への移動

c 食糧、日用品、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最小限度の物品の携行

d 服装は軽装とし、帽子、頭布、雨合羽、防寒用具の携行

(2) 県に対する報告

町長は避難の勧告、指示を行ったときは、次の事項を直ちに県危機対策・情報課に報告するものとする。

ア 避難の勧告、指示の別

イ 勧告、指示を行った者

ウ 勧告、指示を行った日時

エ 避難の理由

オ 避難の対象地区名、世帯数・人員

カ 避難先

(3) 関係機関への連絡

町長が避難の勧告、指示を行ったとき、または警察官等から勧告、指示を行った旨の通報を受けた時は、必要に応じ次の関係機関に連絡し、協力を求めるものとする。

ア 県の出先機関(中部総合事務所県土整備局、中部総合事務所農林局)

イ 警察署

ウ 消防署

エ 避難予定施設の管理者等

オ 隣接市町

カ 消防団

7. 避難所の開設及び開設期間

(1) 避難所の設置

避難所の設置にあたっては、その原因となる災害に災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。なお、避難所は資料編資料 34 及び 35 のとおりである。

(2) 避難所の指定

町は、避難指示者と協議して、災害時における地域条件等の状況を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難場所、避難経路等を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。

避難所の指定にあたっては、被災地に近く集团的に収容できる既存建物を優先し、野外仮設はできるだけ避けるようにするものとする。なお、既存建物を利用する場合には、炊

き出し施設その他の条件を考慮して、避難所として適切なものから順次指定するものとする。

避難所として、指定する主な施設及び一般的な指定順位は、おおむね次のとおりである。

- | | |
|-------------|------------|
| ア 公立小中学校 | イ その他の公立学校 |
| ウ 公民館（公会堂） | エ 寺院、神社 |
| オ その他の公共的施設 | カ その他民間の施設 |

なお、避難所として指定がなされていない場合であっても、災害の規模によっては避難所として開設する場合もある。

(3) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、町長が行う。

(4) 収容者

避難所へは、次の者を収容するものとする。

- ア 避難所指示者の指示に基づき、または緊急避難の必要に迫られ、住家を立ち退き避難した者
- イ 住家が、災害により全壊、全焼、流出または半壊、半焼若しくは床上浸水等の被害を受けて、日常生活する場所を失った者

(5) 開設期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町は、知事に対し期間延長を申請するものとする。

(6) 町長の報告

町長が避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告するものとする。なお、警察署、自衛隊、海上保安部等関係機関にもその旨連絡する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 避難所開設数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

8. 避難所の運営

(1) 避難所の実態把握

ア 連絡員の駐在

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、民生対策部は直ちに各避難所に連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難住民の管理にあたらせる。

また、必要と認めるときは連絡員として消防団員をあてることができる。

イ 避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難住民の実態を把握し、その保護にあたるとともに、絶えず災害対策本部と情報連絡を行うものとする。

ウ 自治組織の確立

避難所の開設が長期間になることが予想される場合、あるいは避難人員が多数にのぼる場合には、避難所の維持、管理あるいは運営等のための補助者として、避難住民からなる自治組織をつくり協力を得るように努めるものとする。

(2) 避難所開設に伴う記録

避難所を開設した場合、連絡員はその維持・管理等のため災害救助法で定める資料編資料 39 の様式による正確な記録をするものとする。

(3) 避難所の運営

- ア 町は、自主防災組織の協力を得て避難所を運営する。
- イ 避難所には、避難所の運営を行うために必要な町職員を配置する。また、避難所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。
- ウ 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- エ 町は、避難所の運営に当たっては、避難行動要支援者に配慮した生活環境を確保するとともに、避難の長期化等が予想される場合には、避難者の心のケアやプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- オ 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、福祉避難所へ収容をはかるほか、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。福祉避難所は、資料編資料第34のとおりとする。
- カ 町は、男女のニーズの違いを踏まえ、男女の視点から運営状況がチェックできるよう、男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営の役員に女性を登用し、女性が積極的に避難所運営に関われる環境を構築するなど男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(4) 避難所での健康管理等

町は、避難所開設が長期間に及ぶ場合は、収容されている被災者に健康管理の指導を実施する。

(5) 所要物資の確保

避難所の開設及び収容保護のための所要物資は、町長において確保するものとする。ただし、現地において確保できないときは、町長は物資の確保について知事に要請するものとする。

(6) 自治組織の確立

避難所の開設が長期間になることが予想される場合、あるいは避難人員が多数にのぼる場合には、避難所の維持、管理あるいは運営等のための補助者として、自主防災組織を中心として避難住民からなる自治組織をつくり協力を得るよう努めるものとする。

9. 避難所外等での避難生活者への対応

(1) 町は、避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行なうとともに、指定避難所への移動を促すものとする。

また、避難場所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県（本部事務局または危機管理局）への報告を行なうものとする。

(2) また、車内生活等を送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群の恐れがあるため、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。

(3) 対策にあたっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

10. 避難順位及び携行品の制限

- (1) 避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、女性、子ども、病人等を優先し、一般青壮年男子はその次とする。
- (2) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めるものとする。
- (3) 携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。

11. 避難者誘導方法

- (1) 避難、立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きが不可能な場合においては、町において車両、舟艇、ロープ等の資機材を利用して安全に行うものとする。
- (2) 避難場所が比較的遠距離にある場合または危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。
- (3) 警察官は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制して避難路の通行確保に努め、消防職員等はこれに協力するものとする。
- (4) 被災者が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、町長は知事に避難者移送の要請をするものとする。
なお、事態が緊迫しているときは、町は隣接市町、警察署等と連絡して実施するものとする。

12. 児童・生徒の集団避難

- (1) 避難実施の基準
 - ア 教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。
 - イ 避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。
- (2) 実施要領
 - ア 教育長の避難の指示は、町長等の指示によるほか、安全性や状況を勘案してできるだけ早期に実施するものとする。
 - イ 教育長の避難の指示等に際しては、災害の種別、災害発生 of 時期等を考慮し、危険のせまっている学校から順次指示するものとする。
 - ウ 児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行うものとする。
 - エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。
 - オ 児童・生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。
 - カ 夜間・休日等に災害が発生したときは、児童・生徒の安否確認を行なうとともに、県教育委員会へ報告を行なう。
- (3) 留意すべき事項
 - ア 教育長の各学校への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるよう連絡網を整備しておくものとする。
 - イ 校長は、おおむね次の事項を計画しておくものとする。
 - (ア) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法

- (イ) 避難場所の選定
 - (ウ) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
 - (エ) 災害種別に応じた児童・生徒の携行品
- ウ 校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。
- (ア) 予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握。
 - (イ) 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。
 - a 「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告。
 - b 措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡。
 - c 児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める。
 なお、対応困難時は自主防災組織等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。
- エ 校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。
- オ 児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するものとする。
- カ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教職員の理解を深めておくものとする。
- (4) 県立学校等においても、上記に準じ避難措置を行う。

1 3. 保育所、幼稚園、社会福祉施設・病院、旅館等における避難対策

- (1) 園児の避難については、園児の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。
- (2) 園児の避難順位は、未満児を優先に行うものとする。
- (3) 社会福祉施設等の各施設管理者は避難対策について常に検討して、安全かつ迅速な方法を考慮しておくものとする。

また、各施設において次の事項を定め、対策の万全を図るとともに最低年1回は避難訓練を実施するものとする。

 - ア 避難実施責任者
 - イ 避難の指示等の伝達方法
 - ウ 避難の順位
 - エ 避難誘導責任者及び補助者
 - オ 避難誘導の要領及び措置
 - カ 避難に際しての携行品
- (4) 旅館宿泊者及び観光施設利用者の避難措置は、施設責任者及び補助者が宿泊者及び施設利用者の生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。
- (5) 旅館宿泊者及び観光施設利用者の避難順位は、老人・幼児・身体障がい者及び女性、子供を優先に行うものとする。

第9節 消防活動計画

(総務対策部、町消防団)

1. 目的

この計画は、災害発生時に、住民の生命、身体及び財産の早期保護を図ることを目的とする。

2. 実施機関

(1) 実施の基本方針

ア 消防活動は、本地域防災計画に基づき町長が行う。

イ 町は、町の区域内における関係機関による活動について総合調整を行う。

(2) 町・消防団

ア 町長は、消防職員・消防団員等を動員し、消防活動を実施する。

イ 町長は、自ら消防活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し消防活動の応援を要請する。また必要に応じ、民間ボランティア団体等の協力を求める。

(ア) 応援を必要とする理由 (イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所 (エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他周囲の状況等応援に関する事項

(3) 自主防災組織、事業所

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

ア 組織内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。

イ 活動用資機材を活用し、組織的活動に努める。

ウ 自主活動が困難な場合は、消防機関または警察等への早期連絡を図る。

エ 活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連携をとるものとする。

3. 実施内容

消防活動の実施内容は、次の事項とする。

(1) 消火活動

(2) 救助救出活動

(3) 救急活動

(4) 災害情報の収集伝達活動

(5) 避難誘導及び指示

4. 災害救助法による救出の実施

災害のため生命身体の危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護することとする。

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

(ア) 火災の際に火中に取り残されたような状態にある者

(イ) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような状態にある者

(ウ) 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような状態にあるような者

(エ) 地すべり、崖崩れ等により生き埋めになったような状態にある者

イ 災害のため生死不明の状態にある者

(ア) 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者

(イ) 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の実施期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に期間延長を知事に申請する。

(3) 救出のための費用

ア 費用の範囲

(ア) 借上費

舟艇その他救出に必要な機械器具の直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費または購入費

(イ) 修繕費

救出のため使用（借り上げ使用を含む。）した機械器具の修繕費

(ウ) 燃料費

燃料器具を使用する場合のガソリンまたは石油、搜索若しくは救出作業を行う場合の照明用の灯油または救出した者をそ生させるために必要な採暖用燃料費等の代金

イ 国庫負担の対象となる限度

上記アの経費の実費

第10節 消防防災ヘリコプター活用計画

（総務対策部、建設・水道対策部）

1. 目的

この計画は、災害が発生した場合、消防防災ヘリコプターを有効に活用して被災状況調査、救援物資搬送等の災害応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 運行体制

消防防災ヘリコプターは、「鳥取県消防防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」の定めるところにより運航する。

3. 緊急運航の基準

消防防災ヘリコプターは、「公共性」、「緊急性」及び「非代替性」の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送
- (3) 災害に関する情報等の伝達広報活動

4. 応援要請

災害が発生した場合、町長または消防局の消防長は、県に対して消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請することができる。

(1) 応援要請の原則

町長等は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- ア 災害が、隣接する市町に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- イ 町及び鳥取中部ふるさと広域連合消防局の消防力等によっては、災害の防ぎよが著しく困難な場合
- ウ その他災害応急対策活動において、緊急性があり、かつ消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 受入体制

町は、応援要請をした場合は、県消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、町長の定める災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとらせるものとする。

また、町長等は、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ その他必要な地上支援等

第 1 1 節 広域応援計画

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、町のみでの防災力をもってしてはこれに対処できない場合に、町内若しくは町外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

2. 消防広域応援計画

大地震時の災害が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは対応できないときは、被災地の消防機関は、県下の他の消防機関に対し、県下広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

3. 相互応援協力計画

(1) 他の市町村への応援要請

町は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、県内の他市町村に対し、応援要請を行うものとする。

- ア 応援を必要とする業務の種類
 - (ア) 水防活動
 - (イ) 消防活動
 - (ウ) 災害情報の相互交換
 - (エ) 災害応急対策要員及び労務の応援並びにあっせん
 - (オ) 災害応急対策用機材、物資の提供及びあっせん
 - (カ) その他必要な業務
- イ 応援協力にあたって決定すべき内容
 - (ア) 応援協力業務の種類及び業務内容・区域等
 - (イ) 応援要求及び応援実施方法

- (ウ) 応援費用の負担区分
- (エ) その他必要な事項
- (2) 県への応援要請及び職員の派遣要請またはあっせんの要請
 - ア 町は、被災して応急措置を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、または応急措置の実施について要請するものとする。
 - イ 町は、災害応急対策または災害復旧のため必要がある時は、県（危機管理局）に対し、他の市町村、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請または派遣のあっせんを求めるものとする。
 - ウ 災害情報の要求等緊急を要する応援要求は、電話、ファクシミリその他迅速な方法で要求できるようにする。
 - エ 電話、ファクシミリその他迅速な方法による応援要求と同時または事後に、必ず文書による応援要求を行うようにする。
 - オ 応援要求には次の事項を明確にし、応援が确实迅速に実施できるようにする。
 - (ア) 応援を必要とする理由
 - (イ) 応援を必要とする業務の種類
 - (ウ) 応援を必要とする場所
 - (エ) 応援を必要とする災害応急対策要員、労務、機械、物資の数量
 - (オ) 災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時等
 - (カ) 災害応急対策要員、労務、機械等の応援を必要とする期間
 - (キ) その他応援に関し必要な事項

第 12 節 自衛隊災害派遣要請計画

(総務対策部、建設・水道対策部)

1. 目的

この計画は、災害に際し人命・財産の保護のため自衛隊の派遣を要請する場合、その手続き等を定め円滑なる実施を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害派遣の要請は町長が知事に対して行う。ただし、緊急の場合で町長が不在の場合には、次の順位で派遣要請を行うものとする。

1 位：副町長、 2 位：総務課長、 3 位：その場における最高責任者

3. 災害派遣の要請手続き

(1) 知事への派遣要請

町長は、災害派遣を必要とするときは、資料編資料 91 に定める「部隊等の災害派遣要請申請書」により知事(危機対策・情報課)に部隊等の派遣要請をするものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。

しかし、知事への連絡が不可能な場合は、町長が直接部隊へ災害の状況を報告し、事後知事へ報告するものとする。

(2) 単独の派遣

自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認めるときは、県知事の要請あるいは自衛隊単独の判断（自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定）で部隊等を派遣することがある。

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第8普通科連隊 (第3科)	鳥取県米子市両三柳2603	0859-29-2161 内線235（当直302）
海上自衛隊舞鶴地方総監部 (第3幕僚室)	京都府舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250 内線2222または2223
航空自衛隊第3輸送航空隊 (防衛部)	鳥取県境港市小篠津町2258	0859-45-0211 内線231（当直225）

※なお、自衛隊鳥取地域本部（鳥取市富安2丁目89-4、電話0857-23-2251）に対し、上記機関への連絡を依頼することも可能

4. 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命または財産の保護のため町長等と緊密に連絡、協力して、人命の救助、消防、水防、救護物資の輸送、道路または水路の応急警戒、応急の医療、防疫、給水、入浴支援、通信の支援に当たるものであって、災害地の整理、復旧などをすべて行うものではなく、おおむね次の基準により活動を行うものとされている。

- (1) 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。
- (2) 部隊等は、緊急度の高い施設等の最小限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。
- (3) 部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

5. 部隊等の受入れ措置

(1) 受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所あるいは野営施設・車両・器材等の保管場所を準備する。

イ 連絡責任者の指名

町長は連絡責任者を指名し、派遣部隊及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、部隊等の活動に支障を来さないようにする。

ウ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、応急措置に必要な資器材の確保、その他について作業計画を立て、派遣部隊到着後速やかに作業開始ができ得る体制を整えておく。応急措置に必要な資器材は例示すれば次のようなものである。

- ・器具類：スコップ、ツルハシ等土工具
- ・設備類：夜間照明設備、給水用水槽またはドラム缶、ポリエチレン容器等
- ・資材類：金網、鉄線、カスガイ、土のう袋、木杭、標識資材等

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整の上必要な措置をとる。

なお、作業にあたっては地元住民が積極的に協力するよう指導する。

6. 費用の負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、町及び自衛隊、県等が協議して、そのつど決定するものとする。

- (1) 町等は災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に必要な資機材、施設の借上料及び損料、入浴料、消耗品、電気、水道、くみ取り及び通信に関する経費を負担するものとする。
- (2) 自衛隊は、露營、給食、装備、器材及び被服に関する経費並びに災害地への往復等に要する経費を負担するものとする。

7. 派遣部隊の撤収

- (1) 派遣された部隊等は、知事から撤収の要請があった場合、または自らの判断において派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収するものとする。
- (2) 町長は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、資料編資料 92 に定める撤収要請申請書により、知事に部隊等の撤収要請を申請するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

8. 部隊等に関する報告

町長は、部隊等の派遣を受け入れた場合は、部隊等活動状況を逐次知事に報告するとともに部隊等が撤収した後速やかに部隊等に関する報告書（資料編資料 93）により知事に報告するものとする。

9. 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

(1) 被災地における空中偵察機に対する信号

記号を使用して信号を送る方法については種々にあるが、次の場合以外は状況により、その都度規制して航空機から通信筒（通信文を入れたもの）等を投下し、空対地の連絡を実施する。

要請者は、自衛隊航空隊が空中偵察をしていることを発見した場合は、1 m 四方（基準）の旗を左右に振り連絡する。

- | | |
|------------------------|----|
| ア 病人が発生し救助を必要とする場合 | 赤旗 |
| イ 食糧が欠乏し救助を必要とする場合 | 黄旗 |
| ウ 孤立、倒壊家屋のため救助を必要とする場合 | 白旗 |

(2) ヘリコプター発着場の設定

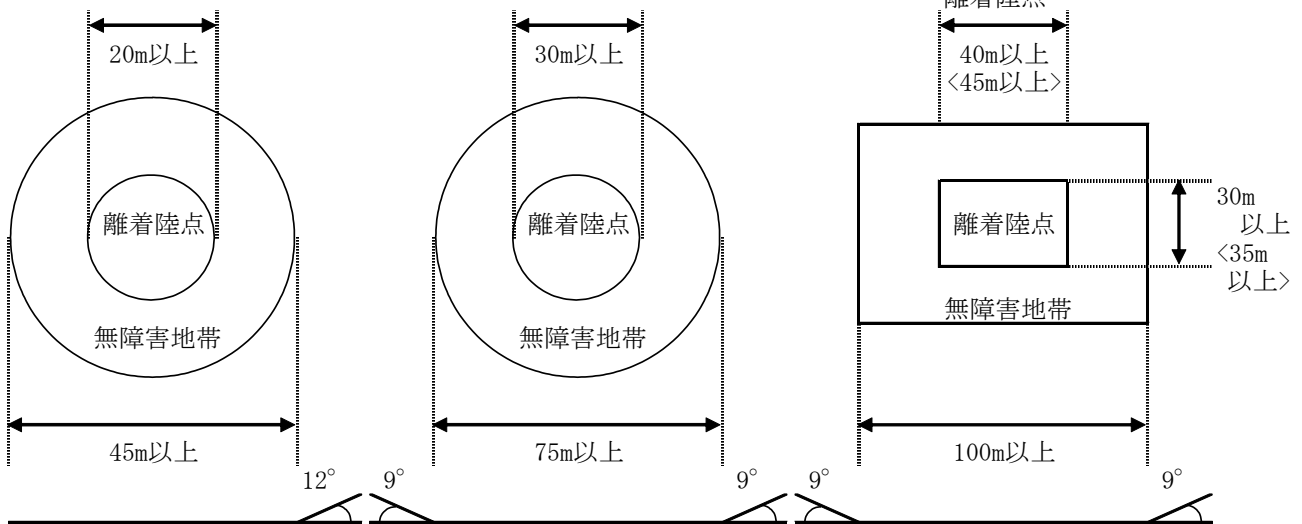
ア ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

- (ア) 地盤が堅固で平坦地（こう配 4°～5° 以下）であること
- (イ) 無障害地帯（基準力項）
- (ウ) 回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所
- (エ) 大型（CH-47）離着陸上の設定地は、コンクリート、芝地で、250m 以内に天幕等飛ばされる物がないこと
- (オ) 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪または、踏固める等の準備が必要

小型(OH-6)

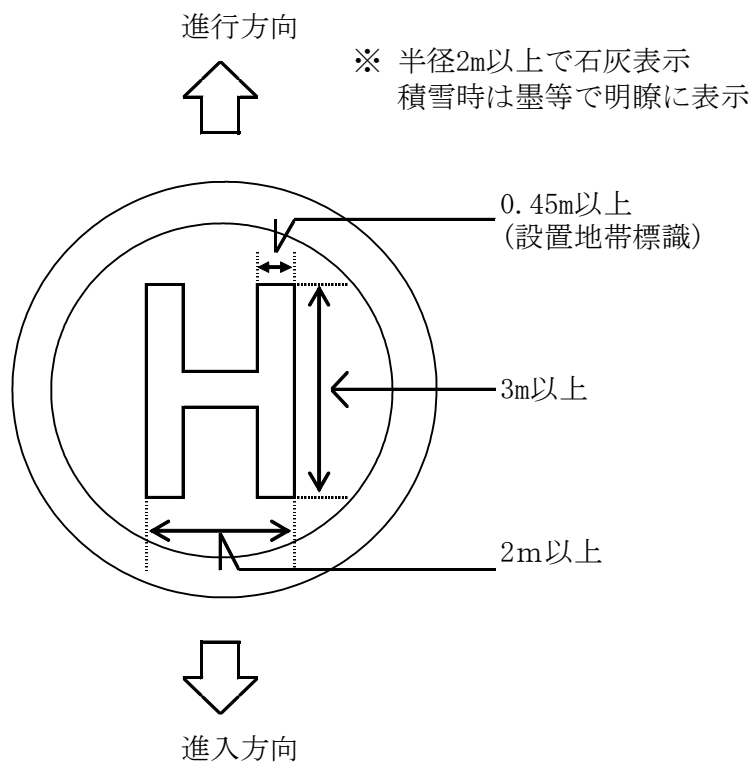
中型(OH-1H・UH-60J)

大型(V-107・CH-47J)



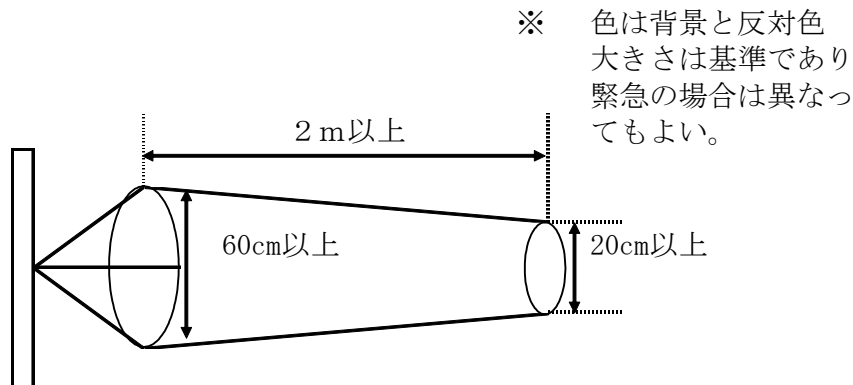
※<>:CH-47Jに適用

(カ) 単機着陸のために必要な広さ



(キ) 標識

(ク) 吹き流し(風向指示器)



イ 危険防止の留意事項

- (ア) 離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- (イ) 着陸点付近に物品等異物を放置しないこと。
- (ウ) 現地に自衛隊が不在の場合、できれば安全上の監視人を配置すること。

ウ ヘリコプター発着場

町内で基準に合致するヘリコプター発着適地の主なものは、資料編資料 53 のとおりである。

(3) 飛行機による物料投下

ヘリコプター以外の航空機による空輸は技術的にも難点があるため、真にやむを得ない場合のみ、天候、地形等を考慮して行われる。

この方法による場合は、町は、自衛隊、県と協議し、その準備にあたるものとする。

第 1 3 節 国土交通省への応援要請及び応援受入れ

(総務対策部)

1. 目 的

この計画は、大規模な自然災害等により著しい被害が発生した場合またはその恐れがある場合には、鳥取県を通じて国土交通省に協力を要請し、災害情報等の交換(※1)や、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被災状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策など、災害応急対策の推進を図る(※2)ことを目的とする。

(※1) リエゾン(現地情報連絡員)による活動

(※2) TEC-FORCE(緊急災害対策派遣員)による活動

2 応援の要請と受入れ

(1) 応援要請

町長は、大規模災害により著しい被害が発生した場合またはその恐れがある場合において、必要がある場合には、鳥取県を通じて国土交通省に協力を要請する。

(2) 受入体制

町長は、国土交通省から協力について承諾を得たとき、または知事より救援協力決定の通知を受けたときは、以下のとおり受入体制を整備する。

ア 必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。

イ 必要に応じて関係職員を派遣して町、県及び国土交通省等相互間の連絡に当たらせる。

第14節 海上保安庁への応援要請及び応援受入れ

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合、海上での活動について海上保安庁に協力を要請し、または県からの要請による同庁の協力を受入れ、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

2 応援の要請と受入れ

(1) 応援要請

町長は、海上での活動について必要がある場合には、海上保安庁に協力を要請する。

(2) 受入体制

町長は、海上保安庁から協力について承諾を得たとき、または知事より救援協力決定の通知を受けたときは、以下のとおり受入体制を整備する。

ア 必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。

イ 必要に応じて関係部課職員を派遣して、町、県及び海上保安庁等相互間の連絡に当たらせる。

第15節 労働力供給計画

(総務対策部、産業・観光対策部)

1. 目的

この計画は、地震時の災害対策に必要な労務者及び技術者の動員を円滑に行い、もって災害対策の万全を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者及び技術者等の動員、雇上げについては町長が行うが、町のみでは必要な労務者等を確保できない場合には、町の要請により、不足する人材については公共職業安定所に紹介を依頼し、技術者等については、関係機関が自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で相互応援を実施するものとする。

3. 労働者等の確保

災害対策を実施するために必要な労働者の確保については、災害時の状況に応じて適宜次の措置を講ずるものとする。

- (1) 災害対策実施機関の常備労務者及び関係業者等の労務者の動員
- (2) 公共職業安定所への求人申込みによる人材の確保
- (3) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (4) 緊急時等による従事命令等による労務者等の強制動員

4. 公共職業安定所への求人申込

(1) 求人申込みの手続き

町は、必要とする人材の確保が困難な場合は、所轄公共職業安定所に次の要項を明らかにして、公共職業安定所が定めた求人申込票を提出し、紹介を依頼するものとする。

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ア 採用職種 | イ 採用数 |
| ウ 作業内容 | エ 作業場所 |
| オ 雇用期間 | カ 勤務時間 |
| キ 賃金額、賃金締切日・支払日
・食事等) | ク 通勤・住込（宿舍の有無・維持費の負担 |
| ケ 残業の有無 | コ その他必要資格等 |

(2) 賃金の額及び負担

災害応急対策実施機関が労務者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とし、その額及び負担については、関係機関と協議して定めるものとする。

5. 労働者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、または特殊作業のため労働力が必要なときは労働者を雇用し、災害応急対策にあたるものとする。

(1) 雇用手続

各対策部が労働者を必要とする場合、次の事項を明示し、産業・観光対策部を通じて関係機関に依頼し雇用するものとする。

- ア 雇用の理由
- イ 所要、職種別人員
- ウ 作業内容
- エ 雇用期間
- オ 就労場所
- カ 賃金
- キ その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金は、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として、災害の特殊事情を考慮の上町長が決定し、支払うものとする。

6. 労働者等の応援要請

町内での動員では労働者が不足する場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村に応援の要請を行うものとする。

- (1) 応援を要請する理由
- (2) 所要職種別人員数
- (3) 作業内容
- (4) 作業期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金
- (7) その他必要な事項

7. 応援要請による技術者等の動員

町は、災害対策に必要な技術者等の確保が困難な場合は、知事及び防災関係機関に対し次の事項を明示し、技術者等の応援派遣あるいはあっせんの要請を行うものとする。

(1) 県に対する職員派遣要請手続き

町長が、県に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 内閣総理大臣または知事に対する職員のアっせん要求手続き

町長等が、内閣総理大臣または知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県または他の市町村の職員派遣についてあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求するものとする。

- ア 派遣のアっせんに求める理由
- イ 派遣のアっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

8. 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策の緊急実施のため必要がある場合には、各法律に基づき、応急業務を行う。(1) 命令の種類、執行者等

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対象者
従事命令	知 事	災対法第71条第1項	災害応急対策事業 (救助法に基づく救助を除く応急措置)	1. 災対法及び救助法による知事の従事命令(災害応急対策及び救助作業) (1) 医師・歯科医師または薬剤師 (2) 保健師・助産師または看護師 (3) 土木技術者または建築技術者 (4) 大工・左官・とび職 (5) 土木及び建設業者並びにこれらの従事者 (6) 地方鉄道業者及び従事者 (7) 軌道業者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びそ
協力命令	町 長	〃 第2項		
〃	知 事	〃 第1項		
〃	町 長	〃 第2項		
従事命令	知 事	救助法第24条	災害救助作業(救助法に基づく救助)	
協力命令	〃	〃 第25条		

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対象者
				の従事者 2. 災対法及び救助法により知事の協力命令(災害応急対策及び救助作業)救助を要する者及び近隣のもの
従事命令 〃 〃	町長 警察官 海上保安官	災対法第65条第1項 〃 第2項 〃 〃	災害応急対策作業 (全般)	町の区域内の住民、また当該応急措置を実施すべき現場にある者
従事命令 〃	消防吏員 消防団員	消防法第29条 第5項	消防作業	火災の現場付近にある者
従事命令 〃 〃	水防管理者 消防団長 消防機関の長	水防法第17条	水防作業	区域内に居住する者または水防の現場にある者

(注) 災対法とは災害対策基本法、救助法とは災害救助法の略称である。

(2) 従事命令等の執行

ア 従事命令等の執行に際しては、必要最少限度によるものとする。

イ 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付するものとする。

(3) 損害補償

従事命令または協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった者またはその遺族等に対しては、「災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例」により損害を補償する。

その他の損害補償は、次の法律に基づき行われる。

- ・ 消防法 第36条の3
- ・ 災害救助法 第29条
- ・ 水防法 第34条
- ・ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
- ・ 海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律

9. 労働力供給に伴う記録

労働者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは、資料編資料85により正確に記録するものとする。

第16節 水防計画

(総務対策部、建設・水道対策部、町消防団)

1. 目的

この計画は、町における洪水または高潮に際し、水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減させるとともに人命及び財産の保護を図ることを目的とする。その内容及び実施は、水防法第7条に基づくものとする。

2. 実施責任者

関係機関等は、水防法により次のとおり水防の責任を果たすものとする。

(1) 水防管理団体

本町は、県知事により指定水防管理団体に指定されている。町区域における水防は、水防法第3条第1項の規定により、水防管理団体の水防管理者である町長が、町水防計画に基づき実施するものとする。

(2) 水防機関の責任

水防管理団体（町）は、水防対策にあたり、水防機関として、鳥取中部ふるさと広域連合消防局、町消防団と連携する。

(3) 地元居住者の責任

水防法第17条の規定により水防管理者、水防団体または消防機関の長より出動を命ぜられた場合は、進んでこれに協力する。

3. 水防組織

(1) 水防本部の設置

水防上必要と認められるときには、水防本部を設けることができる。

(2) 組織

ア 水防本部長は町長をもってあて、事務局は総務課に置く。事務局長は総務課長とし、各事務分担は第1節組織計画による。

イ 町における水防活動については消防団が行うこととし、水防機関の長は消防団長をもってあてる。

その組織等は第2章「災害予防計画」第11節「消防計画」によるものとする。

4. 重要水防区域

町における水防上重要な区域は資料編資料3のとおりである。

5. 水防警報

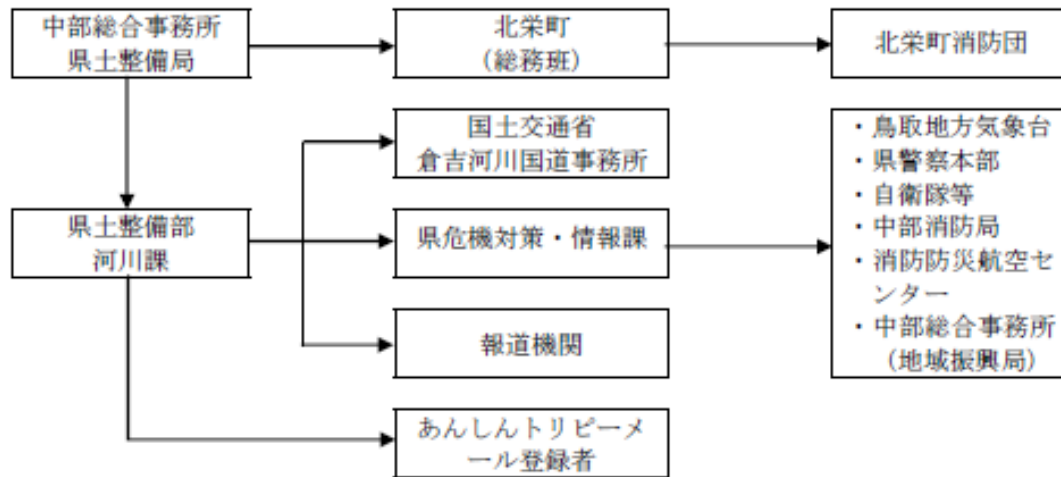
(1) 警報の種別と対象河川

水防法第16条の規定により国土交通省又は県が経済上最も重大なる損害を生ずるおそれがあると認められる河川に対して水防警報を発令する。天神川、由良川が該当する。

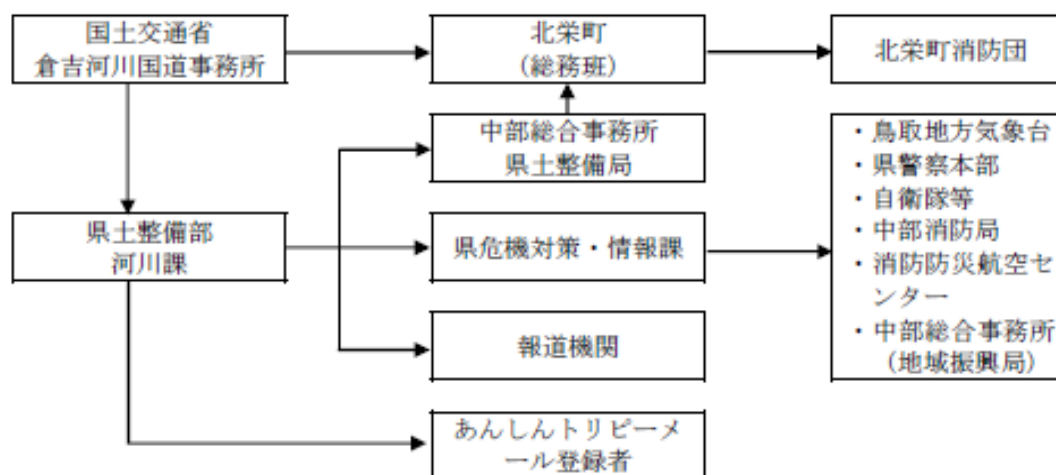
(2) 水防警報の連絡系統

水防警報が発令された場合の連絡系統は次のとおりである。

県知事が発令したとき



国土交通省が発令したとき



国土交通省から市町村への伝達は、運用上の取り扱いである。

6. 洪水予報

(1) 警報の種別と対象河川

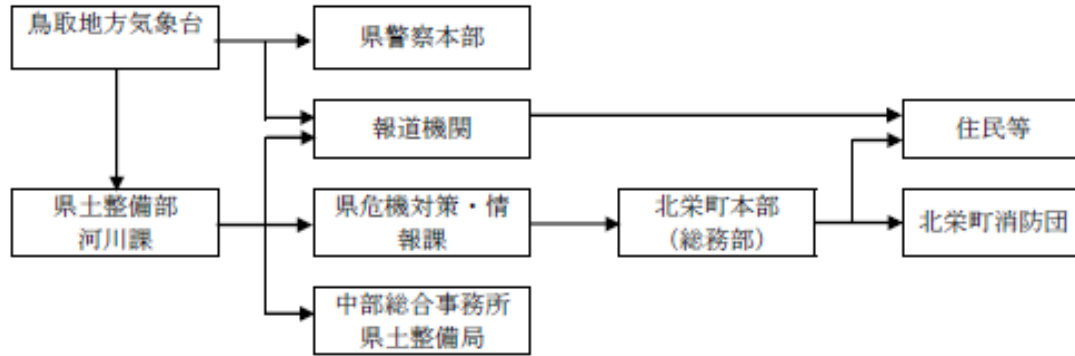
水防法第10条、第11条及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通省、又は県と気象庁が共同で、水位、流量の現況及び予想を示した洪水予報を発表する。天神川、由良川が該当する。

洪水予報の種別	発表基準
洪水注意報	洪水予報の基準点の水位が警戒水位を超え、なお水位上昇により災害の発生する恐れがある場合
洪水警報	溢水、はん濫等により国民経済上重大な損害を生じる恐れがある場合

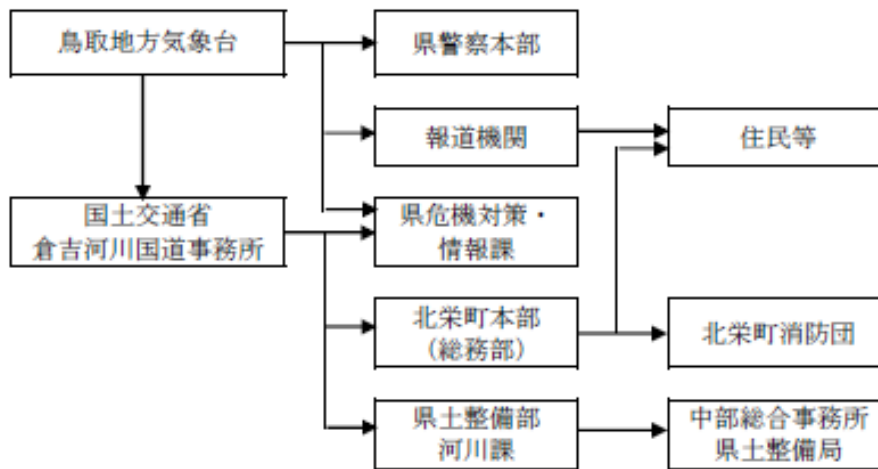
(2) 洪水予報の連絡系統

洪水予報の連絡系統は次のとおりとし、町本部から住民等への伝達手段については「第5章 災害応急対策計画（風水害対策関係）第3節 災害関連情報収集・報告計画」に定めるところによるものとする。

県・气象台が共同発表したとき



国土交通省・気象台が共同発表したとき



7. 水こう門操作並びにダム・貯水池等の水防対策

(1) 実施責任者

水こう門・ため池等の水防対策については、それぞれの管理者が責任をもって行う。

(2) 水こう門・ため池等の現況

水こう門等の現況は、資料編資料 16 のとおりである。

(3) 予防体制

水こう門・ため池等の管理者(操作担当者を含む)は気象状況の通報を受けたとき、または出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ、水こう門を閉じ、ため池については下記のため池維持管理要領に従い、必要の措置をとるものとする。

8. 水防用資材

(1) 水防用資材の備蓄

水防用資材は災害時、この資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るように、水防倉庫あるいはこれにかわるべき施設に常に備蓄しておくものとする。なお、水防倉庫 1 棟あたりの備蓄資材の県の基準は次のとおりである。

品名	数量	品名	数量	品名	数量
土嚢	600 枚	掛矢	5 丁	唐くわ	5 丁
むしろ	50 枚	たこづち	5 丁	スコップ	30 丁
なわ	187.5kg	なた	5 丁	投光機	2 基
杉または松丸太 M2	100 本	斧	5 丁	ワイヤーロープ	200m

杉または松丸太 M3	50 本	つるはし	5 丁	鳶口	5 丁
鉄線	20kg	鎌	5 丁		
かすがい	30 丁	鋸	5 丁		

(2) 水防資材の整備

- ア 倉庫内の資材について、総務課は随時調査し、緊急時に役立つよう整備をしておく。
- イ 補充資材確保のため水防区域の資材業者とも協議し、資材の不足を生じた場合は、速やかに補給できるよう準備をしておく。

(3) 水防資材の取り扱い

- ア 水防資材は、水防以外のいかなる工事にも使用することは許されない。
- イ 資材の受払については、帳簿を備え常に正確に記入しておく。帳簿の様式は資料編資料 17 のとおりである。
- ウ 資材を使用したときは5日以内に総務課に報告する。

(4) 備蓄場所

水防倉庫あるいはこれに代わるべき施設の設置場所、備蓄資材の状況は資料編資料 18 のとおりである。

9. 作業従事者の安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防活動の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、水防団員自身の安全確保に配慮しなければならない。

10. 水防信号

水防法第13条の規定により、水防団の水防信号は下記の二種とする。

(1) 出動信号

水防団員及び消防団員全員出動

(2) 危険信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。

水防信号

種 別	打 鍵 信 号	サイレン信号
出動信号	○—○—○ ○ ○—○—○ ○ 3点と1点の斑打	○— ○— 10秒 10秒 10秒
危険信号	○—○—○—○—○ ○—○—○—○—○ 5連打	○— ○— 30秒 30秒 30秒

11. 決壊後の通報並びに決壊後の処理

堤防、その他の施設が決壊したとき等で、地域住民の緊急避難を要するときは、水防法第25条の規定により、町長または消防機関の長は、直ちにその旨第7節「避難計画」により地域住民に伝達するとともに、中部総合事務所県土整備局長並びにはん濫する方向の隣接水防管理団体の管理者に通知しなければならない。

また、水防法第26条の規定により、決壊後といえどもはん濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

1 2. 避難のための立退き

洪水または高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規定により水防本部長（またはその命を受けた職員）若しくは水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、準備またはその立退きを指示する。水防管理者が指示をする場合は、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。

水防管理者は、地元警察署長と協議の上事前に立ち退き計画を作成し、予定立退き先及び経路等を調査し万全の措置を講じておくものとする。

本県においては、水防管理者（町長）と地元警察署長が協議の上事前に立退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、立退き計画を所轄消防署長その他必要な所に通知するものとする。洪水または高潮により危険が切迫し立退きの必要を認めた場合は、水防管理者が準備並びに立退きを指示する。ただし水防管理者が不在の場合は、地元警察署長がこれにかわって指示する。

1 3. 水防解除

水防管理者は、水位が通報水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、管轄県土整備局長に対しその旨を報告するものとする。

1 4. 水防てん末報告

水防が終結したときは、関係水防管理者は、鳥取県水防体制に示す様式（水防活動実績表、水防活動による使用（消費）資材費内訳、資料編資料 19）により、遅滞なく県土整備局長に報告するものとする。

1 5. 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中または夜間に行うことが多いことから、平素における用意周到な訓練が特に大切である。

各水防管理団体においては、毎年 1 回以上非常事態を想定し、それに対する水防、通信、連絡、出動、警戒、水防工法、避難等について、非常事態に際し適切な措置が講じられるよう訓練しておかなければならない。

16. ため池維持管理要領

(1) 平常時の管理

- ア 毎年1回以上草刈り及び草焼きを行い、草刈後はよくのり面を踏みしめる。
- イ 法面で滑った畑等を耕作させない。
- ウ 漏水には特に注意し、樋管部・余水吐尻を検査する。
- エ 毎年1回堤の縦断測量を行い、天端の沈下を認めたときは速やかに盛土する。
- オ 放水路が堤体を洗掘しないか検査する。
- カ 余水吐には流水の妨げとなるものを置かない。
- キ 地震、洪水等の変事後は全体にわたり検査する。
- ク 流域を踏査して山くずれのおそれがないか確かめておく。

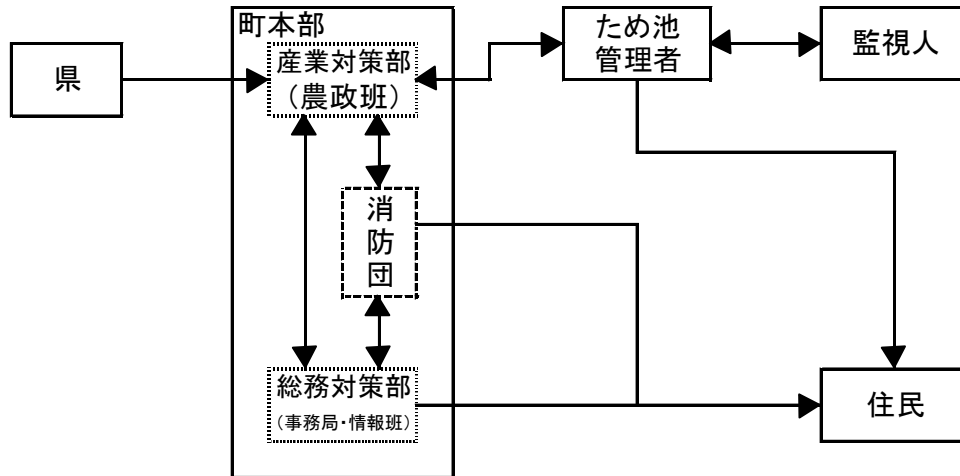
(2) 非常時の対策

- ア ため池の施設管理者は、必要に応じて監視人を配置するものとする。
- イ 時間雨量30mm以上の降雨に際しては、監視人はため池に行き次の事項に注意する。
 - (ア) 樋管を抜くこと。(取入口の樋を閉塞し得る場合は閉めること。)
 - (イ) 流域の状況に注意する。山くずれの起こりやすい箇所は特に注意する。
 - (ウ) 流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は、流域に山くずれなど発生したことがあるので余水の水位上昇に注意する。流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は流域に山くずれなど発生したことが予想されるので余水の水位上昇に注意する。
さらに水位上昇が予想される場合には関係自治会・町本部（農政班・消防団）に対して土嚢・むしろ等水防資材の準備を依頼する。
 - (エ) 監視人は余水吐が計画溢流水深に達した場合には、関係自治会・町本部（農政班）に急報に急報し、流心の方向に当たる自治会に避難の準備をさせること。
なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し決壊のおそれがある場合は仮余水吐を切開すると同時に避難命令を伝達する。
 - (オ) 放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。
 - (カ) 水位の上昇度を15分ごとに調べる。
 - (キ) その他急変の場合は早急に連絡する。
 - (ク) その他急変の場合は早急に町本部（農政班）に連絡する。
- ウ 監視人からの急報を受けた場合、関係自治会・町本部（農政班・消防団）は土嚢・むしろ・なわ・杭等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行し、必要に応じて応急措置を実施する。
- エ 洪水が減少し、または豪雨が止んだ後も監視人は待機する。
水こう門、用排水樋門、ため池、貯水池等は「鳥取県水防体制」を参照のこと。
- オ 県は、町本部（農政班）、土地改良区その他のため池施設管理者に対し、決壊の恐れがある場合の応急措置の助言指導を行うものとする。

(3) ため池管理の連絡体制

- 土地改良区その他のため池の施設管理者は（2）イ（エ）のほか、次の場合において、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、本部（農政班）、県及び住民に対し、情報伝達及び注意喚起を行うものとする。
 - ア 災害の発生が予想され、危害防止のために必要がある場合
 - イ ため池が決壊するおそれがあり、又は決壊した場合なお、ため池管理の連絡体制は、次のとおりとする。

【ため池管理の連絡体制】



17. 樋門操作要領

(1) 操作の方法

- ア 排水樋門は、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。
- イ 用水等の樋門は、洪水時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するよう操作しなければならない。

(2) 警戒体制

洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとする。

(3) 警戒体制における措置

警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- ア 操作員の配置
- イ 樋門の操作のための点検
- ウ その他樋門の管理上必要な措置

(4) 警戒体制の解除

洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

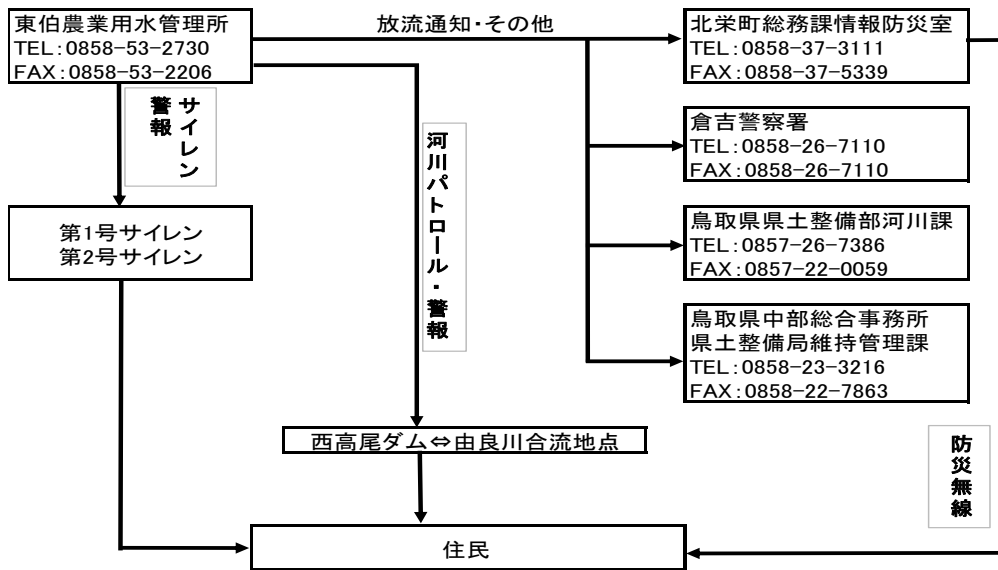
(5) 樋門の連絡体制

樋門の連絡体制は、次のとおりとする。

18. 西高尾ダムの連絡体制

西高尾ダムの連絡体制は次のとおりとする。

西高尾ダム連絡系統図



第17節 機械資機材の調達計画

（建設・水道対策部）

1. 目的

この計画は、地震災害に際し、必要資機材の調達・確保・緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

2. 実施責任者

町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況把握は町長が行う。ただし、建設業者等と協定を締結した場合は、建設業者等は町長に報告を行うものとする。

3. 緊急使用のための調達

一次的には町保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は建設業者等の保有する建設機械等の借上げを行う。

このため、あらかじめ借上げ順位・手段及び費用負担等について建設業者と協議しておくものとする。

4. 応援要請

町だけでは建設機械の十分な確保が不可能な場合は、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。

なお、その状況によっては、自衛隊の災害派遣要請（第13節参照）も考慮する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 機械の種別、性能、台数
- (3) 作業内容
- (4) 就労予定期間
- (5) 運転操作員の有無
- (6) その他必要なる事項

5. 建設機械等の現況

建設機械を保有する町内の応急対策業務協力会社は、資料編資料 23 のとおりである。

第 18 節 災害救助法の適用

(総務対策部)

1. 災害救助法の適用

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次に掲げる災害救助法の適用基準の各号のいずれかに該当するときは、知事が、災害救助法を適用するものとする。町長は知事の補助機関としてこれに協力する。

ただし、知事が救助に関する職権の一部を町長に委任したときは、町長が救助を実施する。

2. 適用基準

- (1) 市町村の区域の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が下記(5)の基準1号以上であること。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合で当該市町村の滅失世帯数が基準2号以上に達したとき。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたとき。
- (5) 災害救助法適用基準表(平成12年10月1日)

市町村の人口	被害世帯数 基準1号	被害世帯数 基準2号
15,000人以上 30,000未満	50世帯	25世帯

※被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を消失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼(壊)流失等の1/2世帯、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。

3. 適用手続

- (1) 町長は災害に際し、災害が前記2.の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。(資料編資料94)
- (2) 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を持つことができないときは、災害救助法の規定による救助を着手し、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受ける。

4. 町長に対する救助の委任

次の事項に該当するときは、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を知事から町長に委任される。

- (1) 町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- (2) 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助及び学用品の給与等、県において困難な救助の実施に関する事務であること。

第19節 食糧供給計画

(民生対策部、産業・観光対策部)

1. 目的

この計画は、災害地における被災者及び災害応急対策実動隊員等に炊き出し、または現物で給与し若しくは供給する食糧について、必要な数量の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

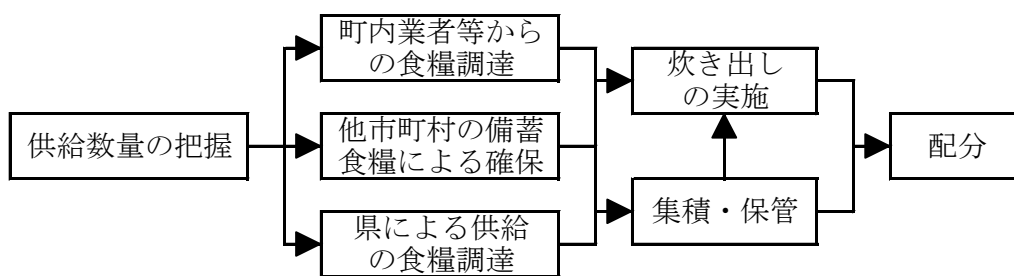
2. 実施責任者

食糧供給の実施は町長が行う。ただし、町だけではその実施が困難な場合は、民間団体、他市町村、県に応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、炊き出し及び食品の供与等については知事が行う。知事から権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては町長が行う。

また、発災直後から町の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食料で対応するよう努める。

災害時の食糧供給に係る主な流れは次のとおり。



3. 供給数量の把握

(1) 供給の対象

応急供給は次に掲げる場合に行う。

- ア 被災者等に対し、炊き出しによる給食を行う場合
- イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができない場合
- ウ 災害地における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧事業に従事する者に対して給食を行う必要があるとき

エ 特殊な災害(ガス施設の爆発等)の発生に伴い、被災者に対して、炊き出し等による給食の必要がある場合

(2) 供給食糧

供給食糧は、米穀、弁当、おにぎり、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンとする。なお、災害時要援護者に対しては、それぞれの態様に応じて粉ミルク及び離乳食、お粥等の柔らかい食品、アレルギー対応食等の提供に努めるものとする。

(3) 供給の基準

ア 供給数量は、次に掲げる一人当たりの基本供給数量に知事が必要と認める受配者の数及び供給の日数を乗じて得た数量とする。

(ア) (1) のアの場合 1食当たり200精米g

(イ) (1) のイの場合 1日当たり400精米g

(ウ) (1) のウ及びエの場合 1食当たり300精米g

イ 乾パンは、知事が必要と認める場合にアの米穀の供給量の外に加配とし供給することができる。

(4) 応急供給の方法

ア 避難所に収容された者に対する供給

避難所ごとに駐在している連絡員は、主食・副食等の必要量を的確に把握し、本部に要請し供給を受けるものとする。

イ 被災者に対する供給・給食

通常の供給機関が供給・給食できないときは、町が直接供給、給食の措置を行う。

ウ 救助作業従事者に対する供給、給食

アに準じて、それぞれの責任者を通じて行う。

エ 災害救助法が発動され、災害応急供給が実施されている期間中は、その地域に居住する被災者に対する通常供給は原則として行わないものとし、町長はこの旨を販売業者及び消費者に周知するものとする。

(5) 不足分の食糧の確保

ア 町内業者等からの食糧の調達

(ア) 町は、不足分の食糧について町内の事業者等から調達が可能な場合は、県と供給数量の調整を行った上で食糧の確保を図るものとする。

(イ) 調達する食糧は、3(2)の食糧の中から被災地の実情等から判断して決定するものとする。

(ウ) 町内業者等から食糧を調達する場合における食糧の輸送は、原則として、調達先の事業者等において実施するものとする。

この場合において、町は、輸送に必要な情報（輸送日時、場所及び経路等）を事業者に連絡し、輸送の円滑な実施を図るものとする。

ただし、事業者等において輸送を実施することが困難な場合は「第30節輸送計画」に定めるところにより実施するものとする。

イ 県に対する供給要請

(ア) 県内各市町村の備蓄食糧による確保

a 供給要請市対策本部（総務班）は、自ら備蓄する食糧だけで不足する場合は「県及び各市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき、県内各市町村で連携して備蓄している食糧について、県に供給の調整を要請するものとする。

b 輸送備蓄食糧の輸送は、応援市町村において実施するものとする。ただし、被災状況等によっては、県と応援市町村の間で輸送手段等を調整するものとする。

- c 応援に要する費用応援に要する費用は、原則として受援市町村が負担するものとする。
- (イ) 県による食糧の調達
- a 要請
- 町は、不足分の食糧を確保するため、供給食糧の確保に必要な事項を示して、県に食糧供給の要請を行うものとする。
- なお、県に対する食糧供給の要請方法については「第12節広域応援計画」、に定めるところによる。
- b 輸送及び引受責任者等
- (a) 町は、県に供給食糧の品目、数量、供給方法、引受場所及び供給予定日時について確認の上、供給食糧の引き受けから炊き出し、配分までの配給計画を定めるものとする。
- (b) 食糧配給計画に定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。
- ・引受責任者、引受場所、引受準備等を定めた引受要領
 - ・配分先ごとの供給食糧の品目、数量、配分方法を定めた配分要領
 - ・供給場所から配分先までの輸送経路、輸送方法を定めた輸送要領
 - ・炊き出しの場所、炊き出し人員、必要物品等を定めた炊き出し要領
 - ・供給食糧の一時保管場所及び方法を定めた保管要領
 - ・その他引き受け、炊き出し及び配分を行うために必要な事項
- c 供給食糧の引き受け及び一時保管を行うには、供給食糧の集積保管、保存設備及び輸送用車両の駐車スペースが十分にある施設を利用することが必要。なお、町における供給食糧の集積予定場所は、次のとおり。

【集積予定場所】

施設名	所在地	電話番号	備考
北栄町B&G海洋センター	北栄町田井	36-3244	
北栄町勤労者体育センター	北栄町由良宿		

4. 米穀類の応急供給

(1) 米 穀

- ア 町長は、被災者並びに救助作業従事者に対して供給・給食を行う必要があると認めた場合は、資料編資料41に定める「応急用米穀割当申請書」を中部総合事務所農林局長(以下「農林局長」)を経由して知事に提出し、知事から米穀類臨時購入切符(割当)を受け、同切符に記載された米穀販売業者から購入し、供給または給食を行う。
- ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を提出するものとする。
- イ 災害救助法が適用され、災害地が交通通信の途絶によって知事の指示が受けられない場合は、次の緊急措置を講ずるものとする。
- (ア) 町長は、直接最寄りの農政事務所消費流通課長又は地域課長に対して、「災害救助用米穀等引渡申請書」をもって引き渡しを要請する。
- なお、消費流通課長又は地域課長に同要請できない場合に限り、保管倉庫の責任者に対して要請することができる。
- (イ) 前項の措置を実施したとき、町長は連絡が付き次第農林局長を経由し、直ちにその旨知事に連絡し、その指示に基づき「応急用米穀割当申請書」に保管倉庫の責任者に提出した受領証の写しを添付して報告する。

ウ 上記により緊急引き渡しを要請できる数量は、被災者及び災害救助作業者に対して配給するのに必要な基準数量を限度とする。

(ア) 小売販売業者が被害を受けたため、消費者に供給することが困難となった場合は、町長は、「災害による一時供給証明書」（資料編資料 41 に定める）を発行し、登録外の小売業者からの購入措置をとる。

(イ) 小売販売業者が被災により、他にこれにかわるべき小売業者がない時は、町長は自ら、または適当と認める者として応急供給を行わせることとする。

(ウ) 前記(ア)、(イ)の措置を行った場合は、その旨農林局長を経由し知事に報告するものとする。

5. 炊き出しその他による食品の給与（災害救助法関連）

(1) 実施機関

下記に掲げる者に対する炊き出しまたは食品の供与については、町長が行う。なお、知事は、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部または一部を実施する。

(2) 炊き出し対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水、山くずれ等のため、炊事ができない者

ウ 旅行者、一般家庭の来訪者、汽車、汽船の旅客等で、食糧品の持ち合わせがなく、調達できない者

エ 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、食糧品を喪失し、持ち合わせのない者

(3) 炊き出し責任者

炊き出し等を実施する場合には、各炊き出し現場にそれぞれ責任者を配置するものとする。責任者には衛生環境対策部員、その他適当な者を町長が指名する。

なお、避難所内での炊き出しで少人数の場合には、避難所の連絡責任員をもってあてることもできる。なお、その実施にあたっては赤十字奉仕団北栄支部等の協力を得て行うものとするが、長期間にわたる場合は、仕出し等の措置を図るものとする。

(4) 応急食糧

炊き出しを行う場合、献立は栄養価等を考慮して作らなければならないが、被災の状況により食器等が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、かん詰等の簡易なものをもってあてる。

(5) 炊き出し施設

町内における各地域ごとの炊き出し可能施設は、資料編資料 45 のとおりである。

(6) 衛生管理

炊き出しにあたっては、次のように常に食品の衛生に心がけるものとする。

ア 炊き出し施設には飲料適水を供給する。

イ 必要な器具、容器をできる限り確保する。

ウ 炊き出し場所に皿洗い設備及び器具類の消毒設備を設ける。

エ ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

オ 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。

(7) 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入し供給する。

(8) 炊き出しの実施期間

- ア 炊き出しは災害発生の日から7日以内を原則とする。なお、災害救助法が適用され、継続実施の必要がある場合には、その期間内に知事あて期間の延長を申請する。
- イ 一時縁故先等に避難する被害者で食糧品を喪失し、持ち合わせのない者に対して炊き出しの期間内において3日以内の食糧品を支給することができる。

(9) 費用の種別及び内容

ア 主食費

- (ア) 米穀販売業者から購入した場合の主食（販売価格）
- (イ) 知事が所長から直接売却を受け、配分した場合の主食（直接売却価格）
- (ウ) 「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者から購入した弁当、おにぎり、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パン等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限しない。（梅干、たくあん、野菜、みそ、しゅうゆ等）

ウ 燃料費

品目、数量等については制限しない。

エ 雑費

- (ア) 器物借上料、使用謝金（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等）
- (イ) 茶、はし、包装紙等の購入費

(10) 炊き出し等の実施に伴う記録

炊き出し責任者は炊き出し等の状況を把握するため、資料編資料46に定める帳簿を整理し、正確に記入し、保管しておくものとする。

(11) 炊き出し等のための応援要請

災害のため、町内では人的・物的に炊き出し等による食品の給与ができないとき、または物資の確保ができないときは、県または隣接市町に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

ア 炊き出しの実施

- (ア) 要請人員
- (イ) 炊き出し予定期間
- (ウ) 炊き出し用備品
- (エ) 集合または送付先

イ 物資の確保

- (ア) 必要物資の種別、数量
- (イ) 必要期日
- (ウ) 引き取りあるいは送付先

ウ その他必要なる事項

第20節 衣料生活必需物資供給計画

(民生対策部、産業・観光対策部)

1. 目的

この計画は、被災者に対し供給する被服、寝具その他生活必需品等物資の確保に努めるとともに、これの適正な給与又は貸与を実施することを目的とする。

2. 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品（以下この章において「救助物資」という。）の給与または貸与の実施は、町長が行う。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、知事はその救助の全部または一部を実施する。

3. 実施の方法

災害救助法を適用するものについては同法により、同法によらないものについては、同法に準じて行うものとする。対象者は、次のとおりとする。

- (1) 住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)及び床上浸水した者
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 物資販売機構の混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活上必要最小限度の家財を直ちに入手することができない者

4. 給与及び貸与の方法

- (1) 物資の購入及び配分計画

産業・観光対策部は世帯構成員別被害状況等を把握し、救助物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより調達し、給与または貸与するものとする。

- (2) 物資の調達

権限を委任された場合、または災害救助法が適用されない場合には、町長が物資調達を行うが、町内で調達困難な場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町に依頼し、調達する。

- | | |
|---------------|------------|
| ア 品目別数量 | イ 必要日時 |
| ウ 引き取りまたは送付場所 | エ その他必要な事項 |

- (3) 救援物資の集積場所

調達した物資または県等からの救援物資の集積場所は、被災の程度、地域に応じて適宜定めるものとする。

- (4) 物資の給与または貸与

物資の給与・貸与については、各自治会長等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

- (5) 品目

救援物資の給与または貸与は、実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- | | | | |
|--------|------|-------|--------|
| ア 寝具 | イ 外衣 | ウ 肌着 | エ 身回り品 |
| オ 炊事道具 | カ 食器 | キ 日用品 | ク 光熱材料 |

- (6) 費用の限度

県が定める基準額に準ずる。

- (7) 救助物資給貸与の期間

災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する救助物資の給・貸与を完了することを原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に給・貸与を完了することができない場合には、この期間内に期間延長を知事に申請する。

5. 義援金品の保管及び配分

被災者用に送付された義援金品等は、民生対策部で受け付け記録したのち、保管し被災の実態に応じて配分するものとする。

6. 確保及び配分のための必要事項の記録

確保及び配分の状況を把握するため、資料編資料 47 に定める帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

第 2 1 節 給 水 計 画

(建設・水道対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害のため飲料水及び生活用水が不足した場合において、町、県、その他関係機関の協力のもとに飲料水の確保を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給の実施は、町長が行う。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、知事はその救助の全部または一部を実施する。

3. 実施の方法

給水は県・保健所等の指示に基づき、消防機関・各自主防災組織等の協力を求めて実施する。

(1) 実施の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって供給し、または確保するものとする。

ア 飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。

イ 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車または容器により運搬供給する。

ウ 飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、供給対象人員等を考慮の上、汚染の少ないと思われる井戸等を水源にして、消毒剤により適切に処理し、飲料水を確保する。

エ 住民に対して貯水・節水の励行を呼びかける。

(2) 給水対策の順序

災害救助法による飲料水の供給と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による生活の用に供される水の供給関係については、災害救助法が被災者に対する応急救助を目的としているところから、災害救助法適用地域においては、災害発生直後まず同法による飲料水の供給を実施するものとする。

4. 給水量等の基準

(1) 供給対象者

飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

(2) 供給量

1人1日3リットル以上を目安とする。なお、感染症法による場合は、1人1日20リットル(ただし、異常大災害の場合は3リットル～5リットル)とする。

(3) 費用の範囲

飲料水の供給を実施するために支出する費用の範囲は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、浄水用の薬品費及び資材費として、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(4) 実施期間

災害発生の日から7日以内を原則とする。なお、災害救助法が適用され、この期間内で打ち切ることが困難な場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請する。

5. 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、「災害時における水道の応急対策業務等に関する基本協定書」に基づく応援要請のため、次の事項を明示し、県または隣接市町等に対して応援要請するものとする。

(1) 給水対象地区・人口

(2) 1日の必要量

(3) 水源の要請

ア 水源からの給水・運搬について

イ 取水日時及び期間

(4) 給水機材の要請

ア 品目別必要数量

イ 必要とする日時及び期間

ウ 機材の運搬について

エ 集積場所

(5) 給水全般に対する要請

ア 給水日時

イ 給水場所

ウ 地区の給水受入体制について

エ その他

(6) その他必要なる事項

6. 給水用資機材の調達

給水のための必要な容器等については調達に努めるものとする。

7. 給水実施に伴う記録

給水を実施した場合は、災害救助法に基づく資料編資料48の様式により正確に記録する。

第22節 入浴計画

(民生対策部、建設・水道対策部)

1. 目的

この計画は、災害のため入浴施設が破壊等により不足した場合に県、町、その他関係機関の協力の基に入浴施設・整備の確保を図ることを目的とする。

2. 実施機関

公衆浴場に対する浴場用水の給水及び仮設入浴施設の供給は町長が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、知事が町長に権限を委任した場合は町長が行う。

3. 実施の方法

町長は、災害を受けた者及び入浴ができない者に対して、公共施設の浴場を開放の措置を行うものとする。また、公共施設の浴場が使用できない場合は、使用可能な施設に協力依頼を行うものとする。

なお、被災者が多く交通等支障をきたす場合においては、浴場用水の給水及び仮設入浴施設の設置

第23節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

(総務対策部、民生対策部)

1. 目的

この計画は、地震等により多数の建築物及び広範囲の宅地が被災した場合に、迅速に危険度を判定することにより二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するとともに、被災世帯向けに応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等を行い、生活再建の場を確保することを目的とする。

2. 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあつては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は、町長が行う。

3. 被災建築物の応急危険度判定の実施

- (1) 町は、応急危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請するものとする。
- (2) 実施本部、支援本部及び応急危険度判定士等は、各業務マニュアルに基づき応急危険度判定を実施するものとする。

4. 被災宅地の応急危険度判定の実施

- (1) 判定対象宅地
宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。
- (2) 危険度判定の実施主体
町長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (3) 実施方法
ア 実施本部、支援本部及び危険度判定士等は、鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき危険度判定を実施するものとする。
イ 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

5. 災害救助法による住宅の応急仮設

地震災害により住家を失った者で直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ協定した団体の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとする。

(1) 実施者

知事が行うものとする。ただし、知事が直接設置することが困難な場合には、県が設計書を指示し、町長に委託する。

(2) 対象者

ア 住家が全壊、全焼または流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者

(3) 入居者の決定

知事が町長の意見を聞いて決定する。なお、町長に権限を委任した場合は、町長が行う。

町長は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を決めて、知事に調査書を提出するものとする。

(4) 建設戸数

災害の規模によりその都度決定する。ただし、災害救助法が適用された場合、救助費支弁の対象戸数は全壊(焼・流失)世帯の3割以内である。

なお、これにより難しい場合は設置戸数の限度引上げを知事あて申請する。

(5) 建設用地の選定

町長は、用地の選定・確保を行う。なお、選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所として、公共用地等から優先する。

(6) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工する。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、期間の延長を知事に対して申請する。

(7) 応急仮設住宅の管理及び供与期間

管理は町長が、知事の委託を受けて行うものとする。被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。しかし特殊事情により存続する場合は、必要に応じ一般の低家賃住宅としての措置を講ずる。

入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

(8) 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

県が定める基準及び基準額に準ずる。

(9) 応急仮設住宅建設に伴う記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法に定める資料編資料50の様式によりその記録を正確に行う。

6. 災害救助法による住宅の応急修理

災害により住家が破損し居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対して行う。

(1) 実施者

町長が現物をもって実施するものとする。

なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部または一部を実施する。

(2) 対象者

- ア 住宅が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では応急修理ができない者

(3) 応急修理の実施方法

- ア 修理家屋の選定は、知事が町長の意見を聞いて決定する。
町長は、民生児童委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて、調査書を知事に提出するものとする。
- イ 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分のみを対象とする。
- ウ 第18節「衣料生活必需物資供給計画」に掲げる基準以内で、各戸にそれぞれの必要最小限の修理を行うものであって、一律に基準単位の範囲の修理を行うものではない。

(4) 対象戸数

災害の規模によりその都度決定する。ただし、災害救助法が適用された場合に、救助費支弁の対象となる戸数は、半壊（焼・流失）世帯の3割以内である。なお、これにより難しい場合は、修理対象戸数の限度引上げを知事あて申請する。

(5) 応急修理の規模

応急修理の規模については、特に修理部分の面積の制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(6) 応急修理の期間

応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完成するものとする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、期間延長を知事あて申請する。

(7) 費用の限度

県の定める基準額に準ずる。

(8) 住宅の応急修理に伴う記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める資料編資料52の様式により正確に記録する。

7. 鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用

町は、鳥取県被災者住宅再建支援条例に基づく基金の積立に拠出を行うものとし、災害時には被災した町民に対し、制度の利用をあっせんするものとする。

被災者住宅再建事業	交付対象者	交付定額
<p>(1) 自然災害により全壊し、または半壊した住宅（人の居住の用に供する家屋または家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者（以下「所有者等」という。）が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。）その他自然災害により居住することが困難となった住宅（以下「全壊住宅等」という。）に代わる住宅の新築または購入（全壊住宅等の所在した市町村の区域内におけるものに限る。）</p>	<p>全壊住宅等の所有者等</p>	<p>全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築または購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ発生日以降に契約（所有者が自ら新築をする場合その他の契約をしない場合にあつては、着手とする。以下同じ。）をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費の額（全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。）</p>
<p>(2) 全壊住宅等の改築または増築（全壊住宅等（当該全壊住宅等と同一の敷地内に存する別棟の浴室及び便所を含む。）の延べ面積の5割以上に相当する部分を建て替える場合に限る。）</p>	<p>全壊住宅等の所有者等</p>	<p>全壊住宅等の改築または増築（発生日の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築または増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費の額（全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。）</p>
<p>(3) 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅（以下「破損住宅等」という。）の補修のうち知事が参加市町村に協議して別に定めるもの</p>	<p>破損住宅等の所有者等</p>	<p>破損住宅等の補修（発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費（破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。）のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を越える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額（当該経費が50万円以下である場合にあつては、当該経費に10分の10を乗じて得た額）</p>
<p>(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業</p>	<p>知事が参加市町村に協議して別に定める者</p>	<p>知事が参加市町村に協議して別に定める額</p>

8. 災害公営住宅の建設

町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、必要に応じ、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内については、3分の2の国の補助を得て、恒久住宅として建設するものとする。

第24節 医療（助産）救護計画

（民生対策部）

1. 目的

この計画は、地震災害により被災地の住民が医療（助産）の途を失った場合、県、町、その他関係機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。

3. 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害発生の日の以前または以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者

4. 医療及び助産の実施

(1) 救護班の編成

医療・助産の実施は町内の医院等の医療関係者をもって救護班を編成し、医療及び助産の実施にあたる。

救護班の編成は次の基準によるものとし、町内で編成する救護班は資料編資料54のとおりである。

(2) 医療（助産）救護班の構成基準

- ア 医師：1人以上
- イ 看護師：2～3人以上
- ウ 保健師：1人以上
- エ その他：1人以上

(3) 医薬品等の確保

医療・助産実施に必要な医薬品及び衛生資材の確保について、町内で調達不可能な場合には次の事項を明示し、中部総合事務所福祉保健局及び隣接市町に要請するものとする。

- ア 品目別必要数量
- イ 必要日時
- ウ 運搬方法について
- エ 集積場所

(4) 災害の程度により必要と認めるときは、県及び中部医師会に対し医療（助産）救護活動につき協力要請する。

(5) 必要に応じ救護所より、中等症患者及び重症患者を後方医療機関へ搬送する。

重症患者等の後方医療機関（救急指定病院）への搬送は、地元消防機関で実施する。

ただし、消防機関の救急車が確保できない場合は、町及び救護班で確保した車両により、搬送する。

5. 医療及び助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術等の治療及び施術
- エ 病院または診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩の前後の介助
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

6. 実施期間

医療については、災害発生の日から14日以内(助産にあつては災害発生の日の以前、または以後7日以内に分べんした者に対して、分べんした日から7日以内)を原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に完了することができない場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請する。

7. 避難所における救護所の開設

災害の状況及び被災者の救護状況を検討し、必要に応じて公共施設等の避難場所に救護所を開設し、医療機関と連絡を密に医療、助産、救護活動を行う。

8. 医療・助産の応援

災害が発生し、町長が要請すれば、救護班は直ちに班を編成し、医療・助産活動にあたるが、町内の救護班だけでは医療・助産の実施が不十分な場合は、県をはじめ日赤県支部等医療機関に次の事項を明示し、応援要請を行うものとする。また、災害の状況及び被災者の救護状況を検討し、必要に応じて公共施設等の避難所に救護所を開設する。

なお、県及び日赤県支部等は、事態に応じ町からの要請を待つまでもなく、医療・助産活動を開始するが、この場合にもこれらの救護班と密接な連絡のもとによく協議し、円滑な医療活動を行うものとする。

- (1) 医療対象地区
- (2) 医療対象人口
- (3) 医療内容
- (4) 救護班の数及び集合場所
- (5) その他必要なる事項

9. 救護班等による医療活動ができない場合

救護班等による医療・助産活動ができない場合には、町対策本部は町内の医療機関に医療活動の協力を求める。

10. 救護活動に伴う記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める資料編資料 59 の様式により正確な記録を行うものとする。

第25節 防 疫 計 画

(民生対策部)

1. 目 的

この計画は、地震時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

2. 一般防疫

(1) 実施責任者

ア 災害地における防疫は、町長が実施する。ただし、町長が実施できないかまたは実施しても不十分であると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）または予防接種法の規定による必要な措置は知事が行う。

イ 町の被害が甚大で町のみで実施できない場合は、他の市町村または県の応援により実施するものとする。

3. 防疫の実施

災害対策本部未設置の場合にあっては、町防疫対策本部を設置し、これに次の各係を設けるものとする。なお、災害対策本部が設けられた場合はこれを本部に吸収するものとするが、この場合にあっては未設置の場合に準じて実施する。

ア 総務記録係	イ 情報連絡係
ウ 資材係	エ 消毒係
オ 給水清掃係(検水調査)	カ 検病調査係

(注) 係の編成は、業務の重複を避けるため適宜兼務することができる。

4. 防疫業務

(1) 物件に係る措置の方法

町は、中部総合事務所長の指示に基づき、被災地域及びその周辺地域について物件に係る措置の方法を実施する。この場合、道路、溝きよ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。

実施要領は、感染症法施行規則第16条に定めるところによるものとする。

(2) 消毒方法

ア 町は、中部総合事務所長の指示に基づき、速やかに消毒活動を実施するものとし、実施要領は感染症法施行規則第14条に定めるところによるものとする。

イ 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い、使用便利の良い場所に配置する。

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 町は、中部総合事務所長の定めた地域内で中部総合事務所長の命令に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第15条に定めるところによるものとする。

イ ねずみ族・昆虫等の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足機材等の調達に万全を図る。

5. 防疫の種別及び方法

(1) 検病及び健康診断

中部総合事務所福祉保健局を主体とし、感染症患者の発生状況を把握し、下痢・有熱患者が現に発生している地域あるいは避難所・浸水地域・その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じて順次実施する。さらに検病調査の結果、必要と認める地域の住民に対して、感染症法第17条第2項の規定により知事が健康診断を行うが、町の担当員もその実施にあたって協力するものとする。

(2) 臨時予防接種

災害時の感染症発生を予防するため、必要に応じて種類・対象・期間等を定め、県と共同して予防接種を実施する。

(3) 消毒方法

ア 公的機関による消毒

中部総合事務所長の指示に基づいて速やかに消毒活動を実施するものとする。

消毒回数等詳細については、被害の状況・消毒場所の地域的条件等を考慮の上適宜定めるものとする。消毒箇所としてはおおむね次の場所とする。

(ア) 浸水家屋・下水・その他不潔な場所

(イ) 避難場所の便所・ごみ捨場・その他不潔な場所

(ウ) 井戸

(エ) 状況によってそ族・昆虫等の駆除

イ 各世帯が行う消毒

床上(必要に応じて床下)浸水地域に対しては、被災直後各世帯に適切な消毒剤を配付して、床・壁等の洗浄、便所等の消毒について実施させるとともに、必要に応じ衛生指導を行う。

6. 患者等に対する措置

(1) 被災地において、感染症患者または病源体保有者の発生が予測されるため、県内の感染症指定医療機関等の確保と患者または保菌者の搬送体制の確立を図り、速やかに入院勧告または措置を取るものとする。

(2) 交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき、または困難なときは臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。

(3) やむをえない理由により感染症指定医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、し尿等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

7. 避難所の防疫措置

(1) 避難所の防疫の徹底

町長は避難所を開設したときは、感染症等の集団発生を防ぐため避難所における防疫の徹底を図る。

(2) 避難者の検病調査

避難者に対しては発病を防ぐため、随時検病調査を実施し防疫の完全を図る。

(3) 衛生消毒剤の散布等の指導

避難場所及び被災地について、衣服の日光浴、適切な消毒剤等による消毒、殺虫剤散布、手洗いの励行等、その予防措置の指導を行う。

(4) 給食従業者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施する。

8. 防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤・薬剤散布用器材の調達先は、資料編資料 73～75 のとおりである。

9. 食品衛生対策

災害発生に際しての感染症発生及び蔓延を防止するため、県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導にあたる。主な指導事項は次のとおりである。

(1) 避難所に対するもの

ア 手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起

イ 被災者の手持食品、見舞食品について衛生指導

(2) 炊き出し施設に対するもの

ア 給食用施設の点検

イ 給食に用いる原材料、食品の検査

(3) 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実情を的確に把握するとともに在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、消失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するように指導する。

10. 飼い犬の管理対策

(1) 実施責任

被災地の飼い犬管理指導は、原則として知事が行うものとするが、町はこれに協力する。

(2) 動物の収容及び飼養

放浪犬等の収容、飼養を行うとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導することにより、犬による人畜への被害発生の防止を図る。

第26節 清掃及び死亡獣畜処理計画

(民生対策部)

1. 目的

この計画は、地震災害発生地における廃棄物による環境汚染を防止し、二次的被害を防止するため、被害地のごみ等の効率的な収集処分の方法を定め、被災地の環境浄化を図ることを目的とする。

2. 実施責任

- (1) 被災地の清掃は、町長が実施するものとする。
- (2) 町のみで処理することが困難な場合は、知事に連絡し、他の市町村または県の応援を求めて実施するものとする。

3. 清掃の実施組織

町は、廃棄物の処理を行うため清掃班を編成する。その編成はおおむね次の基準によるものとする。

- | | | | | | |
|---|-------|------|---|------|----------------|
| ア | ごみ運搬車 | 1台 | イ | 運転者 | 1名 |
| ウ | 作業員 | 5～8名 | エ | 所要器具 | スコップ、フォーク、トビロ等 |
- (注) 作業員については、奉仕団の活用または人夫に雇い上げ等を考慮すること。

4. 応援を求める手続き

- (1) 町長は、町の能力のみで実施が困難と認められるときは、当該地域を所轄する中部総合事務所に対し応援を求め、または他の市町村長に応援を求めて実施するものとする。
- (2) 前項の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 清掃業務の種別
 - イ 清掃所要地域
 - ウ 清掃期間
 - エ 応援を求める人員、機材
 - オ その他参考事項

5. 処理方法

- (1) ごみ処理
ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。このため、町長は、処理方法及び予定場所をあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 死亡獣畜処理
 - ア 死亡獣畜を化製場・死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が町の許可を受けて行うものとする。
 - イ 所有者が判明しないとき、または所有者が実施することができないときは、町長が実施するものとする。

6. 一般廃棄物処理業者の状況

町内における一般廃棄物処理業者の状況は、資料編資料 66 のとおりである。

第27節 トイレ対策計画

(建設・水道対策部)

1. 目的

この計画は、地震災害発生時における被災者のトイレを確保するため定める。

(1) 仮設トイレの設置、維持

仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（または比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】

(2) 携帯トイレの配付

携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。【例：医療用ポータブルトイレ】または、携帯可能な蓄便袋の類【例：カー用品の蓄便袋】

(3) 既存トイレの復旧、維持

既存トイレ：災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備

2. トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講じるものとする。

(1) 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に緊急対応を行うものとする。

(2) 複数手段の活用

特に初動の段階では、物資等が不足して十分な対応を取ることが困難である。隙間のない対策を行うため、複数の手段で補完的に行い、その効果を高めるものとする。

(3) 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。（水引き後間もなくのくみ取り収集等）

(4) 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策を行うものとする。
また、老人や身体に障がいがある者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等にもできる限り配慮するものとする。

3. 実施責任

(1) 被災地のし尿の収集及び処理は町が実施するものとする。

(2) 仮設トイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外は町が行う。

(3) 携帯トイレの調達及び配付は、町が実施するものとする。

(4) 町が実施する業務について、町のみで処理することが困難な場合は、県または県外の市町村に応援を求めるものとする。

4. 応援を求める手続き

(1) し尿処理の応援

町がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 処理が必要な地域
- イ 期 間
- ウ 応援を求める人員、機材
- エ 応援を求める業務の範囲
- オ その他参考事項

(2) 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

- ア 町が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (ア) 設置予定地域
 - (イ) 設置予定期間
 - (ウ) 必要な台数または使用する人数
 - (エ) その他参考事項
- イ 町が携帯トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (ア) 設置予定地域
 - (イ) 設置予定期間
 - (ウ) 必要な台数または使用する人数
 - (エ) その他参考事項

5. し尿処理の実施方法

(1) 実施組織

町は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託または雇い上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

(2) 収集及び処理の方法

- ア し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。
- イ し尿処理場が機能しない時、やむを得ない場合は、町は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。
- ウ 町は、上の2つの場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議の上、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- エ 町は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況及び仮設トイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

6. 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置に当たっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

設置後の、簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求めるものとする。

(1) 応急対応

- ア 町は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。
- イ 町は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没するものとする。
- ウ 町は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを借り上げ、避難所に配置する。
- エ 町は、仮設トイレに必要となる消耗品の配布を行う。
- オ 町は、平素から仮設トイレの借上げルートを確保しておくものとする。

(2) 設置の基準

- ア 町は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道の普及率等に応じた仮設トイレの需要数量を平素から定め、把握しておくものとする。
- イ 仮設トイレの設置の必要が生じた場合、町は、前項で定めた需要数量を元に、仮設トイレの設置計画を決定する。

7. 携帯トイレの配布及び調達の方法

- (1) 被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。
- (2) 被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。
- (3) 町は、携帯トイレに必要となる消耗品の配布を行う。
- (4) 町は、平素から携帯トイレの備蓄を行うとともに、非常時の調達ルートを確認しておくものとする。

8. し尿処理業者の状況

町内におけるし尿処理業者の状況は、資料編資料 70 のとおりである。

第 2 8 節 救出計画

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、地震災害時において町内在住者で生命・身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対する捜索救助を実施し、必要な保護を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。

3. 救出を受ける者

- (1) 災害のため、現に生命身体が危険な状態にあると客観的に認められる者
- (2) 災害のため、社会通念上、生死不明の状態にある者

4. 救出の方法

救出活動は、消防機関を主体に救出班を編成し、救出に必要な車両、舟艇、その他資機材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。

なお、必要な機材等の状況は第 15 節「機械資機材の調達計画」のとおりである。

5. 関係機関等への要請

災害が甚大であり、または特殊災害のため、消防機関または一般協力者の動員のみでは、救出困難な事態の場合は、県・警察・隣接市町に次の事項を明示し、協力を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣について知事に要請するものとする。

- (1) 協力日時
- (2) 集合場所
- (3) 協力人員
- (4) 捜索範囲
- (5) 捜索予定時間
- (6) 携行品
- (7) その他必要なる事項

6. 警察との連絡

被災者の救出にあたっては、特に警察に連絡し協力を要請するとともに、町・消防機関・警察機関の三者は、常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。

7. 救出の期間

災害発生の日から3日以内を原則とする。なお、災害救助法が適用され、この期間内で救出することが困難な場合、その期間内に期間延長を知事に申請する。

ただし、期間延長は生存が明らかな場合のみに限り、期間内に生死が明らかにならない場合は以後死体の搜索として引き続き搜索を行う。

8. 救出活動に伴う記録

救出活動を実施した場合、その要した費用等について災害救助法で定める資料編第40の様式により正確に記録するものとする。

第29節 行方不明者の搜索、死体の処理及び埋葬計画

(民生対策部)

1. 目的

この計画は、地震災害により死亡または行方不明となった者の搜索、死体の処理及び埋葬を行うことを目的とする。

2. 行方不明者の搜索

(1) 実施機関

行方不明者の搜索は町長が行う。なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部または一部を実施する。

死体の搜索は、警察官・消防機関等の協力を得て搜索班を編成し搜索にあたるものとするが、被災の程度、搜索の状況により地域住民の応援を得るものとする。

(2) 実施の方法

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。

ア 搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ 搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町長は、知事に対し必要最小限度の期間延長を要請するものとする。

ウ 搜索のために支出する費用の範囲は、船艇その他搜索のために必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とする。

(3) 応援の要請

町の搜索のみでは搜索の実施が困難であり、かつ隣接市町の応援を必要とする場合、または死体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、次の事項を明示し、県及び関係市町に対し、搜索の応援を要請する。

ア 町内での搜索

(ア) 応援のための人員・必要資材及び集合、集積場所

- (イ) 搜索予定地域
- (ウ) 応援を要する時間
- (エ) その他必要な事項
- イ 他市町での搜索
 - (ア) 死体が埋没または漂着していると予想される場所
 - (イ) 死体数及び氏名・性別・年齢・容ぼう・特徴・着衣等
 - (ウ) その他必要な事項

3. 死体の処理

(1) 実施機関

死体の処理は町長が行う。なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部または一部を実施する。

死体の処理は、搜索班が実施することを原則とするが、必要に応じて町内の医師・住民等の協力を求めて実施する。

(2) 死体の処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、社会混乱期により、死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存または検案を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施するものとする。

(3) 死体の届出

ア 死体を発見した者は、直ちに町長に届け出るものとする。

イ 町長は、届出を受けた場合は、直ちに警察官に届け出るものとする。

(4) 死体の処理の内容

ア 検 案

(ア) 死体の検案は、救護班によって処理することを原則とする。

(イ) 救護班によって検案を行ういとまがないときは、一般開業の医師によることができるものとする。

(ウ) 死体について、死因その他の医学的検査を行う。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別のための処置として行う。

ウ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合等において、死体を特定の場所に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

エ 死体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町長は知事に対し、必要最小限度の期間延長を要請するものとする。

(5) 死体の引き渡し

災害救助法適用地域の死体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の死体の処理は、災害救助法適用地域が社会的混乱のため死体の引取りができない場合に限り、次の措置を講ずるものとする。

ア 死体の身元が判明している場合

(ア) 死体が県内の他の市町に漂着した場合は、町長は、知事の補助機関として死体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 死体が他の県内の市町に漂着した場合は、漂着地の市町において処理されるものとし、その費用については、災害救助法第35条の規定により求償を受けるものとする。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明していない場合であっても、死体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取り扱うものとする。

(イ) 死体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の町長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

4. 埋 葬

(1) 実施機関

埋葬は町長が行う。なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部または一部を実施する。

(2) 埋葬を行う場合

死体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

ア 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

イ 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。

(イ) 墓地または火葬場が浸水または流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。

(エ) 埋葬すべき遺族がいないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

(3) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（町長）が、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬または納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として死体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。なお埋葬にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 事故等による死体は、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の死体は警察機関と連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。

ウ 身元不明の死体の取扱いについては遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

エ 被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理する。

オ 緊急火葬支援体制

(ア) 町長は、死体多数等のため中部広域行政管理組合の火葬場のみで対応できないときは、知事に連絡し他市町に応援を要請する。

(イ) 町長は、死体の搬送について町のみで対応できないときは、知事の応援を要請する。

(ウ) 「緊急火葬支援体制」の連絡体制は別図による。

(4) 埋葬の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町長は知事に対し、必要最小限度の期間延長を要請するものとする。

(5) 災害救助法適用地域の死体が同法の適用されない地域に漂着した場合の埋葬

3「死体の処理」の(5)に掲げるところによる。

5. 海上漂流死体の搜索

死体が海上に漂流している場合、または漂流が予想される場合には県を通じ海上保安部・海上自衛隊等に搜索を要請するものとする。

6. 死体の安置・埋葬等のための施設の状況

死体の安置・埋葬等に関わる施設及び業者の状況は、資料編資料60～62のとおりである。

7. 埋葬及び死体の処理の実施に伴う記録

死体の埋葬及び実施した場合は、災害救助法に定める資料編資料63の様式により正確に記録するものとする。

第30節 障害物の除去計画

(建設・水道対策部)

1. 目的

この計画は、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じているとき、これを除去し、被害者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害によって住居等に運びこまれた障害物の除去は、町長が行う。なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部または一部を実施する。

3. 災害救助法による障害物の除去

(1) 障害物除去の対象等

ア 住家が半壊または床上浸水した住家

イ 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある者の住家

ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないものの住家

エ 原則として、当該災害によって住家が直接被害を受けたものに限る。

オ 除去の対象物は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

カ 汚物の概念にはいるものは、一般的には廃掃法の規定によって除去されるべきであるが、当該汚物が生活上著しく障害となっている場合にはこの計画による除去を行うものとする。

キ 道路上または河川にある障害物については、当該道路または河川の維持管理者がそれぞれ除去するものである。

(2) 障害物の除去の方法

ア 障害物の除去の対象となる住家の選定は、知事が町長の意見を聴いて決定するが、町長に権限を委任した場合は、町長が行う。

町長は、民生児童委員その他関係者の意見を聴き、対象者を定めて、知事に調査書を提出する。

イ 原状回復ではなく応急的な除去に限る。

(3) 障害物の除去実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町長は知事に対し、必要最小限度の期間延長を要請するものとする。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむねね次の場所に集積廃棄または保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

オ 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物保管場所等を公示する。

4. 障害物除去の対象数

災害の規模により、その都度決定する。

災害救助法が適用された場合に救助費支弁の対象となる数は、半壊及び床上浸水世帯の15パーセント以内である。なお、これにより難しい場合は、対象戸数の限度引上げを知事あて申請する。

5. 除去に必要な機械、器具の確保

障害物除去に必要なロープ・スコップ・その他機械器具について、常に必要数量を確保しておくものとする。

6. 障害物の売却及び処分方針

保管した工作物等が滅失、または破損するおそれがあるとき、あるいはその保管に不相当な費用または手数を要するときは、その工作物等を売却し代金を保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札または随意契約により行うものとする。

7. 障害物除去に伴う記録

障害物の除去を行った場合は、災害救助法に定める資料編資料79の様式により正確に記録するものとする。

8. 風力発電施設

風力発電施設が被災し、一般大衆及び周辺施設に支障が生じた場合は、被災者の救護を行うとともに、バリケード等により立ち入りを禁止する措置を講ずる。

通行に支障をきたしている場合は、通行規制を実施する。

第31節 輸 送 計 画

(総務対策部)

1. 目 的

この計画は、地震災害時における被災者の避難、救援物資、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害時における輸送は、災害応急対策を実施する各対策部がそれぞれ行うものとする。災害が激甚等のため災害応急対策実施機関において輸送力を確保できないときは、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

ただし、配車等総合調整は総務対策部が行う。

3. 輸送の方法

輸送の方法は、避難者数、傷病者数、応急対策実施要員数、物資の種類、数量その他緊急性等を勘案し、次の適当な方法によるものとする。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) 航空機による輸送
- (5) ボランティア等による輸送

4. 人員・物資の優先輸送

(1) 人員の輸送

災害時において優先輸送する人員は、災害対策本部員、消防機関の職・団員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員、救出された被災者等とする。

(2) 物資の輸送

物資輸送については、災害の範囲・実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡・調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するものは食糧及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品、災害復旧資材、車両用燃料等とする。

5. 輸送力の確保措置

(1) 自動車による輸送

道路の通行不能の場合以外は自動車による迅速かつ確実な輸送を行う。そのため、自動車の確保を次のとおり行う。

ア 町有のもの

総務対策部が稼動可能数の掌握、配車を行う。

配車の要請については、各対策部が自動車を必要とするとき、総務対策部に配車の要請を行う。

イ その他のもの

各対策部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合、または不足が予想される場合は、総務対策部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

ウ 応援の要請

町長は、災害輸送車両が不足し輸送が不能な場合は、次の条件を明示して知事に要請するものとする。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (ア) 輸送区間及び借上げ期間 | (イ) 輸送人員または輸送量 |
| (ウ) 自動車の種類及び台数 | (エ) 集合場所及び日時 |
| (オ) その他必要な事項 | |

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により車両等による輸送ができないとき、または遠隔地において物資・資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であるときは、総務対策部は西日本旅客鉄道株式会社米子支社に要請を行い、鉄道による輸送の確保を図る。

(3) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合、または海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、担当の総務対策部は町内の船舶を借上げる等の措置によりその確保を図る。

町内で確保できない場合は、県または隣接市町村に対し応援を要請するものとする。応援要請の際の明示事項は、車両によるものに準じて行う。

(4) 航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員・物資の輸送が必要となった場合は、航空機による輸送を行うものとするが、原則としては自衛隊の航空機によるものとする。その手続き等については、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるものとする。

なお、その要請にあたっては緊急度等を十分検討の上行うものとする。

(5) ボランティアによる輸送

車両等機動力による輸送が不可能な場合は、ボランティア等による人力輸送を行う。

(6) 応援要請

- | | |
|-----------------|----------------|
| (ア) 輸送区間及び借上げ期間 | (イ) 輸送人員または輸送量 |
| (ウ) 車両等の種類及び台数 | (エ) 集合場所及び日時 |
| (オ) その他必要事項 | |

6. 輸送路の確保

(1) 陸上輸送

ア 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 災害対策本部は、選定された緊急輸送ネットワークの確保に努め、輸送機能の充実を図る。

(2) 海上輸送

ア 漁港管理者は、町、自衛隊、海上保安部等の協力を得て交通可能な航路等、港湾施設の被害、復旧見込等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 災害対策本部は、漁港施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを定める。

ウ 漁港管理者は、自衛隊、海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

7. 災害救助法による輸送基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送の基準は、次によるものとする。

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送(被災者を誘導するための人員・資材等の輸送)

イ 医療及び助産

重症患者で救護班において処置できないもの等の移送及び救護班の仮設する診療所等への患者輸送あるいは救護班関係者の輸送等

ウ 被災者の救出

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送

エ 飲料水の供給

飲料水の直接輸送及び飲料に適する水を確保するための必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

オ 救済用物資

被災者に給(貸)与する被服、寝具その他の生活必需品、炊き出し用食糧、薪炭、被災児童生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

カ 死体(行方不明者)の捜索

捜索のため必要な人員及び資材等の輸送

キ 死体の処理

死体の処理及び検案のための救護班員等人員の輸送、死体の処置のための衛生材料等の輸送、死体の移動に伴う死体の輸送並びに死体を移送するための人員の輸送

(2) 輸送期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。

(3) 輸送費用

応急救助のために支出できる輸送費の限度は、当該地域における通常の実費とし、その範囲は輸送費(運賃)、借上費、燃料費、消耗器材費及び修繕費である。

(4) 輸送の特例(特別基準)

輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めたときは、知事にその旨を申請するものとする。

(5) 輸送実施に伴う記録

上記の輸送を行った場合には、災害救助法に定める資料編資料 84 の様式により正確に記録するものとする。

第32節 交通確保対策計画

(総務対策部、建設・水道対策部)

1. 目的

この計画は、地震災害時における交通の混乱を防止し、緊急通行の確保を図るため、通行の禁止、制限等の交通確保対策を実施することを目的とする。

2. 災害時における交通規制

町長は、災害時に町が管理する町道、林道、農道等の道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるときは、道路の通行を禁止し、または制限するものとする。なお、この場合は、倉吉警察署長に通知するものとする。

緊急通行車両以外の車両通行禁止の標示は、資料編資料 83。

また、次の区分により、各実施責任者が区間を定めて道路の通行を禁止、または制限を行うこととなっているので、道路管理者と警察署等関係機関は密接な連携のもと、適切な処置をとるものとする。

(1) 規制の実施区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内または隣接県若しくは近接県に災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条
公安委員会	同上	県内の道路に災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	通行の禁止及び制限	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月を超えないものについて実施する	歩行者車両等	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路交通法第46条第1項

(2) 標識等の設置

ア 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制（公安委員会実施）
同法施行規則第5条に定める標示を設置する。

イ 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会実施）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。

ウ 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長実施）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

エ 道路法第46条の規定に基づく規制（道路管理者実施）

同法第47条の4第1項及び第2項の規定による道路標識を設置する。

(3) 車両の運転者の義務

ア 道路の区間に係る通行禁止が行われたときは、車両の運転手は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。

イ 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。

ウ ア及びイにかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、または駐車しなければならない。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイの規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をすることを命じ、または自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイの規定は警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら当該措置をとることができる。

オ 自衛官または消防吏員は、ウまたはエの命令をし、または措置をとったときは、直ちにその旨の当該命令をし、または措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

3. 緊急通行車両の確認

公安委員会は、県内または隣接し、若しくは近接する府県の地域に災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の応急対策を実施するための緊急通行を確保する必要があるときは、区域または道路の区間を指定して、当該緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、または制限する措置を講じることとなっている。

そのため、町においては、緊急通行を行う場合には次の手続きにより警察署から緊急通行車両を証明する標章（資料編資料 81、以下「緊急標章」という。）及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編資料 80）の交付を受けるものとする。

(1) 明示事項

交付を受ける場合は、警察本部または警察署に次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

ア 番号標に標示されている番号

イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）

ウ 使用者住所、氏名

エ 通行日時

オ 通行経路（出発地、目的地）

カ その他必要な事項

(2) 掲示箇所

緊急通行車両の使用者は、「標章」を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、「緊急通行車両確認証明書」を当該車両に備え付けるものとする。

(3) 確認を行う車両の種類

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両

4. 交通路線の確保

「道路交通情報連絡活動要領」（平成15年6月）により道路管理者間において、迅速かつ的確に情報交換を行い、一般交通の安全確保に努める。

第33節 文教対策計画

(文教対策部)

1. 目的

この計画は、地震災害により文教施設が被災し、または児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

2. 実施責任者

文教施設の被災は、直接児童・生徒に重大な影響を及ぼすので、応急措置については第一次的には校長が実施し、第二次的には町立の学校にあっては町教育委員会が、必要な援助協力を行うものとする。

(1) 町立小中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長が行う。

(2) 文教施設の被災は直接児童・生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、各学校ごとの当面の応急措置については、校長が具体的な計画を立て実施するとともに、町長に提出するものとする。

3. 児童・生徒の安全措置

(1) 休校措置

ア 授業開始後の措置

災害が発生し、または発生が予想される場合、各校長は教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとるものとする。

帰宅させる場合は、必要な注意事項を十分徹底させるとともに、次の安全措置をとるものとする。

(ア) 地区別の班編成等によって上級生の引率による集団下校を行う。

なお、必要に応じ教員がこれに付添うなどの措置をする。

(イ) 危険箇所の明示及び下校路の指定等の措置

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線・音声告知機・電話・広報車の利用等、確実な方法で各児童・生徒に徹底させるものとする。

(2) 児童・生徒の避難措置

学校において定めた避難計画に基づき、児童・生徒の安全を図るものとする。避難計画については、第7節「避難計画」によるものとする。

4. 応急教育対策

(1) 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

ア 校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。

イ 町教育委員会は、災害の実情に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2) 応急教育の実施場所

被災の状況を速やかに調査するとともに、次の計画の定めるところにより、応急措置を講ずるものとする。

ア 簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急処理を行う。

イ 被災のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等を利用する。

ウ 校舎の全部または大部分が使用不能の場合は、収容人員等を考慮の上、公民館、その他の公共施設、隣接学校の校舎等の利用または私有施設の借上を行う。

エ 広範囲にわたる激甚な災害のため前記の諸措置が講ぜられない場合は、応急仮校舎を建設する。

(3) 教育施設の確保

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模・被害の程度によっておおむね次の方法によるものとする。

ア 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は速やかに応急修理を行うとともに、一部が使用不能の場合については特別教室、屋内体育施設等を利用し、応急教育を行う。

イ 校舎の全部または大部分が使用不能の場合には、収容人員を考慮の上公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の利用または私有施設の借上げを行う。

ウ 広範囲にわたる激甚な災害により前記の措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設するものとする。

エ 町に適当な施設がない場合は、次の事項を明示し、県あるいは隣接市町に対してあつせんを要請するものとする。

(ア) 通学範囲

(イ) 生徒数

(ウ) 就学期間

(4) 応急教育の方法

被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずることになるが、授業時間数については極力その確保に努める。

(5) 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、その状況により児童・生徒の教育に障害を及ぼすおそれのあるときは、県教育委員会とも緊密な連絡をとり、近接学校からの応援あるいは臨時教員の採用等教員の確保に努める。

5. 児童・生徒の災害援助に関する措置

(1) 教科書及び学用品の給与

学校教育対策部は被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県教育委員会あて報告するとともに、教科書等のあつせんを要請するものとする。その他の学用品についても必要量を調査の上確保を図るものとする。

また、必要に応じ町内あるいは隣接市町の学校に対して使用済みの教科書等の供与についても依頼するよう考慮するものとする。

(2) 支給対象者

災害により教科書及び学用品を滅失またはき損した小学校児童・中学校生徒に対して支給する。

(3) 給与実施者

町長が、町教育委員会及び校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行うものとする。なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部または一部を実施する。

(4) 支給品目

- ア 教科書 教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書
- イ 教材 教科書以外の教材で教育委員会に届出または承認を受けて使用しているもの。
- ウ 文房具 ノート・鉛筆・消ゴム・クレヨン・絵具・画筆・下敷・定規等
- エ 通学用品 運動靴・かさ・かばん・風呂敷・長靴等
- オ その他の品目についても、被災状況・程度等実情に応じ適宜調達支給する。

(5) 支給の方法及び期間

学校教育対策部は各校長を通じ対象者に支給するものとする。

支給の期間については災害発生の日から教科書は1箇月以内、文房具及び通学用品については15日以内にその手続を完了することを原則とする。なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施困難な場合は、この期間内に期間の延長を県教育委員会に申請する。

(6) 費用

災害救助法が適用された場合にあっては、それによって行うものとするが、その限度額を超える部分あるいは災害救助法が適用されなかった場合には有償を原則とする。

(7) 就学困難な児童・生徒に係る就学援助

「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」による。

(8) 学用品の給与に伴う記録

学用品の給与を行った場合には、災害救助法に定める資料編資料87の様式により正確に記録するものとする。

6. 教員確保措置

県教育委員会及び町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は原則として各所属の学校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名・職・氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人員等については、別に定める報告系統により県教育委員会に報告する。

ウ 児童・生徒への臨時的対応

通信の途絶または交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって児童・生徒の安否確認、生活指導にあたらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。

7. 学校給食対策

給食施設が被災したときは、次の事項に留意し適切な措置を行うとともに、早期の開始に努力するものとする。

ア 被害状況(調理関係職員・給食設備・給食物資等)を把握するとともに、その対策を行うこと。

イ 災害地に対する学校給食用物資の補給調整

ウ 衛生管理、特に食中毒・感染症発生等の事故防止を厳重にする。

エ 状況によっては給食の一時中止の措置をとることも考慮する。

8. 保健衛生の管理

学校の保健衛生については、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

(1) 校舎内外の清掃、消毒

(2) 飲料水の使用

(3) 児童・生徒の保健管理及び保健指導

第34節 隣保互助、民間団体活用計画

(民生対策部)

1. 目的

この計画は、地震時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 民間団体との協働

(1) 実施責任者

ア 民間団体の協力要請は町長が実施する。

イ 町が要請を実施できない場合にあっては、県に依頼する。

(2) 対象団体

ア 青年団 イ 婦人会 ウ 赤十字奉仕団 エ 自治会

(3) 協力要請等の順序

ア 町長は、各種災害応急対策の実施について、民間団体の協力を必要とする場合は被災していない町内の民間団体に協力を求め、さらに多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。

イ 赤十字奉仕団の応援協力を必要とするときは、町長は知事へ要請して応援協力を受け取るものとする。

ウ 民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 作業内容

(ウ) 従事場所及び就労予定時間

(エ) 所要人員

(オ) 集合場所 (カ) その他必要事項

(4) 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者及び応急対策作業員等に対する炊き出し
- イ 被災幼児の託児・保育
- ウ 被災者の救出
- エ 救援物資の輸送、被災者に対する配給
- オ 清掃・防疫活動の応援
- カ 避難所の応援
- キ その他災害応急措置の応援

3. 民間企業との協働

(1) 実施責任者

民間企業の協力要請は町長が実施する。

(2) 対象団体

- ア 町及び県との応援協定締結事業所
- イ その他、災害時に町、県の防災活動に協力可能な事業所

(3) 協力要請等の順序

- ア 町は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。
- イ 町は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとする。

- | | |
|------------------|-------------|
| (ア) 応援を必要とする理由 | (イ) 作業内容 |
| (ウ) 従事場所及び就労予定時間 | (エ) 所要人員 |
| (オ) 集合場所 | (カ) その他必要事項 |

(4) 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- ア 初期消火や人命救出・救護活動
- イ 救援活動に必要な資機材・車両などの提供
- ウ 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供
- エ 避難場所等の提供
- オ その他応急対策に必要な事項

第35節 ボランティア受入計画

(民生対策部、町社会福祉協議会)

1. 目的

この計画は、地震災害時の円滑なボランティア活動の確保を図ることを目的とする。

2. 受入計画

町は、大規模災害が発生した場合、ボランティアの協力を得ることとし、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社協、日赤その他ボランティア活動団体との緊密な連携

のもとに相互に協力し、必要な災害ボランティアの受入れとそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めることとする。

3. 生活支援ボランティア（災害発生時の業務）

(1) 町社会福祉協議会

ア 町と協力し、ボランティア活動団体、民生委員、地域住民等による安否確認等を実施、指導するとともに、避難所等の情報を収集する。

イ 町と連絡調整の上、災害発生後受付けたボランティア及び登録済みのボランティアに対し、必要な部署への派遣依頼を行う。

ウ ボランティアが不足する場合は、近隣の市町社協や県社協に派遣要請する。

(2) 被害を受けなかった場合

ア 町社会福祉協議会は、災害発生時受付けたボランティア及び登録済みのボランティアに対し、出勤意向調査を行い、その結果を県社協に報告する。

イ 被災地市町村社協、あるいは県社協からの派遣要請により、ボランティアへ派遣依頼を行う。

第36節 避難行動要支援者対策の強化

(民生対策部、町社会福祉協議会)

1. 目的

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合の避難にあたり他者からの援護が必要な高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人等の避難行動要支援者に対し、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るための体制を整備することを目的とする。

2. 対策の強化内容

(1) 避難行動要支援者に対する支援体制の整備

町は、災害時要援護者名簿に基づいて、平時から一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の支援者を定める等、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に具体的な個別計画を早急に整備するものとする。

(2) 個別計画策定に当たっての留意事項

ア 町は、避難行動要支援者支援班を配置し、防災関係部局、福祉関係部局が横断的に連携した避難支援業務に取り組む。

イ 町は、消防団、自主防災組織等、また、平時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を図り、既存のネットワークを活用する。

ウ 町は、避難行動要支援者の個々の状態を踏まえ、的確に情報が伝達できる具体の手法を定める。（障がいの程度による伝達機器の選定等）

エ 町は、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者情報を防災関係部局等と共有するとともに、さらに避難支援者も平時から共有しておくことが重要である。

オ 町は、避難勧告、避難指示（緊急）のほか、避難準備・高齢者等避難開始を発出する判断基準（第7節避難計画）をあらかじめ定め、当該情報の発出時に避難行動要支援者及び支援者が避難行動を開始するよう、平時から周知を図る。

【避難行動要支援者の状況把握方式例】

	取組例	課題等
同意方式	市町村（防災または福祉部局）、消防団、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて避難行動要支援者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握し、避難支援プランを整備する方式。必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。	効率よく迅速な情報収集が困難であり、対象者の特定の検討が必要。昔ながらの人のつながりにより対象者の把握が可能な地域では取り組むべき。福祉関係者等が福祉施策の一環と位置付け、保有情報をもとに避難行動要支援者と接することも有効。
手上げ方式	制度の創設を周知して、自ら避難行動要支援者名簿等への登録を希望した者につき避難支援プランを整備する方式。必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による避難行動要支援者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
情報共有方式	市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉部局と防災部局とで情報共有し、分析の上、避難行動要支援者を特定し、避難支援プランを整備する方式。	福祉部局が緊急時連絡先、要支援内容等を把握している場合は有効だが、適用する条例例外規定によっては情報共有できる者が限定。特定した避難行動要支援者が必要とする支援内容等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。

※本町は、個別計画を整備するために、本人の同意を得て収集した情報を防災・福祉部局等で共有することを基本としながらも、早急な整備が不可能な場合や同意が得られない場合の対策として、情報共有方式との併用をはかるものとする。

(3) 情報提供

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、ファクシミリやインターネットによる情報提供及び手話通訳者やボランティアの派遣を行い、必要な情報を提供するものとする。

(4) 社会福祉施設等における緊急保護

町は、災害弱者の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、あらかじめ災害時要援護者一時避難施設として協定を結んでいる社会福祉施設の一時入所等への措置を講じるものとする。なお、協定を結んでいる社会福祉施設は、資料編資料 36 に記載のとおり。

(5) 災害時に特に配慮すべき事項

町は、避難行動要支援者に対しては次の事項に十分配慮するものとする。

- ア 条件に適した避難所の提供と集約化
- イ 社会福祉施設への緊急入所等
- ウ 避難所等における避難行動要支援者の把握と要望調査
- エ 避難所のバリアフリー化への配慮
- オ おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮

- カ 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- キ 手話通訳者、ボランティア等の協力による生活支援
- ク 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
- ケ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- コ 仮設住宅の優先的入居
- サ 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認
- シ ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援
- ス 福祉相談窓口の設置

第37節 義援金・義援物資の受入・配分計画

(総務対策部、民生対策部、町社会福祉協議会)

1. 目的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援金・義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

2. 義援金・義援物資の受入れ

震災を受け、被災者に対する義援金・義援物資の受入れを必要とする場合は、町は速やかに義援金や物資の受け付けに関する窓口を設置する。

受け入れ窓口として、県(福祉保健部)、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK 鳥取放送局等の関係機関に募集方法、期間等を定めて募集を要請するものとする。

なお義援物資については、速やかに集積場所を決定する。

3. 義援金・義援物資の配分及び管理

(1) 義援金・義援物資の配分

町は、各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、社会福祉協議会等関係機関と協議し、義援金の配分について協議・決定するものとする。

- ア 義援金の保管
- イ 義援金の配分方法、配分基準、配分時期
- ウ 義援金の使途
- エ その他必要な事項

(2) 義援物資の管理

町は、義援物資を適正に保管するとともに、被災住民のニーズに応じて物資の輸送を行い、保管状況を記録・更新するものとする。

(3) 必要リストの作成

町は、必要に応じ受入れを希望する物資及び希望しない物資リストを作成し、公表するものとする。

なお、原則として、腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

4. 義援物資受入れの広報

町をはじめとする関係機関は、円滑な義援金の受入れと必要を満たす義援物資を受入れるため、報道機関やホームページなどをとおして不特定多数の方への広報に努める。

第38節 交通施設応急対策計画

(建設・水道対策部)

1. 目的

この計画は、地震災害により道路、道路施設、道路の付属物、鉄道等が被害を被り、食糧をはじめとする緊急物資の輸送、患者の移送時交通に著しい支障をきたす場合、速やかに応急対策を実施して交通確保に万全を期することを目的とする。

2. 実施責任者

地震災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その主要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

3. 実施要領

(1) 町道における措置

町長は町道で破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障をおよぼすおそれがある場合、またはその通報を受けた場合はただちに通行の禁止、制限等の規制措置をとるとともに、応急復旧に努め、さらに適当な迂回路のある場合には、その指示を行う等交通の確保を図る。

(2) 国及び県が管理する道路における措置

町長は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、またはその通報を受けた場合は直ちに中部総合事務所県土整備局長等に報告するものとする。

4. 応急工事業要領

(1) 応急工事業実施要領

ア 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は、地域整備課長の判断で工事業実施を行うものとする。

イ 被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、地域整備課長は総務課長と協議の上、財政措置の確認を得たうえ実施する。

ウ 被害の規模が復旧工事費100千円を超える場合であって「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が適用されない場合の応急対策は前記イにより実施し、適用される場合にあつては事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事業を実施するものとする。

(2) 応急対策実施順位

ア 救助実施に緊急を要する路線

イ 定期バス路線または定期自動車路線であるもの

ウ 官公署・学校・病院・郵便局・停車場等の公共的施設に通じているもの。

エ 適当な迂回路のないもの

オ その他民生の安定上必要があるもの

5. 応急対策用資器材の確保

- (1) 実施責任者は、手持ち、若しくは地元業者を通じて確保を図るものとする。
- (2) 災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。
- (3) 業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

6. 応援の要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し応援の要請を行うものとする。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請(第13節「自衛隊災害派遣要請計画」参照)も考慮する。

(1) 作業員について

- | | |
|--------------|--------------|
| ア 応援を必要とする理由 | イ 作業内容 |
| ウ 従事場所 | エ 就労予定期間(時間) |
| オ 所要人員 | カ 集合場所 |
| キ 携行品等 | ク その他必要な事項 |

(2) 機械等について

第15節「機械資機材の調達計画」を参照

第39節 水道施設応急対策計画

(建設・水道対策部)

1. 目的

この計画は、地震災害により水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

水道管理者(町)は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

3. 応急対策

- (1) 水道管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。
- (2) 水道管理者は、直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。
- (3) 水道管理者は、応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- (4) 水道管理者は、緊急度に応じ速やかな応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に応援を要請する。
- (5) 水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

第40節 下水道施設応急対策計画

(建設・水道対策部)

1. 目的

この計画は、災害により下水道及び農業集落排水施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設等の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

2. 実施責任者

下水道管理者は、地震災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

3. 応急対策

- (1) 下水道管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により、要員を確保する。
- (2) 下水道管理者は、直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。
- (3) 下水道管理者は、応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- (4) 下水道管理者は、緊急度に応じ速やかに応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に応援を要請する。
- (5) 下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努める。

第41節 損害補償

(総務対策部)

1. 目的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

2. 災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。公用負担等に依らない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等による。

なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等によるものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第65条第1項、同条第2項、同条第3項	町長ほか	住民又は現場にある者(自然人のみ)	応急措置に従事	災害対策基本法第84条第1項	町

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第71条	県知事	土木技術者、土木業者及びこれらの者の従業者ほか	従事命令、協力命令、保管命令による応急措置に従事	災害対策基本法第84条第2項	県
消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第36条の3	町
消防法第25条第2項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
消防法第35条の10第1項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第45条	水防管理団体
災害救助法第24条第1項	県知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第29条	県(一定額を超える場合は一部国負担)
災害救助法第24条第2項	地方運輸局町(運輸管理部長を含む)	輸送関係者			
災害救助法第25条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

3. 民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産トラブルについては、町は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第4章 災害応急対策計画（震災対策関係）

この計画は、大規模な地震が発生した場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止することを目的とする。

第1節 配備及び動員計画

（全 庁）

1. 目 的

この計画は、地震発生時において災害を防ぎよし、またはその拡大を防止するために平素から防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2. 配備計画

地震時において災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するためとるべき体制は次の基準によるものとする。

なお、職員は動員の指示がなくても、テレビ・ラジオ等で直ちに状況を把握し、自主的に配備につくものとする。

段階	本部の 設置体制	配備基準	配備要員	配備内容
警戒体制	北栄町災害警戒本部	1 震度4の発表（鳥取地方気象台） 2 震度の大きさに関わらず、地震により被害が発生し、対策が必要となった場合。 3 広域連携協定を結んでいる自治体において、震度6弱以上の地震が発表されたとき 4 その他町長が必要と認めたとき。	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	1 情報収集、連絡を行なうとともに、応急対策等の防災活動に従事するものとする。 2 非常体制配備等に向けた準備を行うものとする。
非常体制1	北栄町災害対策本部	1 震度5弱または5強の発表（鳥取地方気象台）	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	1 各課は、情報連絡を密にし、応急対策等を協議の上防災活動に従事するものとする。 2 各課職員は、いつでも防災活動に従事できるよう準備するものとする。
非常体制2		1 震度6弱以上又は津波注意報以上の発表（鳥取地方気象台） 2 およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、町長が必要と認めたとき	全職員	町職員は、全職員をもって防災活動に従事するものとする。

※上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき適用する。

3. 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、配備要員を定め総務課長に報告する。

職員の動員計画の目安は次のとおりとする。

(1) 職員の動員計画

課名	動員数			備考
	警戒体制	非常体制1	非常体制2	
本部	災害警戒本部	災害対策本部		
町長 (本部長)	(待機)	登庁	登庁	
副町長 (副本部長)	(待機)	登庁	登庁	
教育長 (本部付)	(待機)	登庁	登庁	
総務課	2	4	全員	情報防災、総務
北条支所		1		北条支所
税務課		1		税源対策、資産評価
企画財政課		2		住民参画、政策企画、財務
議会事務局		1		
出納室		1		
福祉課	1	2		福祉支援、生活支援、介護保険、地域包括支援、障がい者地域生活支援
住民生活課		1		住民相談、生活環境、風力発電
健康推進課		1		国保医療、健康づくり推進
地域整備課	2	8		
地域整備室	(1)	(4)		地域整備
上下水道室	(1)	(4)		上下水道
産業振興課		2		農林振興、農商工推進
農業委員会		1		
観光交流課		1	観光戦略、交流推進、ふるさと館	
教育総務課		1	学校教育、子育て支援	
生涯学習課		2		文化・スポーツ推進、人権教育推進、中央公民館、図書館
各こども園、保育所		各1		

ア 動員数の増減

各課長は、必要と認める範囲内において、総務課長と協議の上動員数を適宜増減することができる。

イ 防災連絡責任者の任命及び責務

(ア) 各課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。

(イ) 防災連絡責任者の責務は、災害情報・被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報・指示等の発受に関する連絡とする。

(ウ) 防災連絡責任者に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を総務課長まで連絡するものとする。

(エ) 勤務時間外の職員の招集は、携帯電話の通話による連絡網を第一とし、その他についてはメール、電話、防災行政無線等の確実な方法により行なう。

(2) その他の事項

次の内容については、第3章「災害応急対策計画（共通）」第4節「配備及び動員計画」のとおりとする。

ア 消防団の動員計画

イ 動員指示の伝達系統及び方法

ウ 被害状況の調査動員計画（災害対策本部設置前）

エ 職員の待機

オ 標識

第2節 通信情報計画

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、地震・津波に関する各種警報等及び災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

2. 地震・津波警報等の伝達計画

津波警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知される。

津波警報、津波注意報及び津波に関する情報については、気象庁または大阪管区気象台が担当する。鳥取県は、全域が1つの予報区であり、予報区の名称は「鳥取県」である。また、地震については、鳥取地方気象台が発表する。

(1) 津波警報等の種類及び内容

ア 種類

(ア) 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(イ) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 津波警報・注意報

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
津波警報	大津波 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
			10m (5m<予想高さ≤10m)	
5m (3m<予想高さ≤5m)				
	津波 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)

(注) 気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分(一部の地震※については最速2分以内)を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

(イ) 津波予報

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 地震・津波に関する情報の種類と内容

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度情報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分)と地震の揺れの発言時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。なお、津波警報・注意報が発表された場合には、この情報は発表されない。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震度)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。県内には46の震度観測点あり。
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
地震解説資料(準即時的な情報)	県内において震度4以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対称に発表。	

区分	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸で津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。

(3) 津波警報等の発表及び解除

津波予報の発表及び解除は、気象庁または大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務法施行令第8条により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない場合は、町長が発表する。

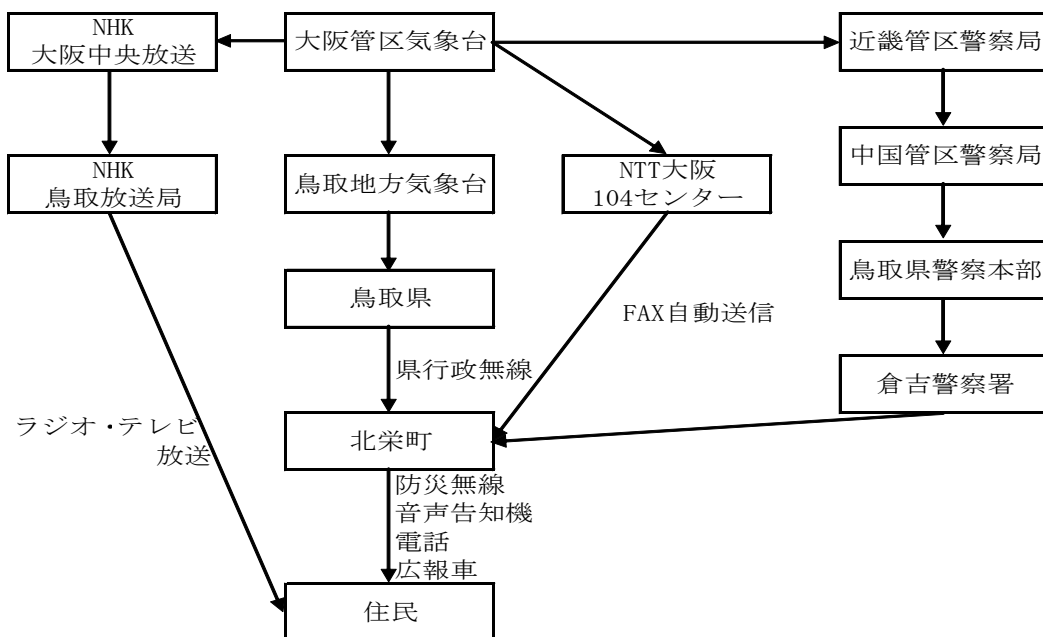
また、緊急措置として、地震発生後30分以内に津波の来襲が予想される場合または通信回線の障害等緊急やむを得ない場合は、鳥取地方気象台が「地震津波情報」を発表することがある。

(4) 津波警報等発表時の措置

鳥取気象台から津波注意報または津波警報が伝達されたときは、町は直ちに防災行政無線、音声告知機及び広報車等により津波注意報または津波警報が発表されたこと、及び直ちに高台に避難することが必要であることを沿岸地区の住民、海水浴客、釣り人、海辺の観光客、沿岸部の工事関係者等に広報するものとする。

(5) 津波警報等の伝達及び方法

気象庁または大阪管区気象台から発表された津波警報等の伝達は、次の伝達系統及び方法により行うものとする。



(注) 海岸沿いに広報車を出動させて津波警報等の広報に努める。オートキャンプ場及びお台場公園へは電話等で伝達する。

3. 地震時における津波警戒による自衛措置

気象庁の行う津波警報等は、地震発生後遅滞なく発表されることになっているが、町においては、津波警報・注意報発表中及び未発表であって震度4以上の地震を感じたときは、津波の早期来襲に備えて次の措置をとる。〔震度4の地震は、つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。また、歩いている人も揺れを感じる。〕

(1) 津波の監視

ア 町は、地震の後、津波の発生を警戒するため鳥取県 河川監視カメラ提供システムによる北条川放水路のライブカメラにより、震度4以上の地震発生後30分間は海面の状態を監視し、津波状況を速やかにとらえ災害対策本部へ報告するものとする。〔佐渡島北方沖で地震が発生した場合、津波の到達には91分程度かかるので注意が必要である。〕

イ 町は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

(2) 報道の聴取

ア 町は、津波警報・注意報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも1時間はNHK放送に注意し、必要に応じ適切な対策を講ずるものとする。

イ 町は、住民がNHK放送や防災広報等を聴取し、自衛措置に努めるよう周知するものとする。

(3) 避難勧告・指示等

海面の監視、報道の聴取により被害を伴う津波の発生が予想される場合は、町は住民に対して避難の勧告、指示等必要な処置をとる。

(4) 県及び隣接沿岸市町への連絡

町は、津波のため住民に避難勧告、指示をした場合、速やかに県及び隣接沿岸市町にその旨連絡する。

4. 異常現象発見時における措置

(1) 異常現象を発見したものは、速やかに町長、警察官または海上保安官に通報するものとする。

(2) 通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を町長に通報するものとする。

(3) (1) または (2) により通報を受けた町長は、直ちに下記機関に通報するものとする。

ア 鳥取地方気象台

イ その地域を管轄する県地方機関(中部総合事務所県土整備局、中部総合事務所農林局)

ウ その他必要と認める関係機関

エ 当該災害に関係ある隣接市町

5. 緊急地震速報の伝達計画

(1) 緊急地震速報の発表及び伝達

ア 緊急地震速報とは

緊急地震速報とは、気象庁が地震の発生直後に瞬時に観測データを解析して、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に、強い揺れが迫っている旨発表する情報のことである(ただし、震源付近では、情報が揺れに間に合わない場合がある。)

イ 緊急地震速報の伝達系統及び実施方法

緊急地震速報の伝達手段としては、テレビ、ラジオ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、携帯電話、ブロードバンド回線、集客施設等における館内放送等が考えられているが、伝達系統及び実施方法は確立されていない。

しかし、情報の性質上、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に発表する情報であるため、町は瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 緊急地震速報の発表時における自衛措置

緊急地震速報を受けて一般市民が不適切に行動した場合（例えば、集客施設等でパニックを引き起こし非常口に殺到したり、自動車を高速で運転中に急に減速するなど）事故が発生するおそれが高いため、町は一般市民が適切に行動できるよう周知広報を図るものとする。

その際、気象庁が緊急地震速報受信時の対応行動の指針である「一般向け緊急地震速報の利用の心得」を示しているため、それに従うものとする。

第3節 災害情報収集計画

（総務対策部）

1. 災害情報の収集・伝達

(1) 被害状況等の調査及び収集

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況等の調査・収集にあつては、各対策部が直接収集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は総務対策部長を通じ、消防団長に依頼できるものとする。収集及び報告系統は次図のとおりで、その取りまとめは総務対策部情報班が行う。

なお、この計画では総括的報告の処理について定め、各課から総務課への被害報告は資料編資料31の様式による。

(2) 被害報告の種別

ア 概況速報

災害が発生したとき、または発生後の状況について、被害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を迅速な手段で報告（通報）するものとする。

なお、非常災害が発生した場合には、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない場合にあつても迅速に当該情報の報告を行うものとする。

イ 被害中間（変動）報告

被害状況が判明次第逐次報告するものとし、報告事項に変更があつたときは、そのつど更新するものとする。

ウ 被害確定報告

当該災害に対する応急措置を完了したのち、20日以内に行うものとする。

2. 町から県及び国への報告

(1) 報告様式及び報告先

ア 総合的な被害報告については、次の報告を鳥取県災害情報システムを利用して行うものとする。

なお、特に必要のある各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通し、所定の様式により行うものとする。

(ア) 速報

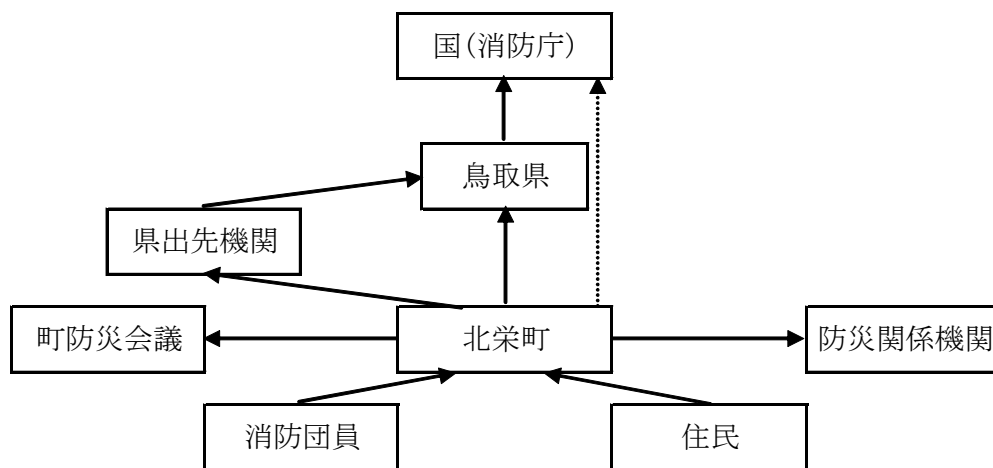
災害が発生したとき、または発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、防災行政無線、電話等により中部総合事務所県民局に報告するものとする。

なお、中部総合事務所県民局に報告ができない場合は、直接県防災局または国（総務省消防庁）に報告するほか、119番通報が殺到する場合等においては、県に加えて、国（総務省消防庁）にも直接報告するものとする。

また、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、町は、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

国（総務省消防庁）の連絡先は次のとおり。

平日 (9:30~17:45)	電話番号	03-5253-7527	総務省消防庁
	FAX	03-5253-7537	震災等応急室
上記以外	電話番号	03-5253-7527	総務省消防庁
	FAX	03-5253-7527	宿直室



(イ) 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、おおむね3時間ごとに報告するものとする。
 なお、報告回数及び時間については、県と協議の上変更することができる。

(ウ) 確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

第5章 災害応急対策計画（風水害等対策関係）

この計画は、風水害等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止することを目的とする。

第1節 配備及び動員計画

（全 庁）

1. 目的

この計画は、災害を防ぎよし、またはその拡大を防止するため、防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2. 配備計画

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するため取るべき体制は次の基準によるものとする。

段階	本部の設置体制	配備基準	配備要員	配備内容
警戒体制（1）	—	1 次の気象警報の1以上が発表されたとき （1）大雨警報（2）洪水警報 （3）高潮警報（4）大雪警報 （5）暴風警報（6）暴風雪警報 2 次の指定河川洪水予報のいずれかが発表されたとき （1）洪水注意報（2）洪水警報 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき （1）出動（2）指示 4 その他町長が必要と認めたとき	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	1 関係各課においては、気象情報等の収集、連絡を行なうとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2 応急対策等の防災活動に従事するものとする。 3 非常体制配備等に対する準備を行うものとする。
警戒体制（2）	北栄町災害警戒本部	1 次の気象情報の1以上が本町及び隣市町で発表されたとき。 （1）記録的短時間大雨情報 （2）土砂災害警戒情報 2 次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。 （1）台風の暴風域が鳥取県を通過することが見込まれるとき。 （2）指定河川洪水予報「洪水警報が発表されたとき。 （3）その他災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。		

段階	本部の 設置体制	配備基準	配備要員	配備内容
非常体制 1	北栄町災害対策本部	1 本町の一部に避難勧告を発したとき。 2 大雨特別警報が発せられたとき。 3 町長が必要と認めたとき。		1 各課は、情報連絡を密にし、応急対策等を協議のうえ防災活動に従事するものとする。 2 各課職員は、いつでも防災活動に従事できるよう準備するものとする。
非常体制 2		1 一部または全域にわたって風水害、その他の大災害が発生する恐れがあるとき、又は甚大な被害を確認したとき。 2 全町にわたる避難勧告を発したとき。 3 その他町長が必要と認めたとき。	全職員	町職員は、全職員をもって防災活動に従事するものとする。

※ 上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき適用する。

3. 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、配備要員を定め総務課長に報告する。

職員の動員計画の目安は次のとおりとする。

(1) 職員の動員計画

課名	動員数				備考
	警戒体制 (1)	警戒体制 (2)	非常体制 1	非常体制 2	
本部		災害警戒本部	災害対策本部		
町長 (本部長)		(待機)	登庁	登庁	
副町長 (副本部長)		(待機)	登庁	登庁	
教育長 (本部付)		(待機)	登庁	登庁	
総務課	2	3	4	全員	情報防災、総務
北条支所		1	1		北条支所
税務課			1		税源対策、資産評価
企画財政課		1	2		政策企画、財務
議会事務局			1		
出納室			1		

課名	動員数				備考
	警戒体制 (1)	警戒体制 (2)	非常体制 1	非常体制 2	
福祉課	1	1	2		福祉支援、生活支援、介護保険、地域包括支援、障がい者地域生活支援
住民生活課		1	1		住民相談、生活環境、風力発電
健康推進課			1		国保医療、健康づくり推進
地域整備課	3	6	8		
地域整備室	(2)	(4)	(6)		地域整備
上下水道室	(1)	(2)	(2)		上下水道
産業振興課		2	2		農林振興、農商工推進
農業委員会			1		
観光交流課		1	1		観光戦略、交流推進、ふるさと館
教育総務課		1	1		学校教育、子育て支援
生涯学習課		2	2		文化・スポーツ推進、人権教育推進、中央公民館、図書館
各こども園、保育所			各1		

ア 動員数の増減

各課長は、必要と認める範囲内において、総務課長と協議の上動員数を適宜増減することができる。

イ 防災連絡責任者の任命及び責務

(ア) 各課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。

(イ) 防災連絡責任者の責務は、災害情報・被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報・指示等の発受に関する連絡とする。

(ウ) 防災連絡責任者に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を総務課長まで連絡するものとする。

(エ) 勤務時間外の職員の招集は、携帯電話の通話による連絡網を第一とし、その他についてはメール、電話、防災行政無線等の確実な方法により行なう。

(2) その他の事項

次の内容については、第3章「災害応急対策計画（共通）」第4節「配備及び動員計画」のとおりとする。

ア 消防団の動員計画

イ 動員指示の伝達系統及び方法

ウ 被害状況の調査動員計画（災害対策本部設置前）

エ 職員の待機

オ 標識

第2節 気象情報等伝達計画

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、災害が発生し、または発生する恐れのある場合、気象、水防、消防等災害関係予報、警報等を迅速かつ的確に伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減及び防止を図ることを目的とする。

2. 防災気象情報

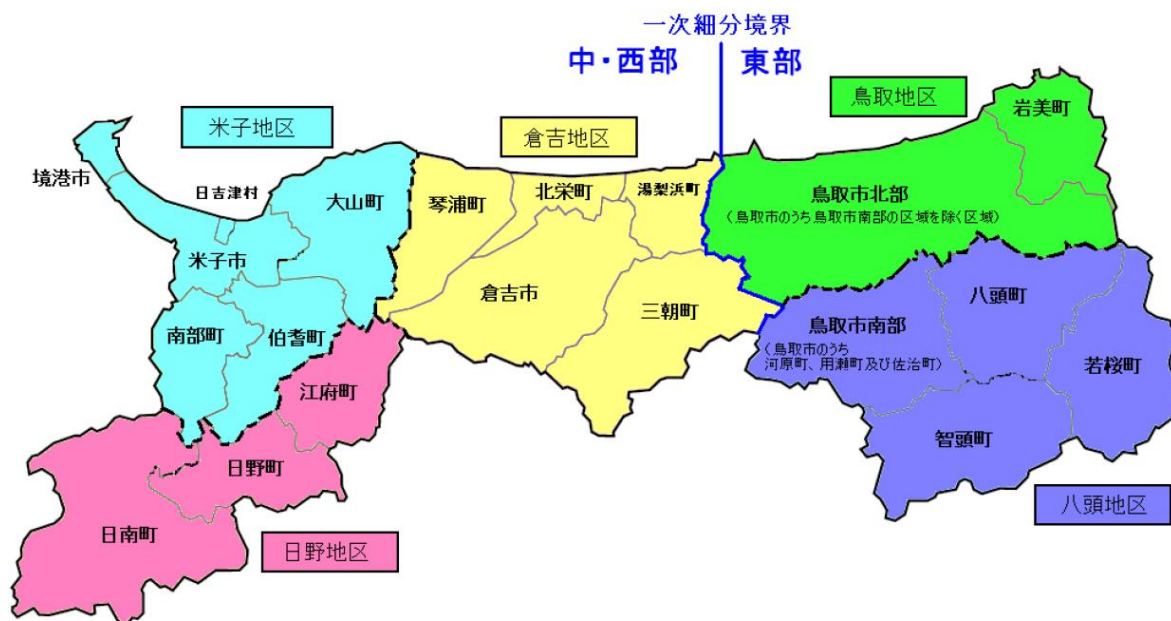
(1) 気象情報の地域細分

気象現象を予測する上で、対象となる区域を出来るだけ限定することは、防災効果を高めるうえできわめて重要となる。そのため、鳥取地方気象台では、気象特性から鳥取県を東部と中・西部に細分し天気予報を発表している。

警報・注意報は、平成22年5月27日から市町村ごとに発表される。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「府県予報」「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全県を対象として発表される。

本町の地域細分は、一時細分区域は「中・西部」、市町村等をまとめた地域は「倉吉地区」、二次細分区域は「北栄町」となる。

鳥取県の細分区域図および細分区域一覧（平成22年5月27日から運用）



府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村等)
鳥取県	東部	鳥取地区	鳥取県北部(鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域)、岩美町
		八頭地区	鳥取市南部(鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町)、若桜町、智頭町、八頭町
	西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
		米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
		日野地区	日南町、日野町、江府町

(2) 特別警報、警報・注意報の発表基準及び種類

ア 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

【参考】北栄町の50年に一度の降水量と積雪深

48時間降水量(mm)	3時間降水量(mm)	土壌雨量指数	土壌雨量指数警報基準
339	133	213	118
積雪深(cm)		76	

特別警報は、府県の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報になるわけではないことに注意すること。

イ 警報・注意報の発表基準

(ア) 大雨警報・注意報

大雨警報			大雨注意報		
雨量基準 (mm)		土壌雨量指数基準	雨量基準 (mm)		土壌雨量指数基準
平坦地	平坦地以外		平坦地	平坦地以外	
3時間雨量 = 90	1時間雨量 = 50	118	3時間雨量 = 50	1時間雨量 = 30	100

※大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。

※土壌雨量指数とは、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨等が、土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、雨が降り止ん

だ後も土壌雨量指数の高い状態が継続することがあり、大雨警報・注意報の発表を継続する。

(イ) 洪水警報

雨量基準 (mm)		流域雨量指数基準		複合基準	指定河川洪水予報による基準
平坦地	平坦地以外				
3時間雨量 = 90	1時間雨量 = 50	—	—	—	天神川〔竹田橋・小田〕 由良川〔瀬戸〕

(ウ) 洪水注意報

雨量基準 (mm)		流域雨量指数基準		複合基準	指定河川洪水予報による基準
平坦地	平坦地以外				
3時間雨量 = 50	1時間雨量 = 30	—	—	—	天神川〔竹田橋・小田〕 由良川〔瀬戸〕

※洪水注意報における流域雨量指数基準の対象河川は、洪水警報の流域雨量指数基準の対象河川と同様である。

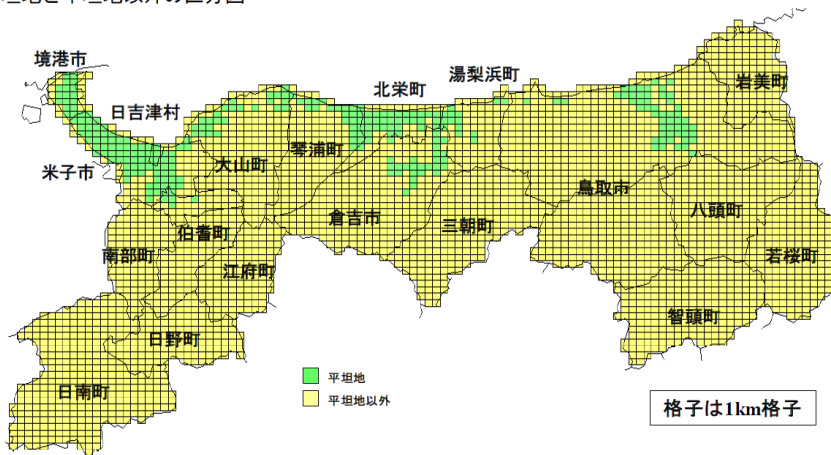
※流域雨量指数とは、河川の流域にこれまでに降った雨と、今後数時間に降ると予想される雨から、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを指数化したものである。

※複合基準とは、河川の水量が増しているところに強い雨が降ると水害が発生し易くなるため、1時間雨量と流域雨量指数を組み合わせた基準である。

※雨が降らない時や、雨が降り止んだ後でも、上流域の降雨により、流域雨量指数が上昇したり、流域雨量指数が高い状態が継続する場合があります。このような場合には、洪水警報・注意報を発表したり、洪水警報・注意報の発表を継続する。

※指定河川洪水予報による基準とは、指定河川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を、△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する。

平坦地と平坦地以外の区分図



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (すべて一河川・湖沼・海浜・海水)として算出)が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

(エ) ア、イ、ウ以外の発表基準

警報名		発表基準	注意報名		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が 起こるおそれがあると予想 される場合 平均風速が陸上で20m/ s 以上、 海上で25m/ s 以上と予想 される場合	気象 注意報	強風注意報	強風によって災害が起こる おそれがあると予想される 場合 平均風速が陸上で12m/ s 以上、 海上で15m/ s 以上と予想 される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大 な災害が起こるおそれがあ ると予想される場合 平均風速が陸上で20m/ s 以上、 海上で25m/ s 以上と予想 される場合（雪を伴う）		風雪注意報	雪を伴う強風によって災害 が起こるおそれがあると予 想される場合 平均風速が陸上で12m/ s 以上、 海上で15m/ s 以上と予想 される場合（雪を伴う）
	大雪警報	大雪によって重大な災害が 起こるおそれがあると予想 される場合 24時間の降雪の深さが平地 で40 c m以上、 山地で80 c m以上と予想さ れる場合		大雪注意報	大雪によって災害が起こる おそれがあると予想される 場合 24時間の降雪の深さが平地 で20 c m以上、 山地で40 c m以上と予想さ れる場合
				なだれ注意 報	なだれによって災害が起こ るおそれがあると予想され る場合 積雪が30 c m以上あり、降 雪の深さが40 c m以上にな ると予想される場合又は山 沿の積雪が60 c m以上あり 、次のいずれかになると予 想される場合 ①日最高気温 8℃以上（鳥 取地方気象台の値） ②かなりの降雨
			濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に 著しい支障が生じるおそれ がある場合 視程が陸上100m以下、海上 500m以下が予想される場 合	
			雷注意報	落雷等により災害が起こる おそれがあると予想される 場合	

警報名		発表基準	注意報名	発表基準
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合
			着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合 気温-1℃～+2℃の条件下で24時間降雪の深さ30cm以上が予想される場合
			霜注意報	10月31日までの早霜及び4月1日以降の晩霜等により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合 最低気温3℃以下が予想される場合
			低温注意報	低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合 最低気温が-4℃以下、ただし、山間部で-6℃
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 北栄町1.3m	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 北栄町0.9m	
波浪警報	波浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が6m以上と予想される場合	波浪注意報	波浪・うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が3m以上と予想される場合	
※地面現象警報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	※地面現象注意報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合	

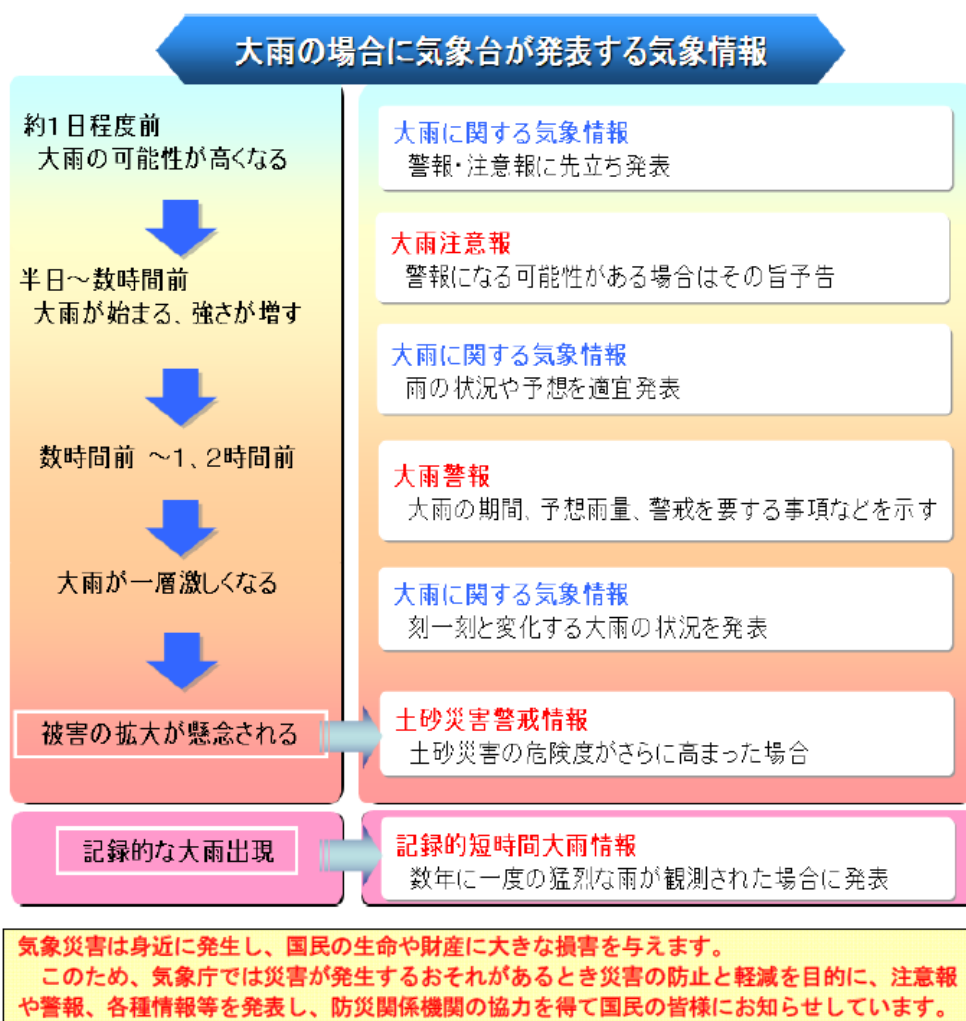
警報名	発表基準	注意報名	発表基準
※浸水警報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	※浸水注意報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合

(注) 1. 基準の数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

2. ※印の警報、注意報は標題を出さないで、気象警報、注意報に含めて行う。

(3) 「気象現象の経過」と「防災気象情報発表の流れ」(大雨の場合)

3.3 「気象現象の経過」と「防災気象情報発表の流れ」(大雨の場合)



(4) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報が発表されている状況で土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、鳥取県と鳥取地方气象台が共同で発表する。

土砂災害、発表単位、発表（解除）基準

対象とする土砂災害	土石流および集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村
発表	大雨警報発表中に実況降雨及び降雨予測に基づき作成した指標が警戒基準に達した場合
解除	実況降雨が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合や、警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合

注：指標には、短期降雨指標に60分間積算雨量（1時間降水量と同一）、長期降雨指標に土壌雨量指数を用いる。

※土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから指数化したものです。地表面を5km四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算する。

(5) 指定河川洪水予報

防災上重要な河川について、管理区分毎に国土交通省河川局と県と気象庁が、共同して指定河川洪水予報を発表している。

気象庁は降雨等気象の予測、河川局や県は河川の水位又は流量の予測を担当して、緊密な連携のもとで洪水予報を行っている。

平成21年6月から由良川において鳥取県と鳥取地方气象台と共同して指定河川洪水予報の発表を開始した。

洪水予報の種類と発表基準等

危険レベル	予報の表題（種類）	発表基準	行動の目安
レベル5	はん濫発生情報（洪水警報）	はん濫の発生	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	はん濫危険情報（洪水警報）	はん濫危険水位に到達	住民の避難完了 状況によっては、市町村の避難指示の発令
レベル3	はん濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後にはん濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達しかつ水位の上昇が見込まれる場合	市町村の避難勧告等の発令の目安 住民の早期避難行動
レベル2	はん濫注意情報（洪水注意報）	はん濫注意水位に到達しかつ水位の上昇が見込まれる場合	市町村の避難準備情報（災害時要援護者情報）発令の目安 水防団出動
レベル1	（発表なし）	（発表なし）	水防団待機

(6) 府県気象情報

府県気象情報には、災害に結びつくような顕著な現象が予想されるが、警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する「予告的情報」と、顕著な現象が切迫している、あるいは発現して警報・注意報を行っている場合などに警報・注意報を補完するために発表する「補完的情報」の2つの機能がある。

ア 予告的情報

警報・注意報の発表まで時間があるとき、先だって注意を促すために予想される現象の概要などを解説する。予告的情報は、文章形式で発表する場合と、台風のシナリオ情報のように図形式で発表する場合がある。

なお、予告的情報で表現する期間は24時間先から2～3日先までの情報です。

イ 補完的情報（見出しのみの短文で伝える気象情報）

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、「重大な災害」が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるため、本文を記述せず、見出し文のみで伝える府県気象情報を発表する。この見出しのみの短文の気象情報では、住民に自治体の避難に関する情報への留意を促し、住民の避難行動を促す内容も併せて記述する。

(7) 記録的短時間大雨情報

気象台が大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度位しか現れないような1時間雨量が観測されたときには、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表し、より一層の警戒を喚起する。

記録的短時間大雨情報発表官署及び発表基準

発表官署	担当区域	1時間雨量 (mm)
鳥取地方気象台	鳥取県	90

(8) 竜巻注意情報

竜巻、ダウンバースト、ガストフロントなど激しい突風をもたらす発達した積乱雲が存在しうる気象状況となったとき、注意を呼びかける気象情報として竜巻注意情報を発表する。

3. 気象情報等の伝達

(1) 住民及び関係機関への伝達

町長は関係機関から特別警報の伝達を受けた場合には、防災行政無線（音声告知機）を通じて迅速に住民に伝達しなければならない。又、気象警報等の伝達を受けたときは、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速かつ的確な方法によって住民及び防災関係機関等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町における気象警報等の取扱い

ア 気象警報等は、勤務時間中は総務課で受信し、別表の伝達系統により関係各機関に伝達するとともに庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

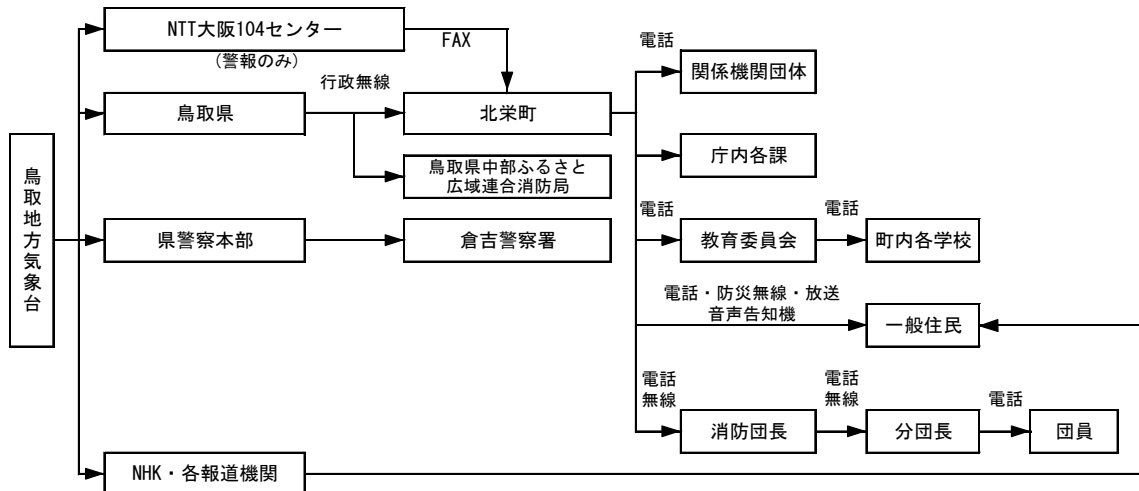
イ 勤務時間外における通報は当直職員が受信し、これを総務課長またはあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。

ウ 当直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 気象警報等の伝達及び方法

鳥取地方気象台から発表された気象警報等の伝達は、次の伝達系統及び方法により行うものとする。

一般の気象警報・気象注意報の伝達経路



なお、注意報についての一般住民への伝達は、特に必要な場合を除き行わない。

(4) 土砂災害発生危険性の危険性に関する情報の伝達

- ア 町は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。
- イ 町又は中部総合事務所に情報が入った場合は、町及び県で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。
- ウ 町は、必要に応じて避難勧告等を発令する。

(5) 異常現象発見時の措置

ア 異常現象の種別

種別	内容
たつ巻	農作物、建造物に被害をあたえる程度以上のもの。
強い降ひょう	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの。
異常潮位	天文潮(干満)から著しくずれ、異常に変動するもの。
異常波浪	海岸等に被害をあたえる程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの。
なだれ	建造物または交通等に被害をあたえる程度以上のもの。
その他異常なもの	地すべり、山くずれ、火災等。

イ 発見者の通報手続

- (ア) 異常現象を発見した者は速やかに町長・警察官または消防機関へ通報しなければならない。
- (イ) 通報を受けた警察官は、速やかに町長・警察署長に通報するものとする。
- (ウ) (ア) または (イ) により通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報するとともに、関係地域の住民に周知する等、必要な措置をとるものとする。
 - A 鳥取地方気象台
 - B 管轄する県の地方機関(中部総合事務所県土整備局、中部総合事務所農林局)
 - C その他必要と認める関係機関
 - D 当該災害に関係ある隣接市町

第3節 災害関係情報収集・報告計画

(総務対策部)

1. 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害関係情報を迅速かつ的確に収集し、もって被害の軽減及び防止を図ることを目的とする。

2. 雨量・水位等の収集計画

雨量・水位等の情報については、国・県及びその出先機関・気象台あるいは隣接市町の協力を得て観測記録の収集に努め、関係ある河川の状況を把握するほか、災害が予想される地区においては、必要に応じて簡易な雨量計及び水位計等を設置し、積極的な情報収集源の養成に努めるものとする。

3. 被害状況等の収集、報告計画

(1) 一般被害状況等の調査及び収集

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況等の調査・収集にあつては、各対策部が直接収集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は総務対策部長を通じ、消防団長に依頼できるものとする。収集及び報告系統は次図のとおりで、その取りまとめは総務対策部情報班が行う。

なお、この計画では総括的報告の処理について定め、各対策部から総務対策部への被害報告は資料編資料31の様式による。

一般被害等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・人的被害 ・住家被害 ・非住家被害 ・火災の状況 ・り災世帯数 ・り災者数・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示(緊急)発令の状況 ・避難所の設置状況・消防団員出動状況 ・災害対策(警戒)本部設置状況 ・避難者の状況(自主避難を含む)・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等 ・孤立集落関係・その他、応急措置を行うにあたり県等の支援が必要となる状況(各種被災地ニーズ) |
|--|

(2) 町の一般被害状況等の収集、報告

各対策部長は第3節「北栄町災害対策本部」の事務分担に従い、被害状況及び応急措置の概要等を収集し総務対策部に報告するものとする。その報告の種類とその後の対応は次のとおりとする。

ア 速報

各対策部は災害が発生したとき、または発生後の状況について、被害の状況、その措置方法等を報告するものとする。総務対策部はこれを速やかに取りまとめ、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配付するものとする。

イ 中間報告

各対策部は被害状況及びその措置の概要を毎日10時、15時現在で取りまとめ、報告するものとする。総務対策部はこれを取りまとめの上、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配付するものとする。なお、報告回数及び時間については、総務対策部と協議の上、変更することができる。

ウ 確定報告

各対策部は当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したのちは、速やかに報告するものとする。総務対策部はこれを取りまとめの上、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、各対策部にその写しを配付するものとする。

(3) 県及び関係機関への被害状況等の報告

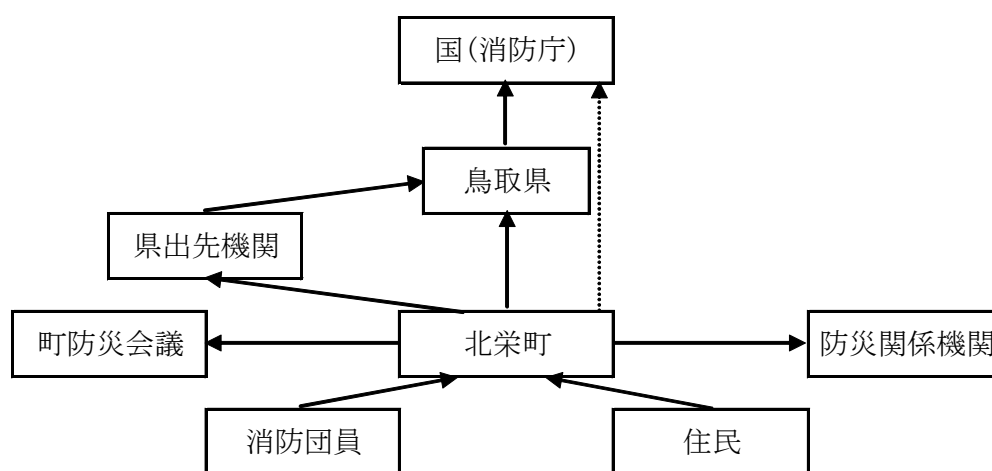
(2) によって取りまとめた被害状況等を鳥取県地域防災計画に定めるところにより県に報告するとともに、必要なときはその他の防災関係機関に通報するものとする。これらの報告等は事務局が行う。

県への報告は、鳥取県災害情報システムにより行なうものとする。

なお、鳥取県災害情報システムにより報告ができない場合は、電話、FAX 等の手段により中部総合事務所地域振興局、県危機管理局または国（消防庁）に行う。

消防庁連絡先

(NTT回線) 03-5574-0119 FAX03-5574-0190



ア 速報

災害が発生したとき、または発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに中部総合事務所地域振興局へ電話・行政無線により報告するものとする。

イ 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を毎日11時、16時の2回報告するものとする。なお、報告回数及び時間については、県と協議の上変更することができる。

ウ 確定報告

当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

(4) 情報伝達・共有にあたっての留意事項

ア 情報の伝達・共有にあたってはスピードと正確性を最優先として、電話、電子メール、FAX、各種無線等の手段より最適なものを選択するものとする。

イ 災害現場の写真を可能な限り撮影し、情報の伝達、共有に活用するものとする。

ウ 避難情報等の住民の身体的安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の訪問による伝達等、確実かつ情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

第 6 章 災害復旧計画

この計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度の災害発生を防止するため必要な施設の新設または改良を早期に実施し、将来に備えることを目的とする。

第 1 節 公共施設災害復旧計画

災害復旧対策として町で実施するものは、おおむね次の計画によるものとする。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 河川 | (2) 海岸 |
| (3) 砂防設備 | (4) 林地荒廃防止施設 |
| (5) 地すべり防止施設 | (6) 急傾斜地崩壊防止施設 |
| (7) 道路 | (8) 港湾 |
| (9) 漁港 | (10) 下水道 |
| (11) 公園 | |

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

3. 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

4. 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法、廃掃法)

5. 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法)

6. 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

7. 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法)

8. 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法、感染症予防法)

9. その他の災害復旧事業計画

10. 公共事業に対する資金計画

町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切で効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

その措置の概要は次のとおりである。

- (1) 災害関係経費にかかる資金需要を迅速かつ的確に把握する。
- (2) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
- (3) 地方交付税の繰り上げ交付を国へ要請する。
- (4) 歳入欠陥債・災害対策債・災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (5) 激甚災害が発生した場合、災害状況を速やかに把握し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助措置」による激甚災害に指定されるよう資料の整備・関係機関への要望等その措置を行う。

第2節 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、県及び町において災害状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

この法律に基づき国が援助する事業は、次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に対する特別の財政援助

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業 | (2) 公共土木施設災害関連事業 |
| (3) 公共学校施設災害復旧事業 | (4) 公営住宅施設災害復旧事業 |
| (5) 生活保護施設災害復旧事業 | (6) 児童福祉施設災害復旧事業 |
| (7) 老人福祉施設災害復旧事業 | (8) 特別養護老人ホーム災害復旧事業 |
| (9) 身体障害者厚生援護施設災害復旧事業 | (10) 知的障害者援護施設災害復旧事業 |
| (11) 婦人保護施設災害復旧事業 | (12) 感染症医療機関災害復旧事業 |
| (13) 感染症予防事業 | (14) 堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内） |
| (15) 堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外） | (16) たん水排除事業 |

2. 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地、農林水産業施設に係る災害復旧事業
- (2) 農業用施設または林道の新設または改良の災害関連事業
- (3) 開拓地における施設の災害復旧事業
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 中小企業者に対する資金の融資に関する特例

4. その他特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 私立学校振興会の業務の特例
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子福祉法による国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者、住宅建設資金融通法の特例
- (9) 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等
- (10) 雇用保険法による失業保険金の支給に関する特例

第3節 資金融資計画

1. 農林水産業者対策

町は、被害を受けた農林漁業者及び組織する団体に対し、災害復旧資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等について指導あっせんを行うとともに、天災融資法に基づく経営等に必要な資金の利子補給並びに損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るものとする。

このため、町は、次の措置を講じるものとする。

- (1) 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会またはその他の金融機関が被害を受けた農林水産業者またはその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あっせん
- (2) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進及び利子補給・損失補償の実施
- (3) 農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせん
- (4) 自作農維持資金融通法による自作農維持資金の融資あっせん
- (5) 農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金にかかる貸付期限の延期等の措置

2. 商工業者対策

被災商工業者に対してその経営の安定を図るため、次の措置をとるものとする。

- (1) 政府及び一般の金融機関に対し、協力融資につき依頼する。
- (2) 地元銀行に対し、町の資金を預託し、貸付条件の円滑化を図るように努める。

3. 住宅金融

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融支援機構のあっせん等を行う。

(1) 災害復興住宅融資

町は、被災者の滅失及び一部破損家屋の状況を調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し、当該資金の金融が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。

なお、町においては、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するように努める。

(2) 地すべり関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を受けた関連住宅を移転または建設しようとするものに対する融資のあっせんについて、町は、災害復興住宅融資と同様の措置を講ずる。

(3) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が10戸以上となった場合は、融資の希望者、被害程度等その実態を把握したうえで、災害特別貸付制度による融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の内容を周知せしめる等必要な処置をとり、借入申し込みにあたっては、その手続き上の指導を行う。このため、町においては被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(4) 住宅緊急改良資金の貸付

町は被害を受けた住宅の復興を図るために住宅の改良、補修を要する資金の融資のあっせんを行う。

4. 災害援護資金対策

(1) 生活福祉基金

町社会福祉協議会は、被災者のうち、低所得者が自立更生するのに必要な経費について、県社協が実施する生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金等の貸付け制度の活用をはかる。

(2) 母子福祉資金の貸付け

町は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子及び父子家庭に対する資金の貸付け事業の活用をはかる。

5. 被災者の生活確保対策

町及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

(1) り災証明の交付

(2) 被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）

(3) 国税、県税、町税の徴収の猶予及び減免の措置

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律、県税条例、町条例）

(4) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付

（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）

(5) 公営住宅の建設（公営住宅法）

(6) 生活必需物資の確保

(7) 小災害被災者に対する見舞金の給与

第4節 被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援する。

1. 法適用の要件

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または2号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ただし、①アまたはイの市町村を含む県内で5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、②アからイに隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。

エ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、及び2世帯以上の全壊が発生した5万人未満の市町村

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊）

(3) 大規模半壊世帯

【大規模半壊世帯の判断基準】

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延べ床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損壊割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

(4) 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は、一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する機会が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図るものとする。【内閣府通知（平成16年10月28日府政防第842号）。】

ア 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、更に浴槽等の水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、大規模半壊又は全壊として取り扱うものとする。

イ 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に扱うものとする。

ウ 浸水等の被害により、流入した土砂の除去又は耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、全壊として扱うものとする。

2. 支給条件

(1) 対象世帯、支給限度額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

（単位：万円）

被災区分	世帯の年収、年齢等	世帯人数	総支給限度額	支援金				※特定長期避難世帯への加算
				①基礎額	②住宅再建方法			
				建設・購入	補修	賃借		
全壊世帯	年齢・年収要件撤廃	複数	300	100	200	100	50	70
		単数	225	75	150	75	37.5	52.5
大規模半壊世帯		複数	300	50	200	100	50	70
		単数	225	37.5	150	75	37.5	52.5

(2) 対象経費

用途の限定はない。

3. 被災者生活再建支援法の適用事務

(1) 県（危機管理局）

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告及び市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を実施する。

(2) 町

住宅の被害認定、り災証明書など被災者の申請に必要な書類の発行及び支給申請書の取りまとめと県への提出を実施する。

(3) 申請期間

ア 住宅建設・購入等を行う世帯への支援金・・・災害発生後 37 月以内

イ その他の経費・・・災害発生後 13 月以内

ただし、都道府県は、被災世帯の世帯主が申請できないやむを得ない事情があると認めるときは申請期間を延長することができる。

第5節 災害復興計画

1. 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

2. 災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、住民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となる。

これを迅速かつ効果的に実施するために、概ね次の手順で行うものとする。

(1) 復興対策組織・体制の整備

被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、町は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。

(2) 復興基本方針の決定

町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

(3) 復興計画の策定

町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。

計画作成にあたっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。

(4) 復興事業の実施

町は、復興事業の実施にあたっては、住民の合意を得つつ、国・県等との密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

3. 留意事項

町は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

(1) 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興にあたっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要がある。

そこで、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握しておくものとする。

(2) 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得てその意見を十分反映させるとともに、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。